（一般災害対策編）

【　目　次　】

≪一般災害対策編≫

第１部　総則

第１章　計画の目的等・・１－１－１
　第１節　計画の目的・・１－１－１
　第２節　計画の性格・・１－１－１
　第３節　計画の理念・・１－１－２
　第４節　計画の修正・・１－１－３
　第５節　計画の周知・・１－１－３
第２章　防災関連機関の業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１－２－１
第３章　市民及び事業所の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１－３－１
第４章　市の地域特性及び災害特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１－４－１

第２部　災害予防

第１章　災害に強い施設等の整備・・２－１－１
　第１節　土砂災害等の防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１－１
　第２節　河川災害・高潮災害等の防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１－５
　第３節　防災構造化の推進・・２－１－８
　第４節　建築物災害の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１－11
　第５節　ライフラインの災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１－13
　第６節　農業災害の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－１－18
　第７節　防災研究の推進・・・２－１－22
第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－２－１
　第１節　防災組織の整備・・・２－２－１
　第２節　通信・広報体制の整備・・・２－２－４
　第３節　気象観測体制の整備、観測資料の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－２－７
　第４節　消防体制の整備・・・２－２－８
　第５節　避難体制の整備・・・２－２－11
　第６節　救助・救急体制の整備・・・２－２－20
　第７節　交通確保体制の整備・・２－２－23
　第８節　輸送体制の整備・・・２－２－25
　第９節　医療体制の整備・・・２－２－27
　第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－２－29
第３章　市民の防災活動の促進・・２－３－１
　第１節　防災知識の普及啓発・・・２－３－１

第２節　防災訓練の効果的実施・・・２－３－５
第３節　自主防災組織の育成強化・・・２－３－８
第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２－３－13
第５節　防災ボランティアの育成強化・・２－３－14
第６節　企業防災の促進・・２－３－16
第７節　要配慮者の安全確保・・・２－３－17

第３部　災害応急対策

第１章　活動体制の確立・・３－１－１
第１節　応急活動体制の確立・・・３－１－１
第２節　情報伝達体制の確立・・・３－１－16
第３節　災害救助法の適用及び運用・・３－１－21
第４節　広域応援体制・・・３－１－28
第５節　自衛隊の災害派遣・・３－１－33
第６節　技術者、技能者及び労働者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－１－38
第７節　ボランティアとの連携・・・３－１－41
第８節　災害警備体制・・・３－１－44
第２章　警戒避難期の応急対策・・３－２－１
第１節　気象警報等の収集・伝達・・・３－２－１
第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－２－11
第３節　広報・・・３－２－16
第４節　水防・土砂災害等の防止対策・・３－２－20
第５節　消防活動・・３－２－23
第６節　避難の指示、誘導・・・３－２－24
第７節　救助・救急・・・３－２－36
第８節　交通確保・規制・・・３－２－38
第９節　緊急輸送・・３－２－41
第 10 節 医療・助産・メンタルケア・・・３－２－45
第 11 節 要配慮者への緊急支援・・３－２－52
第３章　事態安定期の応急対策・・３－３－１
第１節　指定避難所の運営・・・３－３－１
第２節　食料の供給・・３－３－５
第３節　給水・・３－３－９
第４節　生活必需品の給与・・３－３－12
第５節　感染症予防対策・・３－３－14
第６節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－３－16
第７節　行方不明者の捜索、遺体の処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－３－21
第８節　住宅の供給確保・・３－３－25
第９節　文教対策・・３－３－28

第 10 節 義援物資等の取扱・・ ３－３－32
第 11 節 農林水産業災害の応急対策・・ ３－３－34
第４章　社会基盤の応急対策・・ ３－４－１
第１節　電力施設の応急対策・・・ ３－４－１
第２節　ガス施設の応急対策・・・ ３－４－３
第３節　上水道施設の応急対策・・ ３－４－５
第４節　下水道施設の応急対策・・ ３－４－６
第５節　電気通信施設の応急対策・・・ ３－４－８
第６節　道路・河川等の公共施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３－４－10

第４部　特殊災害

第１章　海上災害等対策・・・ ４－１－１
第１節　予防対策・・ ４－１－１
第２節　応急対策・・ ４－１－４
第２章　道路事故対策・・ ４－２－１
第１節　予防対策・・ ４－２－１
第２節　応急対策・・ ４－２－３
第３章　危険物等災害対策・・・ ４－３－１
第１節　予防対策・・ ４－３－１
第２節　応急対策・・ ４－３－３
第４章　林野火災対策・・ ４－４－１
第１節　予防対策・・ ４－４－１
第２節　応急対策・・ ４－４－３
第５章　不発弾等処理対策・・・ ４－５－１
第１節　不発弾等の処理主体等・・ ４－５－１
第２節　処理のための事前準備・・ ４－５－３
第３節　処理体制・・ ４－５－５
第４節　海上で不発魚雷等が発見された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４－５－７
第６章　航空機事故対策・・ ４－６－１
第１節　災害予防・・ ４－６－１
第２節　応急対策・・ ４－６－２

第５部　災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧・・ ５－１－１
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５－１－１
第２節　激甚災害の指定・・ ５－１－３
第２章　被災者の災害復旧・復興支援・・ ５－２－１
第１節　被害者の生活確保・・・ ５－２－１
第２節　被災者への融資措置・・・ ５－２－11

第１部　総　則

第１章　計画の目的等

第１節　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、鹿屋市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、市内の土地や各種施設、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

鹿屋市地域防災計画は、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、震災・津波災害に係る「震災対策編」及び火山災害に係る「火山災害対策編」から構成される。

本計画は、鹿屋市の災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画に基づいて作成し、当該計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

図　地域防災計画の体系

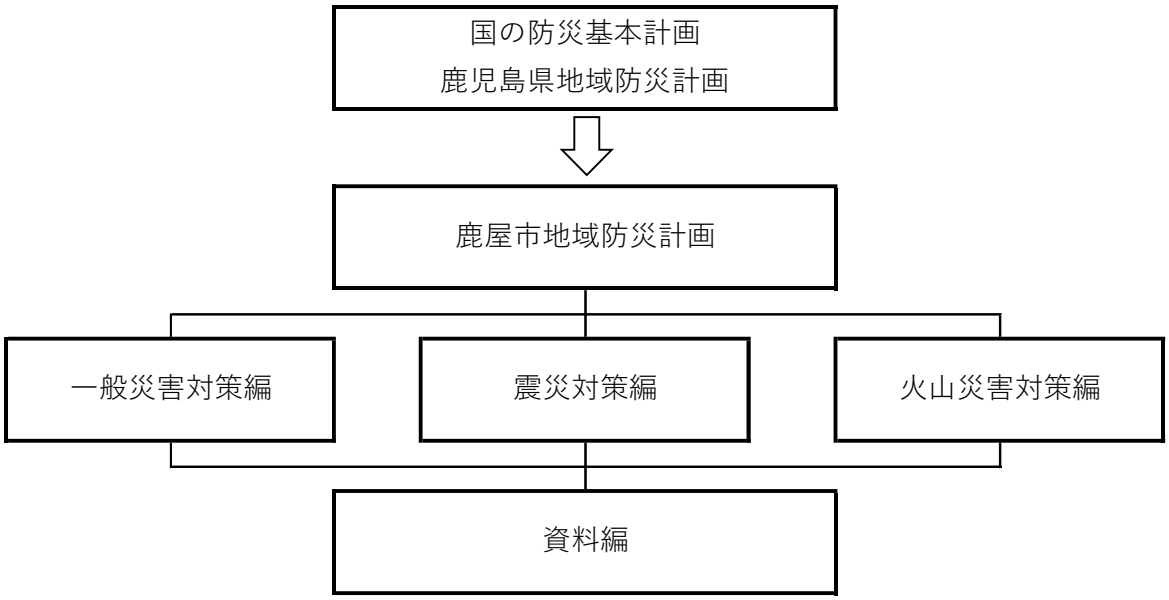

第３節　計画の理念

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。これらは行政の力（公助）だけではなく、市民や地域（自助・共助）が災害に備え、協力・連携していくことではじめてなし得るものであることから、本市においては、市、市民、事業者、防災関係者が一体となり、災害に強い「安心・安全な暮らしのあるまちづくり」を進めていくこととし、本計画の基本方針を以下のとおり設定する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

【地域防災計画の基本理念】

安心・安全な暮らしのあるまちづくり

第１　総合的な防災計画の作成

鹿屋市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故に対応し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

第２　防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、「誰が」、「何をすべきか」を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。

第３　災害時要援護者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障がい者や情報の理解が困難な外国人等、災害時要援護者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの災害時要援護者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

第４　地域防災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

第４節　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え修正を行う。
また、随時必要があると認めるときは、その都度速やかに計画を修正する。

第５節　計画の周知

本計画の内容は、関係防災機関の職員並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第４項に定める公表のほか、市民にも広く周知徹底させる。

第２章　防災関連機関の業務の大綱

本市における防災に際し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、及び市民、事業所等が連携して責務を果たす役割は、概ね次のとおりである。

第１　鹿屋市

鹿屋市は、第１段階の防災機関として概ね次の事項を担当する。

また、災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

（１）鹿屋市防災会議に係る業務に関すること
（２）防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
（３）災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
（４）災害の防ぎょと拡大の防止に関すること
（５）り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
（６）被災した市の管理施設の応急対策に関すること
（７）災害時における文教、保健衛生対策に関すること
（８）災害時における交通輸送の確保に関すること
（９）被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること
(10) 被災施設の復旧に関すること
(11) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
(12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること
(13) その他災害対策に必要な事務又は業務に関すること

第２　消防本部（大隅肝属地区消防組合）

消防本部は、災害予防及び災害発生時における消防・救急救助活動等に関して、第１機関として実施にあたる。

（１）防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
（２）災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
（３）災害の防ぎょと拡大の防止に関すること
（４）り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
（５）避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること
（６）救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置の実施に対する協力に関すること
（７）その他緊急事態への対処に関すること

第３　鹿児島県

鹿児島県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当する。

また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し必要な防災上の指示を行う。

（１）鹿児島県防災会議に係る業務に関すること
（２）防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
（３）災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
（４）災害の防ぎょと拡大の防止に関すること
（５）り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
（６）被災した県の管理施設の応急対策に関すること
（７）災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること
（８）災害対策要員の供給、あっせんに関すること
（９）災害時における交通輸送の確保に関すること
(10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること
(11) 被災施設の復旧に関すること
(12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること
(13) 災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること

第４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

１　九州農政局（鹿屋駐在所）

災害時における主要食料の需給対策に関すること

２　九州森林管理局（大隅森林管理署）

（１）国有林野等の森林治水事業の実施及び施設等の防災管理に関すること
（２）災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること

３　九州地方整備局（大隅河川国道事務所）

（１）直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
（２）直轄河川の水防に関すること
（３）直轄国道の維持改修に関すること
（４）その他防災に関し整備局の所掌すべきこと

４　鹿児島労働局（鹿屋労働基準監督署）

（１）工場、事業所における労働災害の防止に関すること
（２）その他防災に関し労働局の所掌すべきこと

５　福岡管区気象台（鹿児島地方気象台）

（１）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う

（２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う

（３）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める

（４）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う

（５）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

６　第十管区海上保安本部（喜入海上保安署）

（１）海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること

（２）警報等の伝達に関すること

（３）情報の収集に関すること

（４）海難救助等に関すること

（５）排出油の防除に関すること

（６）海上交通安全の確保に関すること

（７）治安の維持に関すること

（８）危険物の保安措置に関すること

（９）緊急輸送に関すること

(10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること

(11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること

(12) 警戒区域の設定に関すること

(13) その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと

第５　自衛隊（陸上自衛隊第 12 普通科連隊、海上自衛隊第１航空群）

（１）人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水科連隊、海上自衛等のほか災害通信の支援に関すること

（２）その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと

第６　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その組織の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

１　西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）

（１）電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること

（２）災害時の非常通話の取扱いに関すること

２　郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（各支店）

（１）災害時における郵政事業運営の確保に関すること

（２）災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ　為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ　簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ　被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ　郵政事業医療機関による医療救護活動 ク　災害ボランティア口座 （３）被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること
３　日本赤十字社（鹿児島県支部鹿屋市地区） （１）災害時における医療救護(医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等)に関すること （２）こころのケアに関すること （３）救援物資の備蓄と配分に関すること （４）災害時の血液製剤の供給に関すること （５）義援金の受付に関すること （６）災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること （７）災害時の外国人の安否調査に関すること
４　日本放送協会（鹿児島放送局）及び報道関係機関 （１）気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること （２）社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること
５　自動車運送機関（鹿児島交通株式会社、鹿児島県トラック協会） 災害時における貨物自動車等による救援物資及び避難者等の輸送に関すること
６　九州電力株式会社（鹿屋配電事業所） （１）電力施設の整備と防災管理に関すること （２）災害時における電力供給確保に関すること （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
７　鹿児島県医師会（鹿屋市医師会、肝属東部医師会） 災害時における助産、医療救護に関すること
８　鹿児島県歯科医師会（鹿屋市歯科医師会、肝付歯科医師会） （１）災害時における歯科医療に関すること （２）身元確認に関すること
９　鹿児島県看護協会（大隅地区） 災害看護に関すること

第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

１　笠野原土地改良区

（１）農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること

（２）農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること

２　病院等経営者

（１）防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること

（２）災害時における収容患者の避難誘導に関すること

（３）被災負傷者等の収容保護に関すること

（４）災害時における医療、助産等の救護に関すること

（５）近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること

（６）非常災害対策計画の策定に関すること

３　社会福祉施設経営者

（１）防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること

（２）災害時における施設入所者の避難誘導に関すること

（３）非常災害対策計画の策定に関すること

４　鹿屋市社会福祉協議会

（１）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること

（２）福祉救援ボランティアに関すること

５　金融機関

被災事業者等に対する資金の融資及びあっせんに関すること

６　学校法人

（１）防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること

（２）災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること

（３）災害時における応急教育の対策に関すること

（４）被災施設の災害復旧に関すること

７　水道事業者

（１）水道施設の整備と防災管理に関すること

（２）災害時における水の確保に関すること

（３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

８　鹿児島きもつき農業協同組合、そお鹿児島農業協同組合、肝付吾平町農業協同組合

（１）農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること

（２）被災農家に対する融資、斡旋に関すること

（３）農産物の需給調整に関すること

（４）被害状況の調査に関すること

９	**鹿屋市漁業協同組合** （１）漁業の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること （２）被災漁業者に対する融資、斡旋に関すること （３）漁業協同組合漁船の遭難防止の対策に関すること （４）被害状況の調査に関すること
10	**大隅森林組合、曽於地区森林組合** （１）山林等の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること （２）被災林業者に対する融資、斡旋に関すること （３）被害状況の調査に関すること
11	**鹿屋商工会議所、かのや市商工会** （１）商工に関する防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること （２）被災商工業者に対する融資、斡旋に関すること （３）災害時における必要物資の供給及び価格安定対策に関すること
12	**県建設業協会鹿屋支部、県建築協会鹿屋支部** 災害時における土木施設等の災害予防、応急対策に関すること
13	**その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者** それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること

第３章　市民及び事業所の基本的責務

第１　市民

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、市民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、自ら災害教訓の伝承に努め、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、市及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

１　平常時から実施する事項

（１）防災に関する知識の習得
（２）地域固有の災害特性の理解と認識
（３）家屋等の耐震性の促進、家屋の転倒防止対策
（４）ブロック塀等の改修及び生け垣化
（５）火気使用器具等の点検と火災予防措置
（６）指定緊急避難場所、避難路の確認
（７）飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
（８）各種防災訓練への参加による防災技能の習得
（９）自主防災会への参加

２　災害発生時に実施が必要となる事項

（１）正確な情報の把握及び伝達
（２）出火防止措置及び初期消火の実施
（３）自主防災組織への参加
（４）適切な避難の実施
（５）組織的な応急復旧活動への参加と協力

第２　事業所

事業者（管理者）は、県・市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

１　平常時から実施する事項

（１）防災責任者の育成
（２）建築物の耐震化の促進
（３）施設、設備の安全管理
（４）防災訓練の実施
（５）従業員に対する防災知識の普及
（６）自衛消防隊の結成と防災計画の作成
（７）地域防災活動への参加、協力
（８）防災用資機材の備蓄と管理
（９）飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
(10) 広告、外装材等の落下防止

２　災害発生時に実施が必要となる事項

（１）正確な情報の把握及び伝達
（２）出火防止措置及び初期消火の実施
（３）従業員、利用者等の避難
（４）応急救急・救護
（５）地域活動への協力、支援
（６）ボランティア活動への支援

第４章　市の地域特性及び災害特性

第１　地勢

本市は、鹿児島県の東部、大隅半島のほぼ中央に位置している。市の北部には、日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、市の北東部は山林地帯となっている。

また、その南側には国営第１号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いている。市の西部は、錦江湾に面しており、延長約 19 ㎞に及ぶ美しい海岸線がみられる。

また、市の南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっている。市の総面積は 448.3 ㎢であり、鹿児島県総面積の約５％を占めている。市の土地利用は、田・畑・山林などの自然的土地利用が全体の約８割を占めている。高隈山地に源を発する肝属川沿い一帯は、シラス土壌で盆地を形成しながら市街地を貫き、南東へ流れ串良川と合流し、志布志湾に注いでいる。一般的にシラス、ボラなどの火山灰土壌で形成されている上、急傾斜地、がけ地などが多く、雨期には災害が多く発生している。

第２　気象

気候は、一般的に温暖多雨であるが、山間部では平均気温は低く、昼夜の寒暖の差が激しく霧深い状況にある。雨量は６～９月の夏秋期にかけて年間降水量の 50%が集中し、例年のように豪雨・台風に見舞われることが多く、一方で、干ばつの害を受けることもある。夏から秋にかけての雨は、台風・強い日射で局地的に発生する雷雲に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

第３　災害の特徴

１　台風

大隅地方は、台風通過の頻度が高く、本市においても人の被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。本市並びに本県に被害をもたらす台風は７月から９月頃で年１～２個が襲来し、このうち８月に最も多くの被害をもたらしている。

また、大型の台風は８月から９月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。明治以来で被害が大きかったものは、昭和 13 年 10 月 15 日の風水害、昭和 24 年６月 20 日のデラ台風、昭和 39 年９月 24 日の台風第 20 号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成５年９月３日の台風第 13 号や本市にも大きな被害をもたらした平成 28 年９月 20 日の台風第 16 号などが挙げられる。

２　大雨

大雨は、４月から５月の低気圧や６月から７月の梅雨前線による大雨、８月から９月の台風によるものが要因として挙げられる。特に土砂災害や洪水害をもたらす梅雨期の雨は、前期には地雨式の降り方で雨量も少ないが、後期は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがあり、梅雨末期の豪雨によって甚大な災害を引き起こすことが多い。雨による被害は、田畑の被害、崖崩れ、道路の被害、家屋の浸水等があげられ、このうち大雨による大きな被害は台風によるものが多い。

〈過去の降水量〉

時間最大雨量	①　109.5㎜	（鹿屋、令和２年７月６日）
	②　93㎜	（輝北、平成 15 年９月 11 日）
日最大雨量	①　460㎜	（吉ヶ別府、令和元年７月３日）
	②　405.5㎜	（輝北、令和元年７月３日）

気象庁データ

３　山腹崩壊、土砂災害等

本市は、台風や集中豪雨の影響によって、山腹崩壊、土砂流出、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。本市並びに大隅地方が台風、大雨の被害を受けやすいのは自然現象によるものであり、水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や肝属川をはじめとする主要な河川が流れる地形地質など、自然的地勢条件が大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にあるのが特性である。

４　高潮

台風災害のうちで、最も大きな災害を起こすのは高潮であり、一瞬のうちに家屋等が流失する惨事を起こしている。この高潮を起こす原因は、次の４つである。

（１）台風の中心気圧が低いため、海面が膨れ上がる。

（２）強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。

（３）台風の中心が近づいた時、満潮と重なる。

（４）台風の速度と湾の固有周期が一致すると、共鳴現象が起こる。この場合は、南よりの風が強くなる場合が高潮の被害は最も大きく、鹿児島湾沿岸は特に注意する必要がある。台風が接近し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分な警戒が必要である。

５　火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、災害救助法適用基準の枠内とされている。火災は、冬から春先にかけた火災多発期に発生しやすく、この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風や空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因と考えられる。

第２部　災害予防

第１章　災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、平成 13 年４月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第１　土砂災害の防止対策

１　災害危険区域の指定

（１）土砂災害が予想される区域

本市の山崩れ、がけ崩れなどの土砂災害の危険が予想される区域の指定状況は、資料編のとおりである。

また、市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定める。（指定要件に該当しない危険箇所は、資料編のとおり）

ア　土石流危険渓流箇所　　（資料編３－１）
イ　急傾斜地崩壊危険箇所　（資料編３－２）
ウ　崩壊土砂流出危険地域　（資料編３－３）
エ　山腹崩壊危険地域　　（資料編３－４）
オ　その他の危険箇所　　（資料編３－５）

（２）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（資料編３－６）

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域において、当該警戒区域ごとに必要な警戒避難体制を整備するほか、当該区域内にある災害時要援護者施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

２　災害危険区域の調査、巡視

市は、地すべり、山崩れ、がけ崩れなどの土砂災害の危険が予想される箇所について、巡視警戒等の災害予防に必要な措置を行う。

また、独自の調査により、新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性についても把握する。

３　災害危険区域の防災対策

（１）防災事業による対策

市及び砂防施設等管理者は、危険箇所の安全施設の整備等の防災事業について、国及び県の治山・治水計画を勘案し、土地条件に応じて必要な対策を講ずる。

（２）砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等）の機能を確保するため、砂防施設管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

４　災害危険区域の行為規制

市は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年２回、工事中の団地について現地点検を行う。

５　災害危険区域の調査の結果の周知

（１）災害危険区域の点検体制の確立

市は、大隅地域振興局（建設部・農林水産部）、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険区域の防災点検を計画的に実施する。災害危険区域の防災点検の実施に当たっては、当該危険区域のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険区域の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに安全安心課または建設部担当課等に通報する。

（２）災害危険区域の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険区域の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

また、独自の調査によって明らかになった土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について、調査結果を積極的に住民へ周知する。

（３）災害危険区域に係る指定緊急避難場所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険区域に係る指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア　災害危険箇所、指定避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示・位置付ける。

イ　災害危険箇所の他、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布

ウ　広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や町内会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

６　災害危険区域の警戒避難体制の整備

（１）災害危険区域の警戒体制の確立

災害危険区域のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

市は、気象予警報等が出された場合、災害危険区域のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

（２）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに指定緊急避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

（３）避難計画の整備

市は、特に、災害危険区域の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

ア　災害危険区域の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　指定避難所・避難路の指定

指定避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講ずる。

エ　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

オ　避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ　ハザードマップ等の作成

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法・指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

（４）住民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（５）避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第２　農地災害等の防止対策

１　農地防災・保全施設の整備

本市は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの災害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、ため池等の農業水利施設については、早急な改修が困難なものや、改修が終わっているものについても、人的被害が発生した場合に備えて、被害想定区域や指定緊急避難場所等を地図化したハザードマップの整備など、減災対策にも努める。

第２節　河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本市は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れていることから、洪水の被害を受けやすい特質がある。

また、沿岸部は、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があり、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、このような災害を防止するため、県及び市は、従来推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

第１　河川災害の防止対策

１　河川等重要水防箇所等の把握、周知

市は、県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、関係流域住民への周知に努めるとともに、市独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

また、市は洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するように努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

ア　河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ　避難路上の障害物などの把握

ウ　指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

エ　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

２　危険予想区域の巡視等

（１）重要水防箇所

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「鹿屋市水防計画書」に示す危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

（２）その他の河川

市は、市内の河川、水路の危険予想区域について、量水票を適時巡視する。

なお、危険箇所の改修については、計画的に実施していく。

３　特別警戒水位の設定

水防管理者は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）において、水防法第 12 条第２項に規定する警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として洪水特別警戒水位（水防法第 13 条）を定め、この水位に達したとの通知を受けたときは、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。指定河川などに係る事項については同計画書による。

４　浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は、浸水想定区域（当該区域に隣接し、または近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が在する土地等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

５　地域の取組方針の推進

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、水防法第 15 条の９又は第 15 条の 10 に基づき組織された「大規模氾濫減災協議会」の構成員は、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容について、取組を推進する。

６　浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

市は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努める。

浸水実績等を把握した市は、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。市が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の助言を行うものとする。

第２　高潮災害等の防止対策

１　海岸保全施設の整備方策

県においては、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設の整備を国・県へ要望していく。

２　既存海岸保全施設の老朽化点検、改修

県及び市は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

３　高潮等のリスクの低減

市は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、必要に応じて、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

第３節　防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第１　防災的土地利用の推進

１　新規開発に伴う指導・誘導

市は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行う。特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

（１）宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第３条により指定された宅造工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

（２）建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

（３）危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

第２　建築物の不燃化の推進

１　防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定に努め、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を検討し、都市の不燃化の促進を図る。

２　消火活動困難地域の解消

市は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

３　延焼遮断帯等の整備

市は、道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

４　消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

５　その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。

また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

（１）道路の整備

道路管理者は、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮するよう、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する。

また、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

（２）公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、延焼遮断帯となるとともに、災害時の避難地としての機能の強化が図られる都市公園等を計画的に配置・整備する。山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

２　共同溝等の整備

市は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

３　都市防災構造化対策の推進

市は、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地区については、道路・公園・河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、都市の防災化対策を推進する。

第４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

１　擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

２　ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修は、これまでのパンフレットの配布等や年２回の建築物防災週間において指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

３　窓ガラス等落下物の安全化

これまでに実施している定期報告制度や、年２回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導強化に努める。

４　屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の屋外広告物に対して、県により広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準を設けている。そのため、風水害時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導を県とともに推進する。

第４節　建築物災害の防災対策の推進

公共施設には、勤務者や来訪者が多数出入りし、災害発生時には不特定多数の人が被害に見舞われることになる。そのため、新たに建築する公共施設は不燃・耐震化を推進するとともに、老朽施設の更新・補強についても検討していく。

第１　公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

１　公共施設の安全性の確保

（１）防災管理体制の確立

ア　防火管理者の設置

イ　災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

ウ　避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努める。更に関係機関との連絡体制も整備する。

エ　防災施設、設備の整備

（ア）不燃化、耐震化の促進

（イ）消防用設備等の整備

（ウ）防災施設、設備の点検整備

オ　幼稚園、保育園の耐震診断の実施及び耐震化の促進

カ　防災拠点施設等の機能強化

（ア）行政庁舎及び防災拠点施設の設置の複数化

（イ）データベースの管理体制の強化

（２）指定緊急避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

２　重要防災施設の安全性確保

（１）重要防災施設の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

ア　防災中枢施設（市役所等）

イ　治安施設（警察署、交番等）

ウ　消防施設（消防署、分署等）

エ　医療施設（救急告示病院、総合病院等）

オ　避難施設（小学校、中学校、公民館等）

カ　災害時要援護者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

（２）安全性の確保

重要防災施設については、災害時に施設の機能の確保・保持ができるよう安全性の確保を行う。

（３）重要防災施設の整備

ア　重要防災施設のうち、災害時に被害を受ける恐れのある施設については移転及び建て替えの整備を行う。

イ　重要防災施設のうち、移転、又は建替え計画のあるもの。（資料編３－９）

第２　一般建築物の安全性の確保

１　防災指導等による不燃、安全化の促進

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化を推進し、火災延焼防止のための延焼遮断帯や緑地帯、指定緊急避難場所等の防災空間の設置、道路拡幅等の促進に努める。

２　住民等への意識啓発

（１）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

（２）がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

（３）融資制度等の活用による不燃化等の促進

ア　民間賃貸住宅や分譲住宅に対する住宅金融公庫の融資制度等を活用し、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ　民間住宅に対する特定優良賃貸住宅制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

３　特殊建築物等の安全性の確保

（１）特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する特殊建築物等の施設については、「建築物防災週間」において、消防機関等の協力を得て、防災査察を実施する。

第５節　ライフラインの災害防止対策の推進

上水道・下水道施設、電力、ガス、通信等の防災性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設を整備するとともに、的確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進する。

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害により、これらの施設整備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

第１　上水道施設の災害防止

１　災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

（１）水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

（２）老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進

（３）浄水場等における停電対策の推進

（４）浸水のおそれがある水道施設における対策の推進

（５）土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進

（６）給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進

（７）系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

２　応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

（１）水源の確保

将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

（２）災害が予想される場合の措置

気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び配水制限等の措置を検討する。

（３）埋設管の被害軽減

埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。

（４）災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

（５）資機材の点検

応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

（６）広域応援体制

災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア　水資源の確保・配給体制

イ　災害時の応急復旧体制

ウ　資機材の確保体制

エ　災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成

オ　広域的水源対策（海水淡水化等）の活用

カ　給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保の検討

第２　下水道施設の災害防止

１　老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

（１）耐震性の劣る配管から鋳鉄管等への敷設替え推進

（２）老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進

（３）広域的なバックアップ体制の推進

（４）処理場等の耐震化・停電対策の推進

２　応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

（１）防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア　埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。

イ　災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

ウ　応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。

エ　災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力体制を図っていく。

オ　汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

カ　下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

（２）水害対策

ア　応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所や方法を検討する。

イ　停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

ウ　気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。

エ　宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第３　電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、風水害、塩害、高潮、土砂崩れなどの災害に伴う、電力施設の被害防止のために必要な予防措置を講ずる。

１　防災体制

九州電力株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の震災対策について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

（１）防災組織の確立

（２）情報連絡及び動員体制の確立

（３）応急対策用資機材の備蓄

（４）関係設備の点検及び防護措置の実施

（５）災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

（６）災害時における通信回線の確保、強化

（７）需要者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

（８）他の電力会社との相互応援体制の確立、強化

２　電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破壊等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民や事業所等に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ･ラジオ・新聞等の報道機関のほか、パンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

（１）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（２）電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに九州電力送配電鹿屋配電事業所等に連絡すること。

（３）断線垂下している電線には絶対触れないこと。

（４）浸水･雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

（５）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（６）電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

（７）その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を促進する。

第４　ガス施設の災害防止

１　ガス施設の災害防止措置の実施

ＬＰガス事業者は、風水害、塩害、高潮、土砂崩れなどの災害に伴うガス施設被害防止のために必要な予防措置を講ずる。

２　ガス施設の応急復旧体制の整備

ＬＰガス事業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止を図れるように、必要な対策を実施する。

（１）応急復旧体制の整備

（２）設備対策計画の作成

（３）被害情報の収集、初動体制等の緊急対策、復旧対策

（４）応援隊の派遣、需要家に対する代替エネルギーの確保などの支援体制

３　需要家への啓発対策

ＬＰガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第５　通信施設の災害防止

１　通信施設の災害防止措置

（１）整備計画

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

（２）電信電話施設の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行うよう努める。

ア　情報収集、連絡体制の強化

イ　関係設備の点検整備

ウ　応急措置計画の点検、確認

エ　災害関係回線の点検、確認及び応急措置の準備

オ　災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理

カ　災害発生危険設備の補強及び防護

キ　無駐在局への出動体制の強化

ク　職員等の非常呼出等動員体制の確立

ケ　電気通信施設・設備の耐震化

コ　通信用機器の耐震化

サ　非常用予備電源の確保・整備

シ　交換局・基地局等の耐震性等の強化

第６節　農業災害の防止対策の推進

農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防ぐため、所要の予防措置を講ずる。農林水産施設等については、農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きいことから、防止対策は協力依頼を要請するとともに、市と住民による相互協力体制のもと、推進にあたる。

第１　農林水産業災害予防計画

１　農業災害予防計画

（１）ため池整備計画

ア　巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行

イ　斜樋、底樋の排水施設の点検整備

ウ　堤体の応急補強と通行規制

エ　余水吐及び下流放水路障害物の除去

オ　不用貯水の排除及び事前放流

カ　老朽ため池等整備事業の積極的活用による再整備

（２）用排水路

ア　浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理

イ　水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作

ウ　湛水防除施設の整備点検、確実な操作

（３）農道

ア　側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃

イ　農業機械の大型化に対応した農道の拡幅整備

２　畜産業災害予防計画

（１）施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導し、推進する。

（２）飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

３　林業災害予防計画

（１）関係機関、団体等と連携しながら森林の持つ機能の維持向上を図る。

（２）保安林整備事業により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

（３）市街地を取り巻く山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

（４）小規模隣地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

４　水産業災害予防計画

（１）船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。

（２）漁港・堤防等の水産施設は、必要に応じて点検・補強を検討する。

第２　農作物災害予防計画

１　水稲

（１）災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。

（２）災害に対し、抵抗性の強い健苗を育成する。

（３）応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。

（４）干ばつ時においては、計画的配水灌がいと麦程、山草、堆肥等により蒸発を防止する。

また、作期の分散等により被害の発生を防止する。

（５）風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。

（６）気象情報に即応した予防措置を講ずる。

（７）局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

２　果樹

（１）干害予防としては深作、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。

また、灌水用の水源を確保する。

（２）風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。

（３）水害に対しては、テラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。

（４）凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

３　そ菜

（１）干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。

（２）風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。

（３）台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。

（４）倒伏防止のための支柱を補強する。

４　花き

（１）干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。

（２）風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。

（３）倒伏防止のための支柱を補強する。

（４）苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。

（５）水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第３　災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

（１）気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。

（２）耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。

（３）簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。

（４）土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第４　防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

（１）農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

（２）農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

（３）海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第５　防災営農体制の整備

（１）農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

（２）農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

（３）営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第７節　防災研究の推進

県、市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

１　地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

２　シラスの防災対策についての調査研究

市は、県と連携して、特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第１節　防災組織の整備

市及び各防災関係機関は、災害時の被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスク化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力の向上を図る。

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。このため、市は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（１）マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

（２）職員の参集体制

勤務時間内・外を問わず、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう職員の参集体制について、あらかじめ確立しておく。

２　災害警戒本部・警戒支部の運営体制の整備

（１）警戒情報の収集、伝達体制

災害の兆候等、今後見込まれる災害の危険性を確認し、警戒すべき情報の収集、関係機関、住民への情報伝達体制を確認しておく。

（２）組織動員・連絡体制

災害の発生、被害の拡大のおそれを考慮し、災害対策本部に移行するための基準等を確認し、災害対策本部の設置及び動員を確保できる組織並びに連絡体制を確立しておく。

３　災害対策本部・対策支部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

（１）災害対策本部運営マニュアルの作成

本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

（２）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも２～３日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

（３）職員の育成

災害対策本部員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　防災無線ほか各種機器の操作方法等

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

１　情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

（１）情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確にする。

（２）勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制を整備する。

２　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

（１）日頃からの積極的な情報の交換

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実する。

（２）通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

３　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

（１）連絡手続き等の明確化

自衛隊への派遣要請は原則として県を通じて行うが、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように明示しておく。

（２）自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊（陸上自衛隊第 12 普通科連隊、海上自衛隊第１航空群）と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第３　広域応援体制の整備

１　支援活動の準備

（１）被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を作成しておく。

（２）職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

２　市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結する。

３　緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を中心に派遣する。

第２節　通信・広報体制の整備

風水害等の災害時には、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻そう等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するよう、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第１　通信施設の整備

１　多種多様な通信手段による総合的な情報伝達体制の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式)、並びにあらゆる通信媒体を活用した総合的な情報伝達体制を構築する。

２　通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市の防災行政無線等、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に、整備に努める。

（１）急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
（２）地すべり危険箇所のある地区
（３）土石流発生危険渓流のある地区
（４）水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
（５）山地災害危険地区のある地区
（６）宅地造成工事規制区域のある地区
（７）建築基準法に基づく危険区域のある地区
（８）高潮危険のある地区
（９）高齢化の進んでいる過疎地区
(10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
(11) その他、災害危険箇所のある地区

３　通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

（１）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（２）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

（３）長時間対応可能な非常用電源設備の確保

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講ずるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第２　関係機関の通信施設の整備

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

（１）西日本電信電話株式会社の通信手段

災害時に電話が輻そうした場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる災害時優先電話を利用する。

（２）警察の通信手段

ア　警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

イ　警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

（３）九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

第３　防災相互通信無線の整備

１　通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

なお、防災相互通信用無線は、孤立化が予想され、配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の整備に努める。

２　通信施設の運用の充実

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第４　非常通信体制の整備

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平時より非常通信の伝送訓練を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。非常通信を利用できる時期は、各種災害時の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の既定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

第５　広報体制の整備

１　住民への広報、広聴体制

災害時に住民に対し、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を効果的に活用し、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

２　報道機関への通報体制

（１）報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。

（２）災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

３　情報通信ネットワーク、インターネット・メールを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット・メール等新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第３節　気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するためには、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第１　気象観測体制の整備

１　鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

また、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置するとともに、関係行政機関、県市町村等が協力して観測体制の充実に努める。

２　市の気象観測体制の整備

現有の観測施設の十分な活用を行うとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集する。

第２　気象情報自動伝達システムの活用

市は、気象警報等や気象関連情報を自動的に防災情報ネットワークで受信する気象情報自動伝達システムを活用し、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立に努める。

また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在官公署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第３　河川砂防情報システムの活用

市は、県の河川砂防情報システムの活用により、雨県内の河川水位、雨量、ダム情報、河川監視カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を電話、ファックス又はインターネット等により受け取り、速やかに住民等に対して情報提供する。

第４節　消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利装備資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第１　消防活動体制の整備

１　消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

（１）消防組織の充実強化

消防活動体制の充実強化を図るため、装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防本部等と連携を図り、消防職員及び消防団員に対するより高度な教育・訓練を実施する。

（２）消防団の育成強化

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

市は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

イ　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

（１）一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

（２）地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

（１）事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

（２）事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第２　消防水利、装備、資機材の整備

１　消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

（１）消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

（２）畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

２　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により整備の促進を図る。

３　通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

（１）通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（２波）の整備を促進するとともに、消防指令センター間ネットワーク接続及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

ア　多重無線通信機

イ　衛星通信システム

ウ　早期支援情報収集装置

エ　震災対策用通信設備等

（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

（２）通信・運用体制の整備

ア　各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

ウ　住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第５節　避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（１）指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（２）指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定避難所の指定方針

１　位置

（１）指定避難所の区域は、おおむね小学校単位等を原則とする。

（２）主要道路、河川を横断して避難することがないよう配慮する。

（３）指定避難所及び避難経路が危険箇所に近接しないよう配置する。

２　施設

（１）原則として、小中学校、消防センター等の既存の公共施設とするが、適当な公共施設が無い場合は、企業等の施設も活用する。

（２）地形・地盤条件等を考慮し、各地域で想定される様々な災害に対して、安全が確保される施設を指定する。

（３）緊急車両等の駐車場所など、屋外に一定規模のスペースを確保する。

３　構造

耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限りバリアフリー化された施設とする。バリアフリー化されていない施設の場合は、障がい者用トイレの設置や入り口などのスロープなどの段差解消のための設備を配置する。

４　収容人員

地震被害想定等によって得られる最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標とする。

（１）一施設の収容人数は、概ね数百人程度までとする。

（２）一定の広さを確保し、余裕のある収容人員を設定する。

２　指定避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

３　指定避難所における備蓄の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第２　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

（１）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　市長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立ち退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

イ　市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ　市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、市内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本地域防災計画により行う。

（２）避難指示等の実施要領

ア　市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、実施要領を定めておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、市長及び関係機関に報告または通知する。

ウ　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、または各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理局災害対策課長、地域振興連絡協議会長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに指定緊急避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応し指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員の配置、車両による移送などの方法を講じておく。

オ　市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

　また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

２　自主避難体制の整備

（１）市は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

（２）自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

（３）住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合や土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

（４）「届出避難所」は、市の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

３　避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達体制

避難指示等の伝達については、迅速に、関係者に徹底するように行う。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

（２）伝達方法等の周知

避難指示等の伝達方法等については、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて住民へ周知するよう努める。

（３）伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

４　要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

（１）避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から要配慮者、特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

（２）地域ぐるみの避難誘導体制の整備

要配慮者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておく。

（３）要配慮者の特性に合わせた指定緊急避難場所等の指定・整備

指定緊急避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

また、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

指定避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の指定避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた福祉避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第３　各種施設における避難体制の整備

１　病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時または土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。

（１）避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

（２）緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

（３）設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

（４）防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

２　学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、市内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

（１）集団避難計画の作成

ア　教育長は、市内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

（２）避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

（３）避難誘導体制の強化

ア　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ　校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ　危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ　児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ　校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク　校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について事前踏査により指定緊急避難場所等について確認しておく。

ケ　校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、指定緊急避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

（４）指定緊急避難場所の指定・確保

教育長は、災害種別、程度に応じた、学校ごとの指定緊急避難場所を定めておく。

第４　指定避難所の収容・運営体制の整備

１　指定避難所の開設・収容体制の整備

（１）避難所の開設・収容

指定避難所の開設及び収容は、市長が行う。

また、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、指定避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各指定避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

（２）福祉避難所等の確保

市は、指定避難所を開設したときは、住民等に対して、周知・徹底を図り、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

（３）適切な避難所収容体制の構築

市は、県と連携し、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Ｗｅｂや市独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

２　指定避難所の運営体制の整備

市は、指定避難所ごとに、指定避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておく。

さらに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成 29 年９月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和２年６月）を参考に指定避難所管理運営マニュアルを作成し、指定避難所の管理運営体制の整備に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。

また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

３　指定避難所の生活環境改善システムの整備

市は、指定避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

また、指定避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮するとともに、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。特に学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

４　指定避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の指定避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した指定避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第６節　救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第１　救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

１　関係機関等による救助、救急体制の整備

（１）消防本部、消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

（２）市は、市内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

（３）救急救護活動を効果的に実施するため、県及び消防本部と連携し、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、消防団員の教育訓練を充実させる。

（４）傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

（５）多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

（６）土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

（７）警察署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

（８）消防団は日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

２　孤立化集落対策

市は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域について、県が定める「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や被害が想定される地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

ア　相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

イ　通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

ウ　人工透析患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

エ　非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

（１）孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、土木事務所、ＮＴＴ西日本等防災関係機関から意見を聴取する。

ア　道路状況

（ア）集落につながる道路等において迂回路がない。

（イ）集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

（ウ）集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

（エ）土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

イ　通信手段

（ア）空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

（イ）一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

（２）孤立化の未然防止対策

市は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

ア　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

イ　集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力、ＮＴＴ西日本などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

ウ　アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

エ　防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。

オ　孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

（３）孤立化した場合の対応

ア　市は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

イ　指定避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

ウ　その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

３　住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。このため、一般住民は、日頃から防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第２　救助、救急用装備・資機材の整備

土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助救急事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材を整備する。

また、災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、消防本部と連携して高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

第３　救助の実施体制の構築

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備及び人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第７節　交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第１　交通規制の実施責任

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通省 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間内を除く国道及び県道） 市長（市道）	道路法第 46 条 １　道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	災害対策基本法第 76 条 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき 道路交通法第４条～第６条 １　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ２　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事	港湾法第 12 条第１項第４号の２ 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港長 海上保安官	港則法第 39 条 １　船舶交通の安全のため、必要があると認められるとき ２　海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認めるとき 海上保安庁法第 18 条 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第２　交通規制の実施体制の整備

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 １　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 ２　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ３　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 ４　警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 ５　装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第３　緊急通行車両の事前届出・確認

市長は、市が保有し、もしくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、または災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

第８節　輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第１　輸送体制の整備方針

市は、災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想されることから、日頃から以下について、関係機関相互の連携の強化に努める。

１　輸送業者等と協力協定の締結を図る。

２　関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第２　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

（１）輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保する。

ア　自動車による輸送

イ　災害応急対策実施機関所有の車両等

ウ　公共的団体の車両等

エ　貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等

オ　その他の民間の車両等

（２）船舶等による輸送

ア　県有船舶等

イ　漁船等

ウ　民間船舶等

エ　海上保安本部所属の巡視船艇等

オ　自衛隊所属の船舶等

（３）航空機、ヘリコプターによる輸送

（４）関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

２　輸送施設・集積拠点等の指定

（１）輸送施設の指定

被災者や救援物資、資機材等の輸送については、県が指定した輸送施設を利用するが、状況に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜輸送施設の指定を行う。

ア　緊急輸送道路の指定

イ　港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（２）集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、県が指定した集積拠点を利用するが、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の指定を行う。

ア　救援物資の集積拠点の指定

イ　資機材等の集積拠点の指定

第３　緊急輸送道路啓開体制の整備

１　啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

２　道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

４　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、協力関係の強化を図る。

第９節　医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第１　緊急医療体制の整備

１　医療体制の整備

（１）ＤＭＡＴの整備

ア　県は、被災地域内における医療情報収集等と伝達、応急治療及び搬送などを行うＤＭＡＴを養成する。

イ　ＤＭＡＴ指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

（２）救護班体制の整備

市は、県（保健所）と連携して、日本赤十字社鹿児島県支部鹿屋市地区、鹿屋市医師会等と協力し、災害時の救護班の編成計画を作成しておくとともに、救護班の設置場所や運営に関して、関係医療機関等の協力関係をあらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

（３）医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておく。

（４）情報連絡体制の充実

災害時における初期医療、救急搬送等の広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について県、関連自治体及び関連機関との調整及び整備を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救助・援助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用する。

（５）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の整備

ア　県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行うＤＰＡＴを養成する。

イ　ＤＰＡＴ登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

（６）県災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の整備

ア　県は、被災都道府県の保健医療調整本部等が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等に対する支援を行うＤＨＥＡＴを養成する。

イ　県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

２　後方搬送体制の整備

（１）後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、後方医療機関となるべき医療機関は、後方医療施設の確保体制の強化に努める。

（２）関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

（３）トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

（４）透析患者や在宅難病患者等への対応

ア　透析患者等への対応

市は、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、断水時における透析施設の水への優先的供給、県及び近隣市町村等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ　在宅難病患者等への対応

市は、平常時から、在宅難病患者等の把握を行うとともに、県及近隣市町村、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

第２　医療用資機材・医薬品等の整備

１　医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努める。

（１）協定による確保体制

市は、災害時に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を確保するため、市内の薬局、医薬品業者等と在庫品の優先的供給、供給方法等を協議し、医薬品等の供給協定を締結する。

２　医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

市は、大規模災害に備え、防災備蓄倉庫、各指定避難所、公共施設等に必要最小限の医療用資機材・医薬品を備蓄する。

第 10 節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備

市は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等の整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第１　食料の供給体制の整備

１　食料の備蓄計画の策定

市は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておく。

２　食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者、市内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等との協力協定の締結に努めるものとする。

第２　飲料水の供給体制の整備

１　給水施設の応急復旧体制の整備

（１）復旧に要する業者との協力

市は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

（２）復旧に要する業者との協力

市は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

２　応急給水体制の整備

（１）給水能力の把握

市は、あらかじめ災害時の給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

（２）給水用資機材の整備

市は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

（３）民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

市は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、民間ミネラルウォーター製造業者から容器詰め飲料水が確保できるよう、業者を把握するとともに協力依頼に努める。

３　応急対策資料の整備

市は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

４　広域応援体制の整備

市は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村との相互応援体制の整備に努める。

５　風水害対策マニュアル類の整備

市は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める

第３　生活必需品の供給体制の整備

１　生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

２　流通在庫の調達

備蓄物資のみで不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストアー等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

備蓄の方針

１　備蓄場所

（１）備蓄場所は、交通の便、人口分布等を考慮し、市内各地区に配置する。

（２）原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。

２　備蓄品の種類と数量

（１）食料

ア　必要量は、災害当初の３日間のうちの２日分とする。

（１日分は家庭内備蓄を充当）

イ　食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

ウ　備蓄品目は、概ね次のとおりとする。

（ア）主食品：おこわ、乾パン、缶詰等
（イ）乳児食：粉ミルク、離乳食等
（ウ）その他：保存水、レトルト食品、カップ麺等

（２）飲料水

必要最低量は、災害発生から３日分、１人１日３㍑を確保する。**（３）生活必需品**

ア　必要量は、災害当初の３日間のうちの２日分とする。
（１日分は家庭内備蓄を充当）

イ　備蓄品目は、概ね次のとおりとする。
（ア）日用品：食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等
（イ）衣料等：毛布、タオルケット、タオル、Ｔシャツ等
（ウ）その他：ポリ容器、救急箱等

第４　感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

１　感染症予防対策

（１）感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

（２）感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために清掃班の編成計画を作成する。
清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

３　生活衛生対策

（１）営業施設での生活衛生対策

市は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

（２）業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

（１）仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、県地震等災害被害予測調査（平成 24～25 年度）や県災害廃棄物処理計画（平成 30 年３月）、市災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画を策定し、その情報を県に提供する。

（２）広域応援体制の整備

市は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

また、下水道施設の復旧等について、相互応援体制の整備に努める。

５　ごみ処理対策

（１）県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携及び協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（２）市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（３）国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第５　住宅の確保対策の事前措置

１　住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

（１）県及び市は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

（２）県及び市は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、（一社）プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。

（３）市は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

（４）県及び市は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておく。

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第６　文化財に関する事前措置

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

１　防火管理の体制を整備する。

（１）防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。

（２）防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。

（３）防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。

（４）文化財防火デー（１月 26 日）を設定し、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

２　施設内の整理整頓を図る。

３　火気の使用を制限する。

（１）火気の使用は、一定の場所を定める。

（２）指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

４　火災危険の早期発見と警戒に努める。

（１）定期的に防火診断を受ける。

（２）防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

５　火災の起こりやすい器具等に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

６　次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

（１）防火管理計画

（２）消火・通報・避難訓練計画

第７　総合防災力の強化に関する対策

１　防災拠点の整備の推進

市民の防災に関する意識の高揚や対応力の向上、防災活動を実施するための拠点を確保するため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、コミュニティ防火拠点（町内会の区域が対象）及び地域防災拠点（小学校区又は中学校区が対象）の整備を進めていく。

２　消防・防災ヘリコプターの活用

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に県消防・防火ヘリコプターを活用し、災害応急対策活動等の充実・強化に努める。

３　災害応急対策体制の構築

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うために、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

４　予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

市は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、県、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第３章　市民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

・地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

・各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

・防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。

第１　市民に対する防災知識の普及啓発

１　防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市民への防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

（１）ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。)、テレビ、有線放送等放送施設

（２）新聞

（３）広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

（４）映画、ビデオ、スライドの活用

（５）広報車の巡回

（６）講習会等の開催
（７）市ホームページ
（８）その他

２　防災知識の普及啓発の内容

市民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

（１）市民等の責務

ア　自ら災害に備えるための手段を講ずること
イ　自発的に防災活動に参加すること

（２）地域防災計画の概要

（３）災害予防措置

ア　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
イ　家庭での予防・安全対策
（ア）災害に備えた３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
（イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
（ウ）飼い主により家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
（エ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
ウ　出火防止、初期消火等の心得
エ　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
オ　警報等発表時や避難指示・高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
カ　災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
キ　災害危険箇所の周知
ク　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
ケ　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
コ　船舶等の避難措置
サ　農作物の災害予防事前措置
シ　その他

（４）災害応急措置

ア　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ　災害対策の組織、編成、分掌事務

ウ　災害調査及び報告の要領、連絡方法

エ　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

オ　災害時の心得

（ア）災害情報の聴取並びに聴取方法

（イ）停電時の照明

（ウ）非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

（エ）初期消火、出火防止の徹底

（オ）避難の方法、避難路及び指定緊急避難場所等の確認

（カ）高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定緊急避難場所等での支援

カ　その他

（５）災害復旧措置

（６）被災地支援

（７）その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

３　防災知識の普及啓発の時期

市民への防災知識の普及啓発は、普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、県、市、その他防災機関は、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日）１月 17 日を含む１月 15 日から１月 21 日」、「津波防災の日」（11 月５日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

４　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階にあわせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災購入等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を組み込み実施する。

また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センターや公民館等の各種社会施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

５　災害教訓の伝承

市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第３　県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

県防災研修センターが実施している各種の災害対策研修や体験訓練、出前講座等を活用し、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の活動の充実を図る。

第２節　防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標・内容の設定

（１）防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市・防災関係機関及び市民等の参加者の、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

（２）訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

ア　動員訓練、非常参集訓練
イ　通信連絡訓練
ウ　水防訓練
エ　避難訓練
オ　医療・救護訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　輸送訓練
ク　消防訓練
ケ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

（１）訓練の時期

市は、訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施するよう訓練体系を定め、それに基づき効果的な訓練の実施に努める。

図　訓練の体系

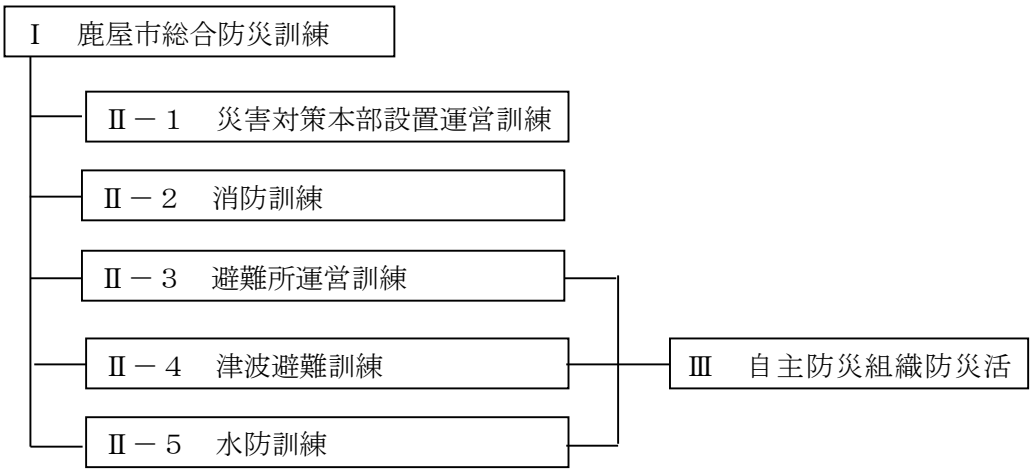

（２）訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施するものとし、家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

（３）訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について県公安委員会に届出を行う。

３　訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力する。

また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ＮＰＯ法人ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備し、被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

（１）市が行う訓練

ア　市の総合防災訓練

市長は、市内の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ　消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ　非常通信訓練

市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

（２）その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

（３）事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、県、市、消防機関、その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

（４）広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応急協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

４　訓練結果の評価・総括

（１）訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、訓練等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点、課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（２）訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から 20 日以内に防災会議会長に報告する。

第３節　自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

市は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。

第１　地域の自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の育成強化体制の確立

災害に対処するには、自分達の地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。このため、県及び市は災害時に通信・交通の途絶等による防災関連機関の防災活動の機　能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、非難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

２　自主防災組織の整備計画の作成

市は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

３　地域自主防災組織設立促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、各地域振興局ごとに「地域自主防災組織設立促進協議会」を設置し、自主防災組織結成の気運醸成を図るとともに、防災に係る地域課題の解消のための方策を検討する。

４　自主防災組織の組織化の促進

（１）自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア　急傾斜地崩壊危険箇所等のがけ崩れによる災害の発生の可能性がある地区

イ　土石流危険渓流のある地区

ウ　山地崩壊危険区域のある地区

エ　津波危険のある地区

オ　高齢化の進んでいる過疎地区

（２）自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

（３）自主防災組織の組織づくり

町内会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　町内会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　町内会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ　何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ　青年団、女性団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

５　自主防災組織の活動の推進

（１）自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平常時の活動

（ア）防災に関する知識の普及

（イ）防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

（ウ）情報の収集伝達体制の確立

（エ）火気使用設備器具等の点検

（オ）２～３日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等

（カ）斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

（ア）地域内の被害状況等の情報収集

（イ）住民に対する避難指示等の伝達、確認

（ウ）責任者による避難誘導

（エ）救出・救護の実施及び協力

（オ）出火防止及び初期消火

（カ）炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成強化

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。今後、地域の防災活動を魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。地域の防災活動を魅力と活力あるものにし、若年層の地域防災活動への参画を推進するとともに、地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

第３　事業所の自主防災体制の強化

１　工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

（１）自衛消防隊等の設置の目的

劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

（２）自衛消防隊等の設置対象施設

ア　中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ　多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ　雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

（３）自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

２　自衛消防隊等の活動の推進

（１）自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自衛消防隊等の活動の推進

ア　平常時

（ア）防災訓練

（イ）施設及び整備等の点検整備

（ウ）従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

（ア）情報の収集伝達

（イ）出火防止及び初期消火

（ウ）避難誘導・救出救護

表　自主防災組織の活動内容例

《　自主防災組織の活動内容例　》

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	1　地域災害史や体験談の掘り起こし 2　災害についての学習 3　学習会や講演会の開催 4　応急手当知識の普及
	広報活動	1　町内会文書やパンフレット類の発行 2　防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 3　情報伝達経路の確立
	点検活動	1　地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 2　避難路、避難施設の点検整備 3　災害時要援護者等の把握
	資機材整備	1　防災資機材の整備、点検 2　各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	1　自主防災組織単位での防災訓練の実施 2　連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 3　市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	1　災害、被害情報の収集伝達 2　避難指示の伝達 3　防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	1　危険箇所の巡視並びに予防対策 2　被害箇所の応急復旧 3　初期消火活動
	避難誘導活動	1　避難路、指定避難所の安全確認 2　避難路、指定避難所の指示 3　災害時要援護者、子供の避難補助 4　避難誘導
	救出救護活動	1　負傷者等の救出 2　負傷者等の応急手当
	給食給水活動	1　食料、飲料水等の確保 2　炊き出し等の給食活動 3　給水活動 4　その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	1　文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（実施責任：市）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第５節　防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

１　防災ボランティアの活動内容

大規模災害が発生した場合におけるボランティアを必要とする活動内容は、次のとおりである。

表　ボランティアの活動内容

ボランティアの区分		活動内容等	ボランティア関係協力団体
専門分野のボランティア	通信	通信、情報連絡	アマチュア無線クラブ
	ボランティアコーディネーター	指定避難所等におけるボランティアの指導・調整	市社会福祉協議会
	医療	人命救助、看護メンタルヘルス	市・郡医師会、 市薬剤師会市・郡歯科医師会、 日本赤十字社
	介護	指定避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	市社会福祉協議会
	通訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	ボランティア通訳
一般分野のボランティア	生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給、清掃等	市社会福祉協議会

２　市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては、平常時から、地域団体や、ＮＰＯ法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

また、市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

市社会福祉協議会は「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努め、防災ボランティア活動が円滑に行えるようにする。

１　防災ボランティア登録・把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努める。

また、その状況は、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告する。

２　大規模災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動の拠点を確保についても、配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

３　消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、防災ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

４　日本赤十字社鹿児島県支部との連携

災害時において、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を円滑に遂行するため、平常時より、県、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第６節　企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

このため、国（内閣府、経済産業省等）、県、市及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を勧めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、国（内閣府、経済産業省等）、県、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業計画マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも、的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第７節　要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による市内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

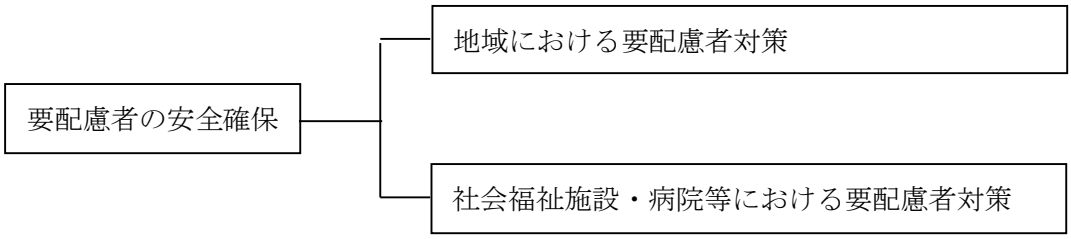

第１　地域における要配慮者対策

１　要配慮者の実態把握

市は、各部局が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

２　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（２）個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（３）避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３　緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

４　防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

５　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、災害をできるだけ被らないように、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

６　外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、指定避難所や災害危険地区等の表示板の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする在日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

１　防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

２　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

なお、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者については、施設の利用者の洪水時または土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。

３　緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

４　防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また各種災害対応マニュアルの作成に努める。

５　具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記１から４の事項を記載した非常災害対策計画を作成する。

６　市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

市は、非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第３部　災害応急対策

第１章　活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第１節　応急活動体制の確立

市は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、本地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

第１　災害状況等に応じた活動体制の確立

１　災害対策準備体制

（１）情報収集体制

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、安全安心課等の職員による情報収集体制をとる。

（２）情報収集体制要員

本部に安全安心課等、支部に住民サービス課等の要員を置く。

２　災害警戒本部・支部の設置

（１）災害警戒本部

ア　設置または廃止

市内に小規模な災害が発生したとき、または各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

イ　組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に副市長、副本部長に市民生活部長をもって充て、警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。

ウ　災害警戒本部の分掌事務

（ア）気象情報等の収集に関すること

（イ）被害状況の把握に関すること

（ウ）職員への連絡、報告に関すること

（エ）関係機関への連絡体制に関すること

（オ）災害対策本部への移行準備に関すること

エ　災害対策本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第１配備体制）をとる。

（２）災害警戒支部

ア　設置

総合支所は、災害の発生または各種の気象警報等の発表により、災害が予想される場合において、災害警戒本部の設置と並行して総合支所に災害警戒支部を市長の指示により設置する。なお、災害警戒支部長には総合支所長をもって充てる。

イ　災害対策支部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合、市長にその旨を報告し、災害対策支部に移行しうる体制（第１配備体制）をとる。

３　災害対策本部・支部の設置

（１）災害対策本部

ア　設置または廃止

（ア）災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

a　市内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき

b　災害が発生し、その規模及び範囲から応急対策の必要があるとき

c　県内に特別警報が発表され、かつ市内に重大な災害が発生し、若しくは災害の発生が予想されるとき

（イ）災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

イ　組織

災害対策本部には、災害対策本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部付に市民生活部長を、また災害対策本部員には各部長をもって充てる。

ウ　配備体制

災害対策本部は、災害の規模に応じ、第１配備から第４配備体制により動員配備を行う。

エ　配備の指定

本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

（２）災害対策支部

ア　設置

総合支所は、災害の発生した場合等において、災害対策本部の設置と並行して、総合支所に災害対策支部を市長の指示により設置する。

なお、災害対策支部長には総合支所長をもって充てる。

イ　配備体制

災害対策支部は、災害の規模に応じ、第１配備から第４配備体制により動員配備を行う。

なお、大規模な災害または総合支所地域の局地的な災害により、本庁舎との連絡がとれない場合、単独で災害対策支部を設置し、必要な動員配備を行い災害対策にあたる。

４　現地対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、大規模な災害が発生するなど、現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「鹿屋市災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

５　災害対策本部及び市災害警戒本部の設置または廃止の通知

市は、災害対策本部及び災害警戒本部を設置または廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

６　緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が突発的に発生し、通常の災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、連絡担当者（市民生活部長）が市長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

（１）市長に対し報告すべき事項

ア　風水害等による災害の規模（台風の規模、降雨量等）

イ　その時点で把握している被害状況

ウ　被害予測

エ　対応状況

オ　その他必要な事項

（２）市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理する。

①　副市長

②　市民生活部長

③　安全安心課長

７　本部の設置場所

本部は、原則として庁議室（本庁舎３階）に設置する。

本庁舎が被災し、本庁舎内に設置できない場合は、吾平総合支所に設置する。

吾平総合支所が被災し、吾平総合支所内に設置できない場合は、他の総合支所、中央公民館等の公共施設から被災状況を勘案して、本部を設置する。

８　本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、市域における災害対策に対し、優先すべき支援内容等の重要な事項について意思決定を行う。

第２　災害対策本部組織

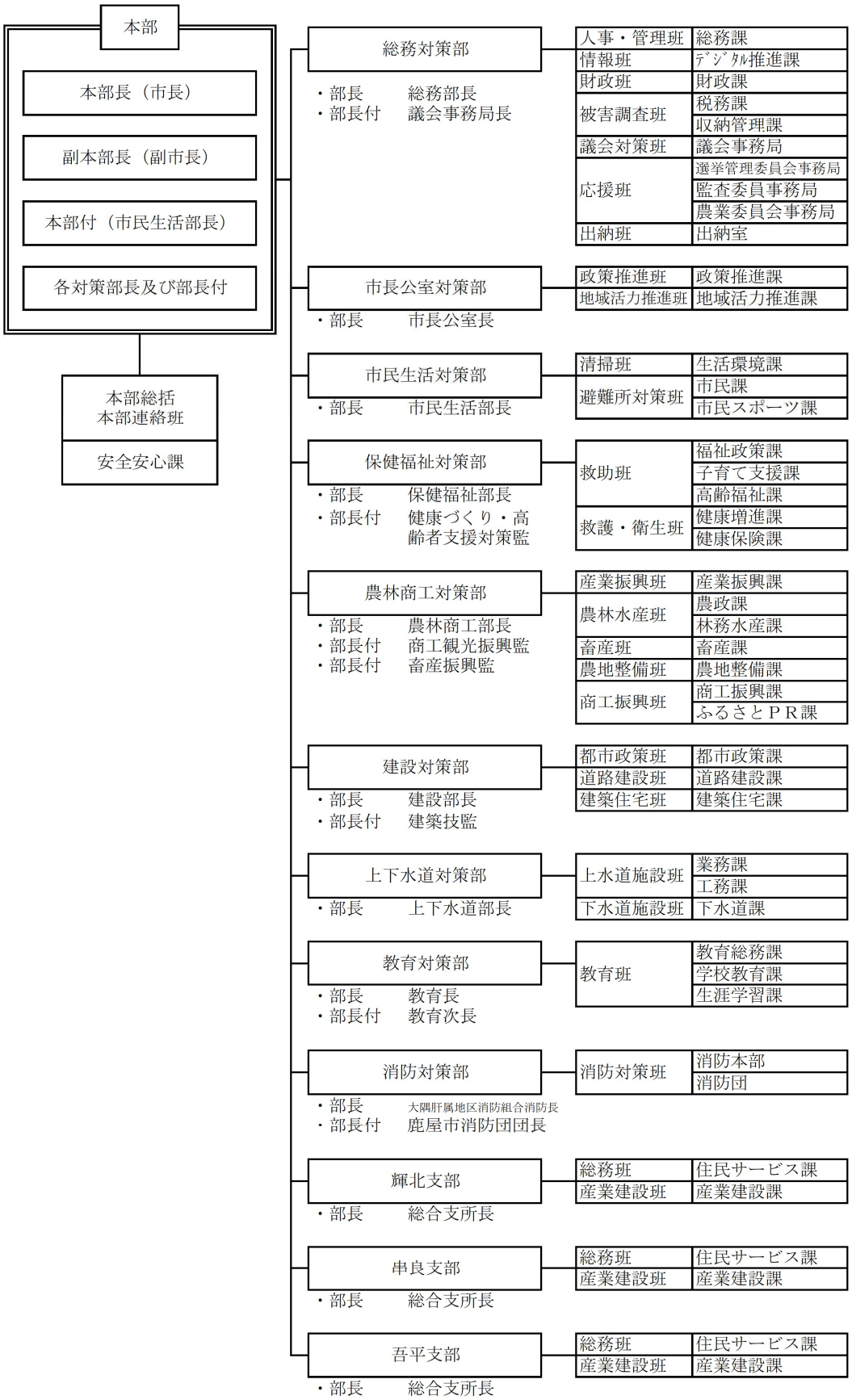
本部
本部長（市長）
副本部長（副市長）
本部付（市民生活部長）
各対策部長及び部長付
本部総括
本部連絡班
安全安心課
総務対策部
・部長　総務部長
・部長付　議会事務局長
人事・管理班　総務課
情報班　ﾃﾞｼﾞﾀﾙ推進課
財政班　財政課
被害調査班　税務課
収納管理課
議会対策班　議会事務局
応援班　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
出納班　出納室
市長公室対策部
・部長　市長公室長
政策推進班　政策推進課
地域活力推進班　地域活力推進課
市民生活対策部
・部長　市民生活部長
清掃班　生活環境課
避難所対策班　市民課
市民スポーツ課
保健福祉対策部
・部長　保健福祉部長
・部長付　健康づくり・高齢者支援対策監
救助班　福祉政策課
子育て支援課
高齢福祉課
救護・衛生班　健康増進課
健康保険課
農林商工対策部
・部長　農林商工部長
・部長付　商工観光振興監
・部長付　畜産振興監
産業振興班　産業振興課
農林水産班　農政課
林務水産課
畜産班　畜産課
農地整備班　農地整備課
商工振興班　商工振興課
ふるさとＰＲ課
建設対策部
・部長　建設部長
・部長付　建築技監
都市政策班　都市政策課
道路建設班　道路建設課
建築住宅班　建築住宅課
上下水道対策部
・部長　上下水道部長
上水道施設班　業務課
工務課
下水道施設班　下水道課
教育対策部
・部長　教育長
・部長付　教育次長
教育班　教育総務課
学校教育課
生涯学習課
消防対策部
・部長　大隅肝属地区消防組合消防長
・部長付　鹿屋市消防団団長
消防対策班　消防本部
消防団
輝北支部
・部長　総合支所長
総務班　住民サービス課
産業建設班　産業建設課
串良支部
・部長　総合支所長
総務班　住民サービス課
産業建設班　産業建設課
吾平支部
・部長　総合支所長
総務班　住民サービス課
産業建設班　産業建設課

第３　市災害対策本部（支部）の分掌事務

部名	班名（課名）	災害時（災害対策本部）における事務分掌
本部総括	本部連絡班 （安全安心課）	1　災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること 2　災害対策支部及び災害警戒支部の設置並びに廃止の指示に関すること 3　現地対策本部の設置及び廃止に関すること 4　避難の準備、指示の発令及び解除に関すること 5　防災会議委員との連絡調整に関すること 6　災害対策の総括に関すること 7　本部会議に関すること 8　国、県及び関係機関との連絡調整に関すること 9　気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関すること 10　各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 11　指定避難所の指定、開設及び指定避難所要員の派遣等に関すること 12　職員の配備、招集、編成及び出動に関すること 13　水防資材、機材の備蓄、管理に関すること 14　自衛隊の派遣要請に関すること 15　県及び他市町村への協力要請等に関すること 16　行方不明者の把握、捜索に関すること 17　災害調査に関すること 18　災害情報の収集及び集計に関すること 19　県及び関係機関への災害報告に関すること 20　防災行政無線通信に関すること 21　消防団との連絡調整に関すること 22　本部長が特に命じたこと
総務対策部	人事・管理班 （総務課）	1　総務対策部の統括に関すること 2　職員の応援派遣に関すること 3　職員の災害補償に関すること 4　職員及び職員の家族の安否確認及び職員等への支援に関すること 5　災害時における本庁施設の利用に関すること 6　市庁舎の被害調査及び災害対策に関すること 7　市庁舎の非常用電源に関すること 8　民間団体への協力要請に関すること
	情報班 （ﾃﾞｼﾞﾀﾙ推進課）	1　システム（サーバー等）の復旧に関すること 2　住民情報等のデータ出力に関すること
	財政班 （財政課）	1　災害対策に必要な経費の予算経理に関すること 2　災害復旧対策に関する資金収支に関すること 3　物資の調達及び出納に関すること 4　車両の配備に関すること 5　市有財産の被害調査及び応急対策に関すること
	被害調査班 （税務課） （収納管理課）	1　罹災証明の発行に関すること 2　被災世帯の固定資産等の調査に関すること 3　被災者に係る納税の減免・猶予に関すること

総務対策部	議会対策班 （議会事務局）	1　議員への被害等の速報及び連絡調整に関すること 2　議会関係者の視察に関すること 3　その他議会対策に関すること
	応援班 （選管事務局） （監査委員事務局） （農業委員会事務局）	1　総務対策部内の応援に関すること
	出納班 （出納室）	1　義援金等の受領、保管及び配分に関すること 2　拠出者等に対する礼状等の発送に関すること
市長公室対策部	政策推進班 （政策推進課）	1　市長公室対策部の総括に関すること 2　災害に関する国・県への要望書等に関すること 3　本部長及び副本部長の秘書に関すること 4　自衛隊との連絡調整に関すること 5　災害視察者に関すること 6　市ホームページによる災害情報等の提供に関すること 7　広報に関すること 8　報道機関との連絡調整及び協力に関すること 9　災害記録写真に関すること
	地域活力推進班 （地域活力推進課）	1　特定非営利活動法人との連絡調整及び協力に関すること 2　公共交通機関の被害調査及び運行状況等に関すること 3　行政区域に関すること 4　土地利用に関すること 5　町内会（自主防災組織）との連絡調整に関すること 6　町内会への事務委託に関すること 7　市民活動総合補償に関すること
市民生活対策部	清掃班 （生活環境課）	1　市民生活対策部の総括に関すること 2　清掃関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3　し尿、ごみ等廃棄物の処理に関すること 4　遺体の埋火葬に関すること 5　消毒に関すること 6　墓地被害の応急対策に関すること
	指定避難所対策班 （市民課） （市民スポーツ課） （指定避難所要員）	1　災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること 2　指定避難所の運営及び管理に関すること 3　り災者への物資等の配給に関すること 4　救援物資の受付及び保管配分に関すること 5　被服寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること 6　遺体の埋火葬許可に関すること

保健福祉対策部	救助班 （福祉政策課） （子育て支援課） （こども家庭課）	1　保健福祉対策部の総括に関すること 2　災害救助法に基づく諸対策に関すること 3　福祉避難所との連絡調整に関すること 4　社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 5　救援状況の報告に関すること 6　日本赤十字社及び市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 7　福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること 8　遺体の収容所の調整に関すること 9　要配慮者等の実態把握及び情報提供並びに支援に関すること 10　り災者に対する食料の炊き出し及び配給の調整に関すること 11　り災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること 12　幼稚園、保育園等児童福祉施設との連絡調整に関すること
	救護・衛生班 （健康増進課） （健康保険課） （高齢福祉課）	1　医療機関（医師会）との連絡調整及び救護要請に関すること 2　保健所との連絡調整に関すること 3　救護所の設置及び運営に関すること 4　救護班の編成及び派遣に関すること 5　医薬品及び医療用資機材に関すること 6　衛生に関すること 7　食品衛生に関すること 8　感染症の発生予防対策に関すること 9　感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること 10　消毒医薬品等の配布に関すること 11　負傷者の救護及び指定避難所での保健指導に関すること 12　指定避難所における健康相談窓口の設置に関すること 13　医療救護、助産に関すること
農林商工対策部	産業振興班 （産業振興課）	1　農林商工対策部の総括に関すること
	農林水産班 （農政課） （林務水産課）	1　農林商工対策部の総括に関すること 2　農水産林務関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 3　災害時の農林水産物資に関すること 4　農産物及び農業用施設の罹災証明発行に関すること 5　大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関すること 6　農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、その他関係団体との連絡調整に関すること 7　災害用船艇のあっせんに関すること 8　農業関係災害に対する金融に関すること 9　林野火災に関すること

農林商工対策部	畜産班 （畜産課）	1　畜産関係の災害対策及び被害調査、報告並びに応急対策に関すること 2　家畜及び畜舎等の罹災証明に関すること 3　大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関すること 4　畜産団体、その他関係団体との連絡調整に関すること 5　家畜伝染病の防疫に関すること 6　死亡獣畜の処理に関すること
	農地整備班 （農地整備課）	1　農地・農業用施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2　大隅地域振興局（農林水産部）との連絡調整に関すること 3　土地改良区との連絡調整に関すること 4　障害物の除去に関すること 5　土木工事関係者との連絡調整に関すること
	商工振興班 （商工振興課） （ふるさと PR 課）	1　商工観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 2　商工会議所及び商工会等との連絡調整に関すること 3　観光客等に対する災害情報の提供に関すること 4　公共職業安定所との連絡調整に関すること
建設対策部	都市政策班 （都市政策課）	1　建設対策部の総括に関すること 2　都市関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3　応急対策用資機材の確保に関すること 4　公園関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 5　建設工事関係者との連絡調整に関すること
	道路建設班 （道路建設課）	1　土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2　大隅地域振興局（建設部）その他関係機関との連絡調整に関すること 3　地すべり、土砂崩れ等による災害対策に関すること 4　水門の操作及び河川堤防の巡視に関すること 5　通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関すること 6　避難路、輸送路の確保に関すること 7　障害物の除去に関すること 8　土木工事関係者との連絡調整に関すること 9　応急対策用資機材の確保に関すること

建設対策部	建築住宅班 （建築住宅課）	1　建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2　応急仮設住宅等の建築、供与に関すること 3　応急仮設住宅の入居に関すること 4　市営住宅の供給に関すること 5　被災建築物応急危険度判定の実施に関すること 6　指定避難所の仮設トイレ等の設置に関すること 7　建築工事関係者との連絡調整に関すること 8　応急対策用資機材の確保に関すること 9　罹災証明発行に伴う現地調査に関すること
上下水道対策部	上水道施設班 （業務課） （工務課）	1　上下水道対策部の総括に関すること 2　水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3　飲料水の確保及び給水に関すること 4　被災地の給水計画に関すること 5　応急対策用資機材の確保に関すること
	下水道施設班 （下水道課）	1　下水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2　応急対策用資機材の確保に関すること
教育対策部	教育班 （教育総務課） （学校教育課） （生涯学習課）	1　教育対策部の総括に関すること 2　学校・社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3　児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること 4　学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 5　教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること 6　学校給食に関すること 7　災害後の教育環境及び保健衛生に関すること 8　史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること 9　教育事務所その他関係機関との連絡調整に関すること
消防対策班	消防対策班 （消防組合） （消防団）	1　消防対策部の総括に関すること 2　関係機関との連絡調整に関すること 3　資機材の確保に関すること 4　非常無線通信に関すること 5　消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること 6　水防法に基づく水防活動その他対策に関すること 7　高齢者等避難、避難指示に関すること 8　避難、誘導、救出及び捜索に関すること 9　警備、警戒、防ぎょ活動等に対する警察との連絡調整に関すること 10　情報収集（水位、流量、その他情報を含む）及び広報に関すること 11　災害状況調査に関すること

支部	総務・住民サービス班 （住民サービス課） （指定避難所要員）	1　本部との総括調整に関すること 2　支部管内の災害対策の総括に関すること 3　支部管内の関係機関との連絡調整に関すること 4　支部管内の気象情報、河川・ダム等の諸情報の収集に関すること 5　支部各班との連絡調整に関すること 6　支部管内の避難所の開設等に関すること 7　支部管内の職員の配備、招集、編成及び出動の調整に関すること 8　支部管内の水防資材、機材の備蓄、管理に関すること 9　支部管内の災害調査に関すること 10　支部管内の災害情報の収集及び集計並びに本部への報告に関すること 11　支部管内の行方不明者の把握、捜索に関すること 12　支部管内の防災行政無線通信に関すること 13　支部管内の消防団との連絡調整に関すること 14　支部管内の町内会及び自治防災組織等との連絡調整に関すること 15　支部管内の民間団体への協力要請に関すること 16　支部管内の広報に関すること 17　災害時における総合支所庁舎施設の利用に関すること 18　総合支所庁舎の被害調査及び災害対策に関すること 19　総合支所庁舎の非常用電源に関すること 20　支部管内の救援物資の輸送に関すること 21　支部管内の食料その他必要物資の調達等に関すること 22　支部長が特に命じたこと 23　支部管内の災害救助に関すること 24　支部管内の社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 25　支部管内の被服寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること 26　支部管内の救援状況の報告に関すること 27　支部管内の福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること 28　支部管内の要配慮者等の実態把握及び情報提供に関すること 29　支部管内のし尿、ごみ等廃棄物の処理に関すること 30　支部管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること 31　支部管内の罹災証明の発行に関すること 32　り災者への物資等の配給に関すること 33　支部管内の指定避難所の運営及び管理、健康相談窓口の設置に関すること 34　支部管内のり災者に対する食料の炊き出し及び配給に関すること 35　支部管内の医療機関との連絡調整及び救護要請に関すること 36　支部管内の救護所の設置及び運営に関すること 37　支部管内の消毒医薬品等の配布に関すること 38　支部管内の感染症の発生予防対策に関すること 39　支部管内の負傷者の救護及び指定避難所での保健指導に関すること 40　その他本部担当班との連絡調整に関すること

支部	産業建設班 （産業建設課）	1　支部管内の農業関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 2　支部管内の農業協同組合その他関係団体との連絡調整に関すること 3　支部管内の林務関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 4　支部管内の森林組合その他関係団体との連絡調整に関すること 5　支部管内の畜産関係の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 6　支部管内の家畜伝染病の防疫に関すること 7　支部管内の畜産団体との連絡調整に関すること 8　支部管内の農地・農業用施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 9　支部管内の土地改良区との連絡調整に関すること 10　支部管内の商工観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 11　支部管内の商工会等との連絡調整に関すること 12　支部管内の土木関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 13　支部管内の地すべり、土砂崩れ等による災害対策に関すること 14　支部管内の水門の操作（輝北支部は除く）及び河川堤防の巡視に関すること 15　支部管内の通行止及び迂回路等に関すること 16　支部管内の避難路、輸送路の確保に関すること 17　支部管内の障害物の除去に関すること 18　支部管内の土木工事関係者との連絡調整に関すること 19　支部管内の応急対策用資機材の確保に関すること 20　支部管内の建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 21　支部管内の応急仮設住宅等の建築、供与に関すること 22　支部管内の応急仮設住宅の入居に関すること 23　支部管内の被災市営住宅の応急処理に関すること 24　支部管内の市営住宅の供給に関すること 25　支部管内の建築工事関係者との連絡調整に関すること 26　支部管内の公園関係施設等の災害対策及び災害調査報告並びに応急復旧対策に関すること 27　支部管内の死亡獣畜の処理の連絡調整に関すること 28　その他本部担当班との連絡調整に関すること

第４　市の動員配備計画

１　配備体制

<table>
<tr><th colspan="2">体制・配備区分</th><th>配備基準</th><th>配備体制</th></tr>
<tr><td colspan="2">情報収集体制
（主として、情報の収集及び報告を任務として活動する体制）</td><td>市内に各種の気象警報が発令された場合</td><td>【本　　庁】
○安全安心課･･･２名以上

【総合支所】
○住民サービス課･･･１名以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害警戒本部（支部）体制
（災害関係課の職員で情報収集、連絡活動及び応急対策が円滑に行える体制）</td><td>市内に小規模な災害が発生した場合
各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合</td><td>【警戒本部】
○安全安心課･･･３名以上
○別記１【警戒本部】に掲げる課（所属長が必要と認める人数）
【警戒支部】
○住民サービス課･･･２名以上
○別記１【警戒支部】に掲げる課（所属長が必要と認める人数）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">災害対策本部（支部）体制
（災害の状況等に応じて、各種災害応急対策を実施する体制）</td><td>第１配備</td><td>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、または発生するおそれのある場合
県内に特別警報が発表され、かつ市内に重大な災害が発生し、若しくは災害の発生が予想されるとき</td><td>【対策本部】
○本部総括本部連絡班：４名以上
○別記２「対策本部」に掲げる対策部の関係班、その他対策が必要な対策部の関係班（対策部長が必要と認める人数）
【対策支部】
○総務班：３名以上
○別記２「対策支部」に掲げる班、その他対策が必要な対策班（支部長が必要と認める人数）</td></tr>
<tr><td>第２配備</td><td>相当の被害が発生し、または発生するおそれのある場合</td><td>第１配備を基準とし、災害の状況等に応じて配備</td></tr>
<tr><td>第３配備</td><td>市内全域にわたり大きな災害が発生し、または発生するおそれのある場合</td><td>【対策本部】
○本部総括本部連絡班：８名以上
○全対策部（対策部長が必要と認める人数）
【対策支部】
○総務班：５名以上
○全対策班（支部長が必要と認める人数）</td></tr>
<tr><td>第４配備</td><td>特に甚大な被害が発生し、または発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合</td><td>全対策部（全員）</td></tr>
</table>

（別記１）
「警戒本部」建設部関係課、農林商工部関係課、政策推進課、デジタル推進課、消防対策部
「警戒支部」産業建設課
（別記２）
「対策本部」建設対策部、農林商工対策部、市民生活対策部、教育対策部、政策推進課、
デジタル推進課、上下水道対策部、消防対策部
「対策支部」総務・住民サービス班、産業建設班

２　配備の方法

本部長は、異常気象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

（１）職員に対する伝達

ア　職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。

イ　各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。

ウ　休日または退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

（２）職員の非常動員

ア　職員は、勤務時間外または休日等において災害が突発した場合、または災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等との連絡をとり、または自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。

イ　本部連絡班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、市災害対策本部の設置について電話等の最も早い方法で職員に伝達する。

（３）報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

（４）配備の決定及び変更

ア　本部長は、災害の発生が予想されるとき、または災害の状況により配備体制を決定する。

イ　本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

（５）応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合には、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

また、災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。

（６）動員配備の指示伝達

動員配備の伝達は、以下の連絡方法・系統により行う。

ア　勤務時間内

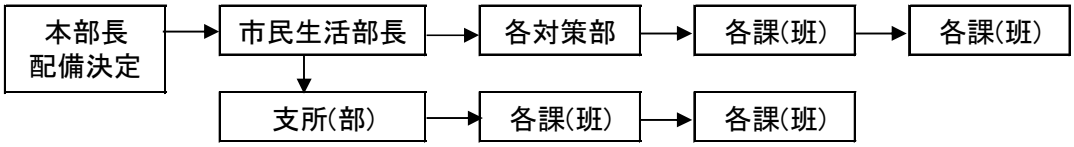

イ　勤務時間外（退庁後及び休日）

警備員は、次の情報を覚知したときは安全安心課長または課員に連絡し、市民生活部長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係部課長に連絡する。

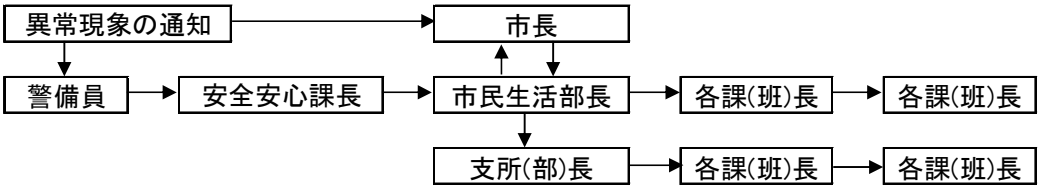

３　自主参集

（１）配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ、インターネット等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときに、配備基準に照らして職員自身の自主的な判断により、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

（２）その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして第４配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第２節　情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第１　市の災害通信要領

１　災害通信要領

（１）災害対策要員が、非常通話、非常電報及び専用通信施設による通信の必要を認めたときは原則として所管の班長の許可を得て通信する。

ただし、緊急を要するため所管の班長の許可を受ける暇がないときは、この限りではない。この場合は、速やかに本部長に報告する。

（２）各班長は、所管の対策部長に（１）により通信を行った旨を報告し、当該対策部長は速やかにその旨を総務対策部長に報告する。

２　各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、実情に即した通信方法で行う。

ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

３　通信途絶時における応急措置

市は、有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

第２　通信計画

１　非常時の使用通信施設

（１）非常時の通信施設

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。災害時に使用できる通信施設は次のとおりである。

ア　防災行政無線

イ　非常電話、非常電報

ウ　ほかの機関の専用通信施設

エ　非常無線

オ　消防無線

カ　携帯電話

２　通信の非常そ通措置

（１）重要通信のそ通確保（西日本電信電話(株)）

市は、災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。

イ　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。

ウ　非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

エ　警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

（２）被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

（３）災害用伝言ダイヤル「１７１」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「１７１」の利用を促進する。

利用方法については、「１７１番」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

３　公衆電気通信施設の利用計画（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

（１）非常通話

非常通話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

（２）非常緊急電報

非常扱いの電報または緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

○気象機関

○水防機関

○消防機関

○災害救助機関

○輸送確保機関
○警察機関
○通信の確保に直接関係のある機関
○電力供給機関

（３）非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

ア　天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。

イ　災害に際し、西日本電信電話㈱が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報または救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話㈱が定める条件とする。

４　専用通信施設の利用

（１）専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合、（人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のため受発するものに限る。）災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 23 条の規定により、ほかの機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

（２）優先利（使）用できる主な機関

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
市長、消防長、消防団長	県警察本部	警察署
	国土交通省九州地方整備局	維持出張所
	九州電力株式会社	営業所

ア　防災行政無線電話による通信

市防災行政無線電話を利用し、移動局を通じ通信連絡する。

イ　消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

ウ　警察無線電話による通信

警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所及び駐在所等を経て通信連絡する。

エ　防災行政情報ネットワーク

県と市・県内関係機関との通話は、防災行政情報ネットワークの回線を利用して交信する。

（３）県防災行政無線電話による通信

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

ア　利（使）用しようとする理由

イ　通信の内容

ウ　発信者及び受信者

５　非常無線通信の利用

（１）非常無線通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。

次に定めるところにより依頼する。

ア　利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが通信の内容には制限がある。

イ　非常無線通信の依頼先

鹿児島地区非常通信連絡会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。

この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ　非常無線通信としての通信内容

（ア）人命の救助、指定避難所の保護に関するもの

（イ）犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの

（ウ）防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

（エ）道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの

（オ）その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

エ　発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可。）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

○宛先の住所、氏名（職名)、電話番号

○本文（200字以内)、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）

○用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者名

（２）孤立防止対策用衛星電話による通信

孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、孤立防止用無線機の送受話器をはずし、「１０２番」をダイヤルし、交換取扱者に「非常」の旨を告げ通話する相手の局名、電話番号を連絡し、交換取扱者の接続により、相手の加入電話と通話する。

（３）九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、ＭＣＡ 対策用移動通信機器等の用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに市町村等に無償で貸与する。

６　アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

７　その他の手段による通信体制の確立

ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ、ＮＴＴの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

・一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメール一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

・緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所有者に対して、災害情報等を一斉にメール配信

・ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの

・コミュニティ放送

市町村内で放送を行うＦＭラジオ放送

・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能

・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能

・告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの

第３節　災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

第１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法による救助は、次に揚げる災害が本市内で発生した場合において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

（１）災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

（２）次に掲げる程度の災害が発生した区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

表　災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数
①　市内の住家が滅失した世帯の数	市　100 世帯以上
②　県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県　1,500 世帯以上 かつ市 50 世帯以上
③　県内の住家が滅失した世帯の数	県　7,000 世帯以上
④　市内の被害状況で、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、住家が滅失した世帯が多数の場合	
⑤　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	

２　救助の種類

実施者は原則知事であるが、市長が実施可能な場合は、市長とする。

救助の種類	対象	対象経費等	期間		費用の限度額
避難所の設置	現に被害を受け、又被害を受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から７日以内		１人１日当たり 330 円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与 （「建設型仮設住宅」と「借上仮設住宅」がある。）	住家が全壊、全焼及び流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型応急住宅	災害発生の日から 20 日以内に着工	１　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額 １戸当たり 5,714,000 円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。

救助の種類	対象	対象経費等	期間		費用の限度額
		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　規模 建設型応急住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額
炊出しその他食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に、炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から７日以内		１人１日当たり 1,160 円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から７日以内		当該地域における通常の実費
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から 10 日以内		１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
医療	災害のために医療の途を失ったもの	(範囲) ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生の日から14日以内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助産	災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	分べんした日から７日以内	(救護班による場合) ・使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) ・慣行料金の 100 分の 80 以内の額
被災者の救出	１　現に生命身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から３日以内	当該地域における通常の実費

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
被災した住宅の応急修理	１　住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から１か月以内	１世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校及び高等学校等生徒	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から(教科書)１か月以内(文房具及び通学用品)15 日以内	１ 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材 ・実費 ２ 文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 ・小学校児童　4,500 円 ・中学校生徒　4,800 円 ・高等学校等生徒　5,200 円
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	災害発生の日から 10 日以内	１体当たり ・大人(12 歳以上) 215,200 円以内 ・小人(12 歳未満) 172,000 円以内

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理(埋葬を除く)をする。	(範囲) ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,500円以内 ②死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時通常の実費 ・上記が利用出来ない場合 1体当たり5,400円以内 (注)ドライアイスの購入費の実費加算可 ③検案 ・救護班以外は慣行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均137,900円以内

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助程度、方法及び期間を定めることができる。

３　被災世帯の算定基準

（１）被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊しまたは半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

（２）住家の滅失等の認定

ア　住家が全壊・全焼、流出したもの

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

（３）世帯及び住家の単位

ア　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

イ　住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第３　災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるとき、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係　　ＮＴＴ回線：099-286-2824

第４節　広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市及び各防災関係機関独自で対処することが困難な事態が予想される。このため、県、市防災各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県または市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第１　災害情報・被害情報の分析

市は、収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。応援の要請先は次のとおりである。

１　被災地外の県内市町村
２　県及び関係機関
３　その他の公共的団体等
４　協定のある関係機関
５　消防庁（緊急消防援助隊等）
６　県消防班応援
７　その他、民間団体、企業等

第２　応援派遣要請の方法

１　応援派遣要請の種別

市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

（１）隣接市町の職員等

市長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

（２）指定行政機関または指定地方行政機関の職員等

市長は、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職種別及び人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ　その他職員等の派遣について必要な事項

（３）県知事への職員派遣斡旋要請

市長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、上記同様に必要事項を明示して斡旋を求める。

（４）県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

市長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

（５）市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア　災害が発生した場合、隣接する市町は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ　発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（県災害対策支部の管轄区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

ウ　災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、市長は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

第３　県市町村間等の相互応援要請

１　県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

（１）応援要請に関する措置

災害応急対策または災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。

また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

応援要請する場合の要点

- 災害の状況及び応援を求める理由
  - 希望する機関名
  - 希望する人員、物資等
  - 場所、期間
  - 給与、その他勤務条件
  - 活動内容

（２）応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

（３）受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア　受入れルート

イ　応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

２　県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

（１）応援項目

ア　災害応急措置に必要な職員の派遣

イ　食料、飲料水及び生活必需品の提供

ウ　避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ　医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ　遺体の火葬のための施設の提供

カ　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

キ　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク　ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ　その他応援のために必要な事項

（２）連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

（３）受入体制の確保

ア　連絡窓口の明確化

市長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

イ　受入施設の整備

市長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

第４　他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合または応援の必要があると認めた場合は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

（１）職員等の派遣

市長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

（２）被害情報の収集

市長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

（３）応援の実施

市長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

（４）被災者受入れ施設の提供等

市長は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供または斡旋を行う。

第５　協定に基づく応援派遣要請

市は、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、県内市町村、消防の一部事務組合と協定を締結している。

（１）大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝属郡４町の災害対策本部業務に関する覚書

（２）大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝属郡４町の消防無線に関する協定書

（３）大隅肝属地区消防相互応援協定書

（４）鹿児島消防・防災ヘリコプター応援協定

（５）鹿児島県消防相互応援協定

（６）消防業務相互応援協定（霧島市）

第５節　自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１　派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１）災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（２）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（３）災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（４）災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

（５）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

（６）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

（７）庁舎・営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

（１）災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき、自己の判断または市長の要請要望により行う。知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

（２）要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記し、各活動内容に応じた県の各担当部長を経由して、知事へ文書による要請依頼を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

表　知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請請求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理局	防災対策課	鹿児島市鴨池新町 10 番１号	099-286-2211(直通)
〃　総務部	人事課	〃	099-286-2045(直通)
〃　環境林務部	環境林務課	〃	099-286-3327(直通)
〃くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-2656(直通)
〃　農政部	農政課	〃	099-286-3085(直通)
〃　土木部	監理課	〃	099-286-3483(直通)
〃　　〃	河川課	〃	099-286-3586(直通)
〃　商工労働水産部	商工政策課	〃	099-286-2925(直通)
〃　教育委員会	総務福利課	〃	099-286-5188(直通)
〃　出納室	会計課	〃	099-286-3765(直通)
〃　警察本部	警備課	〃	099-206-0110(代表)

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

（３）災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

（４）災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう、あらかじめ県及び派遣部隊の長と協議しておく。

表　自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課 運用班	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111 内線 2255、2256
〃　第８師団司令部	第３部防衛班	熊本市北区清水町八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3362
〃　第 12 普通科連隊本部	第３科	霧島市国分福島２丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235 夜間 301
〃　第８施設大隊 (川内駐屯地)	第３科	薩摩川内市冷水町 539-１	0996-20-3900 内線 236

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
海上自衛隊佐世保地方総監	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線 3225
〃　　第１航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2213
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19518	0983-35-1121 内線 232
自衛隊鹿児島地方連絡部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920

第２　自衛隊の災害派遣活動

１　災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

表　自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

区　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路または水路の啓開	道路または水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は、通常、市が提供するものを使用する。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援を行う。
救難物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、救援物資を無償貸付または譲与する。

区　分	活　　動　　内　　容
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

２　災害派遣部隊の自衛官の権限等

（１）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
（災害対策基本法第 63 条第３項）

イ　他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第 64 条第８項）

ウ　現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第８項）

エ　住民等を応急措置の業務に従事させること
（災害対策基本法第 65 条第３項）

（２）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第 76 条の３第３項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨の当該措置をとった場所を鹿屋警察署長に通知する。

第３　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

１　派遣部隊の受入体制

（１）市は、派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。

（２）市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

（３）災害地における作業等に関しては、市及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

（４）その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

２　使用器材の準備

（１）災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き、出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

（２）災害救助または応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。

　ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品または代品弁償しなければならない。

（３）使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村と協議して定める。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等

（４）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く)

（５）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられることから、海上自衛隊鹿屋航空基地の使用について協議しておくとともに、地域ごとに適地を選定して定める。

また、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第１航空群司令に通報しておく。

第６節　技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第１　技術者、技能者及び労働者の確保対策

１　人員の確保

市長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う。

鹿屋公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあっせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。市の担当は、人事・管理班とする。

２　労働者等確保順位

労働者等の確保は、概ね次により行う。

（１）防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員

（２）鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員

（３）防災係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員

（４）緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第２　公共職業安定所の労働者供給

１　労働者あっせん手続、方法等

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保が、それぞれの災害対策実施機関において困難な場合は、鹿屋公共職業安定所に次の事項を明らかにして、必要な人員のあっせんを依頼する。

（１）必要労働者数

（２）作業の内容

（３）作業実施機関

（４）賃金の額

（５）労働時間

（６）作業場所の所在

（７）残業の有無

（８）労働者の輸送方法

（９）その他の必要な事項

２　賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とする。

第３　応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等において、自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して、他の防災関係機関等に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

１　派遣を要請する理由
２　派遣を要請する職員の職種別人員数
３　派遣を必要とする時間
４　派遣される職員の給与その他の勤務条件
５　その他職員等の派遣について必要な事項

第４　従事命令等による労働力の確保

１　命令の種類と執行者

災害応急対策の緊急実施のため、防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者、鹿屋公共職業安定所のあっせんによる労働者及び防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の手段による動員が困難な場合は、各法律に基づく強制命令執行により、労働力の確保を図る。

表　命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防職員または消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第７条	知事
	協力命令	災害救助法第８条	知事
災害応急対策作業（災害救助法による救助を除く）	従事命令	災害対策基本法第 71 条	知事
	協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市長
		災害対策基本法第 65 条第２項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官

２　命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

表　命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	①　医師、歯科医師または薬剤師 ②　保健師、助産婦または看護師 ③　土木技術者または建築技術者 ④　大工、左官またはとび職 ⑤　土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥　地方鉄道業者及びその従業者 ⑦　軌道経営者及びその従業者 ⑧　自動車運送事業者及びその従業者 ⑨　船舶運送業者及びその従業者 ⑩　港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

３　従事命令等の執行

（１）知事の従事命令等執行は、次の方法による。

ア　災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令する。

イ　災害救助法が適用されない場合の災害応急対策または災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令する。

（２）知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付する。

（３）知事以外の他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第７節　ボランティアとの連携

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。

第１　ボランティアの受入れ、支援体制

１　ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

２　被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にするとともに、県社会福祉協議会の支援等を受けながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

（１）災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターへの積極的な人的協力等を求める。

（２）近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等に近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行う等、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターの支援、積極的な人的協力等を求める。

３　ボランティア活用計画

（１）参加、協力が求められるボランティア

ア　日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）

イ　大学等の学生

ウ　公務員

エ　災害救助活動に必要な専門技能を有する者

オ　その他、各種ボランティア団体等

（２）ボランティア活動の内容

ア　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

イ　指定避難所の運営

ウ　炊き出し、その他の災害救助活動

エ　高齢者、病人等の看護

オ　被災地の清掃及び防疫

カ　軽易な事務の補助

キ　アマチュア無線による情報の収集、伝達

ク　その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

４　民間団体の活用計画

市長は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

（１）要請方法

本部連絡班長は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

ア　業務の内容

イ　場所

ウ　期間

エ　必要人員数

オ　その他必要な事項

（２）協力を要請する業務の内容

ア　災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕

イ　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕

ウ　り災者に対する炊き出し、給水の奉仕

エ　警察官等の指示にもとづく、り災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕

オ　関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

表　民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
町内会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 商工会議所・商工会 女性団体・その他の団体	ア　応援を必要とする理由 イ　作業の内容 ウ　従事場所 エ　就労予定期間 オ　所要人員 カ　集合場所 キ　その他参考事項	ア　被災者に対する炊出作業 イ　被災者に対する救出作業 ウ　救助物資の輸送配給作業 エ　清掃防疫援助作業 オ　被害状況の通報連絡作業 カ　応急復旧作業現場における軽備な作業 キ　その他必要とする作業

第２　ボランティアの受付、登録等

１　ボランティアの受付、登録

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。

２　ボランティアの活動の支援

近隣支援本部等は、ボランティア活動に対する支援を、おおむね次のとおりに行う。

（１）被災者及び復旧活動等のニーズの把握

（２）ボランティア活動に関する情報の発信

（３）ボランティアの登録、受入れ、配置

（４）ボランティア活動保険に対する具体的な内容の指示

（５）ボランティア活動に対する具体的な内容の指示

（６）被災地の状況等によって、ボランティア活動に必要な物資、宿泊、食事等についての情報の提供

（７）ボランティア活動証明書の発行

（８）その他ボランティア活動に必要な業務

第８節　災害警備体制

災害警備については、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、県警察本部が行うものとする。

第１　災害警備体制

１　警察の任務

（１）警察（鹿屋警察署）の任務

ア　各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告

イ　高齢者等避難及び避難指示、避難の誘導

ウ　危険にさらされている者の救出救助

エ　負傷者の救護

オ　警戒区域の設定及び被害拡大防止の処置

カ　死体の検死（見分）及び行方不明者の捜索

キ　交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置

ク　被災地及び避難者の警戒

ケ　各種犯罪の予防、検挙その他公安の維持

コ　関係機関の行う防災活動に対する協力

サ　その他災害警備上必要な広報活動

シ　被害の実態把握

（２）警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

第２　自衛警備活動

１　自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の自主防災組織による巡回・警備活動を促進する。

２　市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、鹿屋警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第２章　警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第１節　気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容であり、本節では下記の１及び２の内容とし、３以下は別節で取り扱う。

図　情報伝達の流れ

1　気象予報・警報等、異常現象・災害情報の入手
↓
2　災害情報の防災関係職員への伝達
↓
3　災害による被害情報の収集・伝達　　→【第３部第２章第２節】参照
↓
4　避難指示の発令→【第３部第２章第６節】参照
↓
5　住民への広報　　→【第３部第２章第３節】参照
↓
6　避難指示（誘導）　→【第３部第２章第６節】参照

第１　鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

１　特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

鹿児島地方気象台が行う特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

なお、本市の予警報の細分区域は、大隅地方（一次細分区域名）肝属（二次細分区域名）である。

表　鹿児島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th colspan="3">発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">特別警報</td><td rowspan="7">気象特別警報</td><td>大雨</td><td colspan="3">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td colspan="2" rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="3">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="3">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">地面現象特別警報</td><td colspan="3">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="6">警報</td><td rowspan="5">気象警報</td><td>暴風</td><td colspan="3">暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　平均風速 20m/s（鹿児島湾 20m/s）以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="3">暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　雪を伴い平均風速 20m/s（鹿児島湾 20m/s）以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="3">大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"><table><tr><th>1 時間雨量</th><th>3 時間雨量</th><th>24 時間雨量</th></tr><tr><td>50mm</td><td>100 mm</td><td>200 mm</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="3">大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　12 時間降雪の深さが平地 10cm 以上、山地 15 cm以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td>地面現象警報</td><td>地面現象</td><td colspan="3">**■　大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合**</td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>高潮</td><td colspan="3">台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　潮位 2.5m以上が予想される場合</td></tr>
</table>

種類			発表基準
警報	波浪警報	波浪	波浪･うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　有義波高 2.5m以上が予想される場合**
	浸水警報	浸水	**■　大雨･長雨等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合**
	洪水警報	洪水	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 **1 時間雨量：50mm** **3 時間雨量：100 mm** **24 時間雨量：200 mm**
注意報	気象注意報	風雪	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　雪を伴い平均風速 12m/s（鹿児島湾 12m/s）以上が予想される場合**
		強風	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　平均風速 12m/s（鹿児島湾 12m/s）以上が予想される場合**
		大雨	大雨により災害が起こるおそれが予想される場合に行う。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 **1 時間雨量：30mm** **3 時間雨量：60 mm** **24 時間雨量：100 mm**
		大雪	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　12 時間降雪の深さが平地 3cm 以上、山地 5 cm以上が予想される場合**
		濃霧	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合に行う。 具体的には、次の条件に該当する場合 **■　視程が陸上で 100m 以下または海上で 500m 以下になると予想される場合**
		雷	**■　落雷等により被害が予想される場合**
		融雪	
		乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合**
		着氷（雪）	着氷(雪)により著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合 **■　大雪注・警報の条件下で気温が−２℃～２℃、湿度が 90%以上と予想される場合**

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th colspan="3">発表基準</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>霜</td><td colspan="3">霜により農作物に著しい被害が予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　11 月 30 日までの早霜、３月 10 日以降の晩霜ともに日最低気温が４℃以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>低温</td><td colspan="3">低温により農作物などに著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　冬期最低気温が海岸地方で－４℃以下、内陸部で－７℃以下と予想される場合、または、夏期日平均気温が平年より４℃以上低い日が３日続いた後さらに２日以上続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>なだれ</td><td colspan="3">なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　積雪の深さ 100 ㎝以上であって、①気温３℃以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さ 30 ㎝以上のいずれかが予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>地面現象注意報</td><td>地面現象</td><td colspan="3">■　大雨・大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>高潮注意報</td><td>高潮</td><td colspan="3">台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるときに行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　潮位 1.9m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>波浪注意報</td><td>波浪</td><td colspan="3">波浪･うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次の条件に該当する場合
■　有義波高 1.5m以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>浸水注意報</td><td>浸水</td><td colspan="3">■　大雨･長雨等の現象に伴う浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>洪水注意報</td><td>洪水</td><td colspan="3">津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>１時間雨量</td><td>３時間雨量</td><td>24 時間雨量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>30㎜</td><td>60 ㎜</td><td>100 ㎜</td></tr>
</table>

種類	発表基準		
肝属川洪水予報	梅雨や台風などの大雨により洪水のおそれがある場合に行う。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		
	肝属川はん濫警戒情報	**肝属川はん濫注意情報**	**肝属川はん濫発生情報・危険情報**
	はん濫危険水位（水防第17条で規定される警戒水位）と同程度、またはこれを超えると予想	**はん濫注意水位（水防第17条で規定される警戒水位）を超えると予想**	**洪水注意報・警報の補足**

（注）（ア）発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
（イ）※この注意報・警報は、標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
（ウ）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
（エ）高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）を使用する。
なお、Ｔ．Ｐは日本の陸地標高の基準面である。
（オ）平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを超える地域

２　土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

（１）発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

（２）目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

（３）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、両基準をともに超過していない時でも、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、県と気象台が基準の取り扱いについて協議する。

イ　解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害等が発生した場合等には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

また、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難指示の解除に当たっては、斜面や渓流の状況を確認した後に判断する。

（４）土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア　土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ　市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布なども合わせて判断すること。

ウ　県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒区域が解除された後も土砂災害が発生することがある。そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

３　火災気象通報及び火災警報の発表

（１）火災気象通報

ア　発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

イ　発表基準

火災気象通報は、次の基準をすべて満たす場合に発表される。

○　実効湿度 65％以下

○　最小湿度が 40％未満

○　最大風速が７m/s をこえる見込み

（２）火災警報

ア　発表機関

火災警報は、市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、またはその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ　発表基準

市は、空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮する。

（ア）実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

（イ）平均風速が 12 メートル以上

第２　気象警報等の受信・伝達

１　気象警報等の受信・伝達

市長は、気象警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに気象警報等の連絡を受けたときは、すみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

２　気象予・警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報、情報等の伝達系統は、次頁に示すとおりである。

図　気象予・警報、情報等の伝達系統

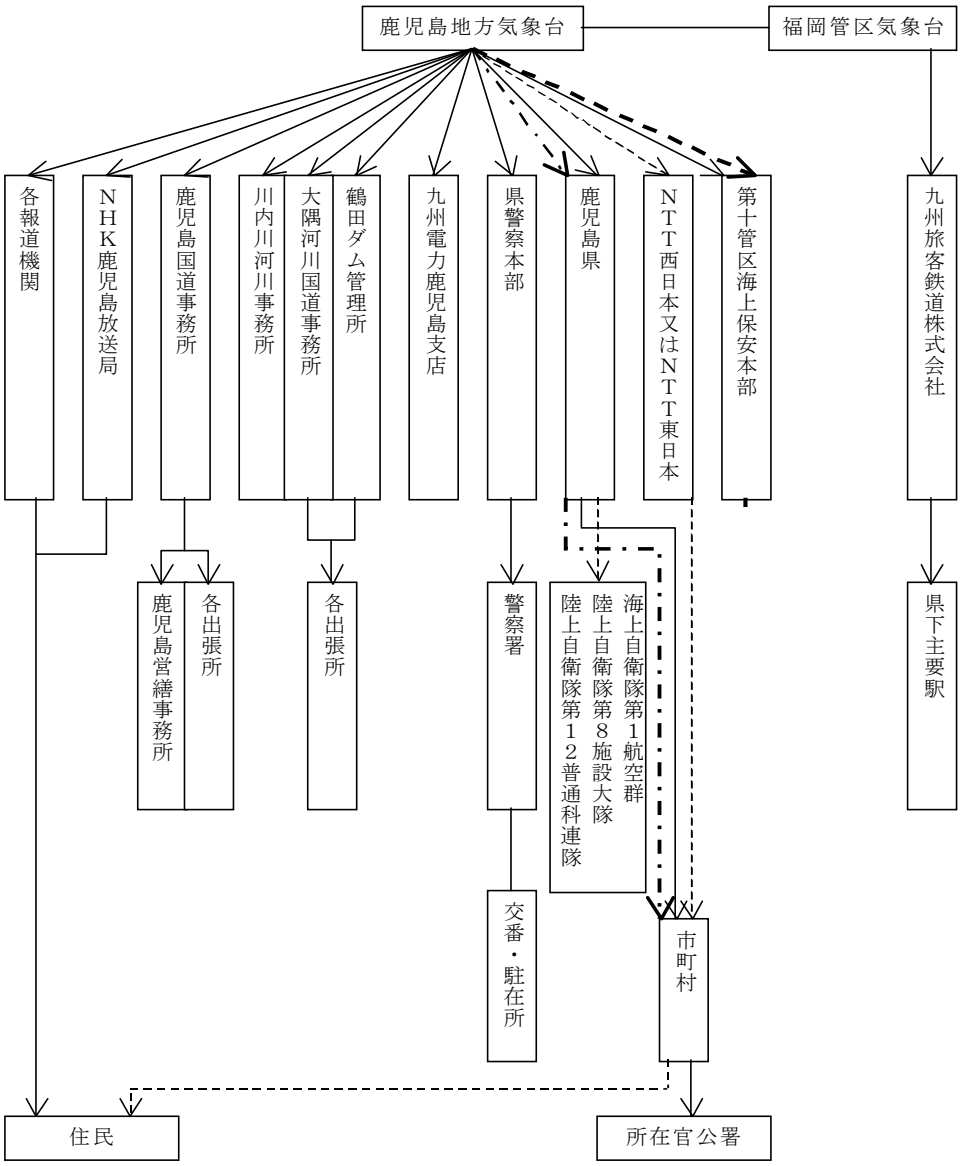

（注）　　予報警報情報とも通知　　警報だけ通知　　火災気象通報　　海上予報警報

1　鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。

2　ＮＴＴ西日本またはＮＴＴ東日本とは、西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社を意味する。

3　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

4　特別警報が発表された場合、県において市への通知が、市においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務づけられている。

３　気象予・警報、情報等の伝達方法

（１）鹿児島地方気象台が通知する予・警報

表　鹿児島県地方気象台が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

種類／伝達先	特別警報・警報						注意報						火災気象通報	情報	伝達方法	警報・注意報の伝達形式
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪				
NTT 西日本または東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全　文
鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報提供装置	全　文
第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
NHK 鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	〃
川内川河川・大隅河川国道・鹿児島国道事務所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃

表　防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝達事項															伝達方法	伝達内容
	特別警報・警報							注意報							津波予報		
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他			
川内川河川・大隅河川国道事務所→県							水防○									無線 FAX または電話 FAX	全　文
第十管区海上保安本部→船舶	○	○	○	○		○	海上○								○	無線電話その他	
NTT 西日本または東日本→市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 FAX	全　文
鹿児島県→市町村	○	○	○	○	○		水防洪水予報○	火災通知○						洪水予報○		無線 FAX 電話 FAX 加入電話または加入電報	全　文
県警察本部(警察署)→市町村															○	加入電話その他	〃
NHK 鹿児島放送局→一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文または標題のみ
川内川河川・大隅河川国道事務所・鹿児島気象台→県・一般							洪水予報○							洪水予報○		無線 FAX または電話 FAX	全　文

（２）肝属川洪水予報の伝達方法

「鹿屋市水防計画」による。

４　雨量に関する情報等の伝達

市は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

５　土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島県は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）、第 55 条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第 27 条により、市町村長に周知するともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。市長は、本地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

図　土砂災害警戒情報の伝達系統図

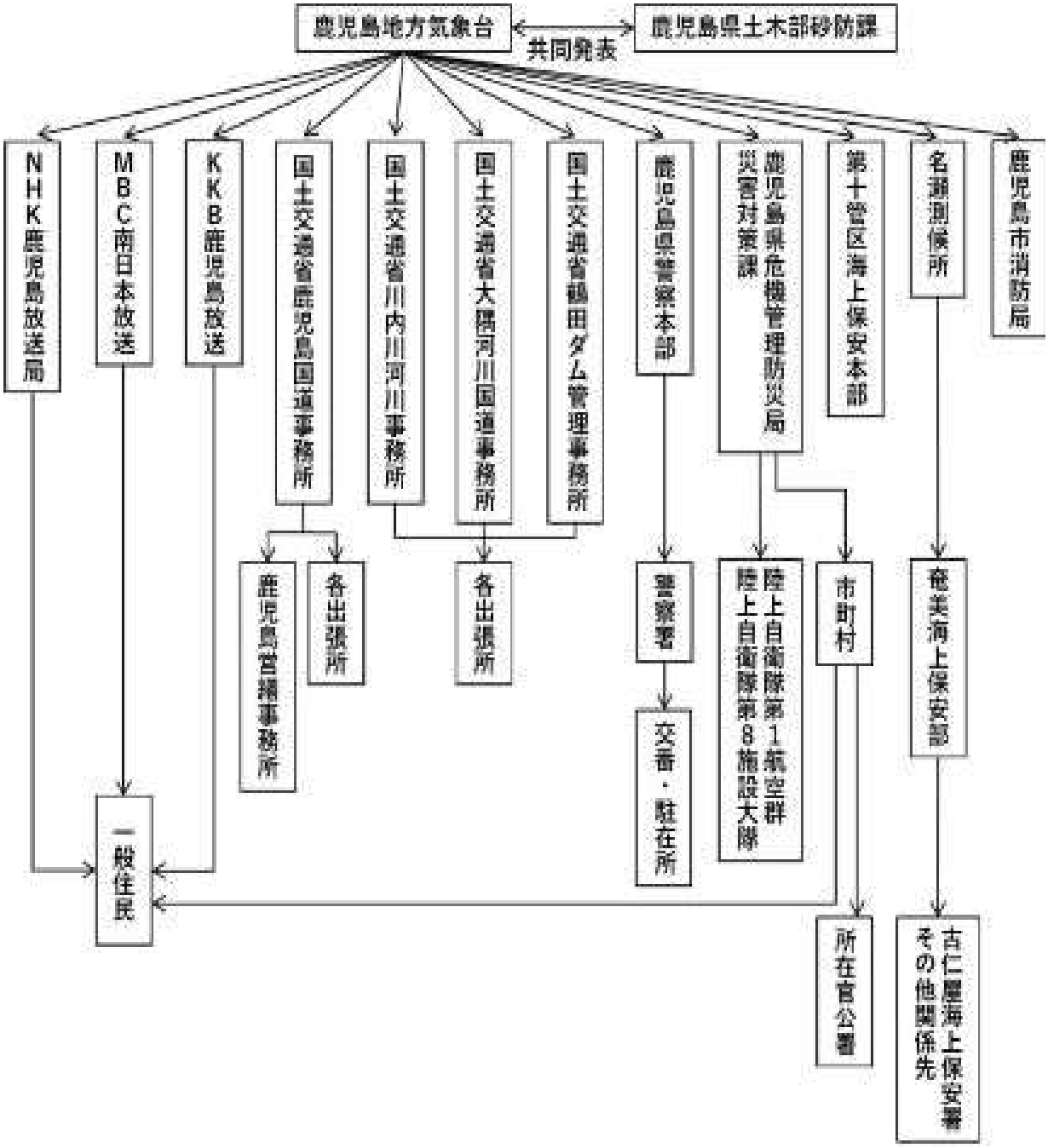

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第１　災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため，安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て，積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

１　収集すべき災害情報等の内容

（１）人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）

（２）住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

（３）津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

（４）土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

（５）出火件数、または出火状況

（６）二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

（７）輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）

（８）ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）

（９）避難状況、救護所開設状況
(10) 災害対策本部設置等の状況
(11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

２　災害情報等の収集

（１）各対策部における情報収集

各対策部は、所管に係る災害情報、被害状況及び応急対策状況等を調査収集し、災害対策本部へ報告する。報告の時期は、はじめに災害状況を了知したときまたは災害が発生したときから１時間ごとに、災害報告（資料編参照）により報告する。特に重要な災害報告を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告する。

ただし、本部長が報告の時期について、特に指示したときは、この限りでない。

（２）災害速報員による情報収集

災害対策要員の中から、情報収集のための災害速報員を選任し、地区ごとに配備する。災害速報員は、担当配備区域において災害が発生したとき（災害が発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに町内会長及び消防分団等と連絡をとり災害状況等を調査し、すみやかに統合型ＧＩＳに入力し、被害状況を本部へ報告する。

３　災害情報等の集約、活用、報告

（１）市における報告情報の集約

本部連絡班は、報告された災害情報等を整理する。整理された災害情報は、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知を徹底する。

（２）県等への報告

本部連絡班は、被害概況に関して、早期に県へ報告する。特に、災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

なお、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

ア　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）
　（ア）勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
　（イ）勤務時間内（災害発生直後）

イ　人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。津波等の場合は、発生後 30 分以内。遅くとも１時間以内とする。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

市は、同時多発火災や救出要請等により、１１９番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

（３）災害情報等を収集するに当たっての留意事項

人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

第２　災害情報等の報告

１　災害情報等の報告系統

市長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集、把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

２　災害情報等の種類及び内容

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

（１）災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要が災害対策機関に通報するもの

（２）災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

（３）災害発生前の災害防止対策または災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

（４）災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

３　災害情報、災害報告の通報及び報告要領

（１）災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

ア　発見者の通報

異常現象を発見した者等からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者またはその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、水象、海難の場合は、市長または警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通知する。

イ　警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報する。

ウ　市長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報する。

（ア）気象、水象に関するものは、関係気象官署

（イ）その異常現象により災害発生が予想される隣接市町

（ウ）その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ　県出先関係機関の通報

市長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報する。

オ　市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

（ア）通報すべき事項

ａ　気象関係

ｂ　水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

（イ）通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

（ウ）通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。

ただし、このほかの測候所が所在する市町村にあっては、昼間に限りその測候所に通知することができる。

（エ）費用負担

通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信した市町村の負担とする。

カ　市長の通報・収集要領

異常現象発見者が市長その他関係機関に通知する要領、系統等は、次のとおりである。

（ア）災害発生のおそれのある異常現象の通報

異常を発見した者は、直ちに次のとおり通報する。

a　河川の氾濫等水防に関するもの

消防署、安全安心課、道路建設課、各総合支所住民サービス課、各総合支所産業建設課

b　火災発生に関するもの

消防署、安全安心課、各総合支所住民サービス課

c　その他異常現象

消防署、安全安心課、各総合支所住民サービス課

（イ）消防署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた消防署長等は、直ちに必要な対策を実施するとともに、安全安心課に報告する。

（ウ）市長の通報

（ア）、（イ）及びその他により異常現象を知った市長は、直ちに次の機関に通報する。

a　気象、地象、水象に関するもの　鹿児島地方気象台

b　その他の異常現象により災害発生が予想される隣接市町

c　その他の異常現象により予想される災害の対策実施機関

第３節　広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。このため、行政及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を市、県及び周辺市町や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第１　市による広報

１　広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

（１）事前の防災情報の周知

台風接近や大雨予想情報などの気象情報の周知及び災害への注意喚起

（２）災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、事前避難の呼びかけ、避難の指示

（３）災害発生直後の広報

ア　緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示

イ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ　出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示

エ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起

（４）災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

ア　地区別の指定避難所

イ　混乱防止の呼びかけ（テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災Ｗｅｂ、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティＦＭ、告知放送からの情報入手）

ウ　安否情報（安否情報については、「ＮＴＴ声の伝言ダイヤル１７１や各携帯会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などの活用する」よう広報する。）

エ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

オ　水道・下水道が使用できる地域

カ　その他必要と認める事項

（５）広報及び情報等の収集要領等

ア　対策各班は、広報を必要とする場合、安全安心課（本部連絡班）を経由して政策推進班に連絡し、広報を要請する。

イ　被害状況、対策状況等の全般的な情報は、安全安心課（本部連絡班）において収集する。

ウ　政策推進班が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、安全安心課（本部連絡班）を通じて各関係対策部に連絡する。

２　広報手段

（１）市は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

ア　市が保有する防災行政無線等

イ　サイレン吹鳴装置（無線）

ウ　インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ）

エ　緊急速報（エリアメール等）

オ　コミュニティＦＭ放送

カ　ワンセグ放送

キ　告知放送

ク　広報車、各消防分団車による巡回

ケ　市職員・消防団・自主防災組織・町内会長等による巡回

コ　広報紙、ポスター

サ　テレビ、ラジオ、新聞等報道関係

シ　Ｌアラート

ス　その他

（２）広報車による広報を行う場合は、簡潔でわかりやすい内容で明確に行う。

３　放送機関に対する広報の要請等

広報担当部署は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

なお、市においては、かのやコミュニティ放送と締結している「災害時の放送に関する協定書」（資料編　参照）に基づき、直接放送を依頼し、きめ細やかな情報を提供する。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能が麻痺した場合には、災害対策基本法第 57 条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。

なお、市は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第２　関係機関等による広報

１　放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、市民の情報ニーズに応えるとともに、市民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や市民広報を実施する体制を強化する。

２　その他の防災関係機関による広報

（１）九州電力株式会社鹿児島支店

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

（２）西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

（３）ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による市民への周知に努める。

（４）バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により市民への周知に努める。

第３　報道機関に対する発表

市の広報担当は、秘書広報班が一括して行い、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

１　報道発表の要領

（１）発表の場所は、原則として市役所記者クラブとする。

（２）発表担当者は、広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

（３）事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。

また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

（４）要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

（５）警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

２　報道機関へ発表する広報内容

（１）災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

（２）災害対策本部の設置の有無〔発表〕

（３）雨量・河川水位等の状況〔発表〕

（４）火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

（５）家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

（６）二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

（７）周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

（８）避難状況等〔発表〕

（９）被災地外の住民へのお願い〔要請〕

〔例〕

・　被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・　安否情報については、ＮＴＴなど災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・　個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・　まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

(10) ボランティア活動の呼びかけ

(11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

(12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

(13) 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

(14) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第４節　水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１　河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿屋市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

１　水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿屋市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

２　水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「鹿屋市水防計画」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

３　河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各種水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（１）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

（２）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（３）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（４）その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア　出動・監視・警戒及び水防作業
イ　通信連絡及び輸送
ウ　避難のための立退き
エ　水防報告と水防記録
オ　その他

第２　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業を担当する道路建設班及び農地整備班は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（１）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

（２）警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

（３）警戒体制の実施

①　警戒体制の基準雨量

種別	前日までの連続雨量が 100㎜ 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100㎜ あった場合	前日までの降雨がなかった場合
第１次警戒体制	当日の 24 時間雨量が 50㎜ を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 80㎜ を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 100㎜ を超えたとき
第２次警戒体制	当日の 24 時間雨量が 50㎜ を超え、時間雨量が 30㎜ 程度の強雨が降りはじめたとき	当日の 24 時間雨量が 80㎜ を超え、時間雨量が 30㎜ 程度の強雨が降りはじめたとき	当日の 24 時間雨量が 100㎜ を超え、時間雨量が 30㎜ 程度の強雨が降りはじめたとき

② 警戒体制の活動内容

	活動内容
第１次 警戒体制	○防災パトロールを実施する。 ○必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
第２次 警戒体制	○住民等に避難準備の広報を行う。 ○必要に応じて、避難指示を行う。 ○消防団等の活動を要請する。

（４）土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害警戒情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害警戒情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害警戒情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第５節　消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第１　市及び市民による消防活動

１　市の消火活動

消防機関は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

２　市民等の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

（１）警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
（２）自衛消防隊等による初期消火､延焼防止活動
（３）必要に応じて従業員、顧客等の避難
（４）周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
（５）立入り禁止措置等の実施

第２　消防応援協定に基づく消防活動

１　広域消防との連携

消防活動等については、消防本部と緊密な連携を図りながら、万全を期する。

２　消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により、県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第６節　避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に市長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

第１　避難指示権

１　避難の指示権を有する者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生しまたはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

（１）避難の指示

指示者	時期	指示内容
市長 （災害対策基本法第 60 条）	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき	立退きの指示及び立退き先の指示
水防管理者（市長） （水防法第 22 条）	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示
知事及びその命を受けた職員 （水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示

指示者	時期	指示内容
警察官 （警察官職務執行法第４条、災害対策基本法第 61 条）	○　市長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。市から要求があったとき ○　重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる ○　市長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があつたときは、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	立退きの指示、警告、避難の指示
自衛官 （自衛隊法第 94 条）	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	避難について必要な措置
消防局長、消防署長消防吏員、消防団員 （消防法第 23 条の２、28 条）	火災が発生し、または発生するおそれが著しく大きいとき	警戒区域からの退去の命令

第２　避難指示等の基準と区分

市長は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「避難指示等に関するガイドライン」の主旨を踏まえ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

また、県は、市に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を逸するなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

市長は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

１　高齢者等避難

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。

また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始する。

２　避難指示

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

４　警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止、または当該区域からの退去を命ずる。

〔避難指示等の発令基準〕

市長が実施する高齢者等避難、避難指示については、おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報、鹿児島県土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険指標、肝属川河川洪水予報等を参考にし、また、巡視等の報告等を含めて、総合的に判断し発令する。

また、住民の安全な避難行動を促すために発令時間を定めるもの。

区分		4 月～10 月：～18 時 11 月～３月：～16 時 の対応	左記以降を想定した対応 （夏季：18 時、冬季：16 時　時点）
土砂災害（大雨含む）	高齢者等避難	・降り始めからの連続雨量（※）が 100 ミリを超え、かつ時間雨量が 30 ミリを超えた場合 ※６時間以上降雨が無かった場合は、リセットされる。 対象区域：土砂災害警戒区域危険箇所	・連続雨量が標記時間の６時間後の段階で 100 ミリを超え、かつ時間雨量が 30 ミリを超えるおそれがある場合 ※気象庁の「解析雨量・降水短時間雨量」を参考にする。 対象区域:土砂災害警戒区域危険箇所
	避難指示	・土砂災害警戒情報が出された場合 対象区域 土砂災害警戒区域 対象者 発令は町内会単位とし、対象は区域内に居住する世帯 ・鹿児島県土砂災害発生予測情報システムにおいて危険指標判定レベルが３（最高レベル）を超えた場合 対象区域 危険箇所 対象者 発令は町内会単位とし、対象は町内会に居住する全世帯 ・災害が確実視されるに至ったとき	・連続雨量が標記時間の６時間後の段階で 150 ミリを超え、かつ時間雨量が 50 ミリを超えるおそれがある場合 ※気象庁の「解析雨量・降水短時間雨量」を参考にする。 ・災害が確実視されるに至ったとき

区分		4 月～10 月：～18 時 11 月～３月：～16 時 の対応	左記以降を想定した対応 （夏季：18 時、冬季：16 時　時点）
河川の氾濫・内水被害（洪水を含む）	高齢者等避難	・氾濫注意水位に達し、さらに増水が予想される場合 対象区域 浸水想定区域 過去に災害が発生した区域	・氾濫注意水位に達した場合 対象区域 浸水想定区域 過去に災害が発生した区域
	避難指示	・避難判断水位に達し、さらに増水が予想される場合 対象区域 浸水想定区域 対象者 発令は町内会単位とし、対象は区域内に居住する世帯 ・氾濫注意水位に達し、さらに増水が予想される場合 対象区域 過去に災害が発生した区域 対象者 区域内に居住する世帯 ・災害が確実視されるに至ったとき	・氾濫注意水位に達し、標記時間の６時間の間に時間雨量が 30 ミリを超える雨量が予想される場合 ※気象庁の「解析雨量・降水短時間雨量」を参考にする。 対象区域 浸水想定区域 対象者 発令は町内会単位とし、対象は区域内に居住する世帯 ・氾濫注意水位に達した場合 対象区域 過去に災害が発生した区域 ・災害が確実視されるに至ったとき

表　発令時の状況及び住民に求める行動

類型	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始 ・直ちに避難行動に移る。 ・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了

第３　避難指示等の伝達

市長は、避難指示が円滑に行われるように、あらかじめ定められた方法により、指定避難所、避難経路及び伝達の事項等について、住民へ迅速かつ的確に伝達できるよう、周知及び徹底を図る。

１　伝達事項

（１）発令者

（２）差し迫っている具体的な危険予想

（３）避難対象地区名

（４）避難日時、避難先及び避難経路

（５）避難指示の理由

（６）避難にあたっての注意事項

ア　出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）

イ　会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ　避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。

エ　避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

２　伝達の方法

避難指示等の住民への伝達は、本部連絡班が関係機関と連携し、次の方法、経路で行う。

（１）防災行政無線等で伝達周知する。

（２）広報車、サイレン等で伝達周知する。

（３）電話等で伝達周知する。

（４）戸別巡回、伝達網で伝達する。

（５）Ｌアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、インターネット(市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Ｗｅｂ)、携帯電話(緊急速報メール含む。)、ワンセグ放送、有線放送等

（６）コミュニティＦＭ放送

（７）緊急速報（エリアメール等）

（８）告知放送

表　避難指示等の伝達手段

伝達者	伝達手段
本部連絡班	広報車、防災行政無線等、戸別巡回、電話
町内会、自主防災組織	有線放送、戸別巡回
消防署	戸別巡回、広報車、指揮車、消防車
消防団	消防車、携帯マイク、戸別巡回
警察署	パトカー、戸別巡回
報道機関	テレビ、ラジオ等のメディア

３　避難対策の通報・報告

避難指示等の住民への伝達は、本部連絡班が関係機関と連携し、次の方法、経路で行う。

（１）避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所の管理者または占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

（２）避難措置を実施したときは、市は原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関へ情報提供する。

（３）避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

（４）避難措置の実施に関し、次の事項を定めておく。

ア　避難措置に関する関係機関の連絡方法

イ　避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）

ウ　避難の伝達方法（特に、災害時要援護者に配慮）

エ　各地域の指定緊急避難場所及び避難方法

オ　その他の避難措置上必要な事項

第４　避難の誘導等

１　地域における避難誘導の実施

本部連絡班は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

（１）避難誘導の実施

ア　避難誘導体制の確立

（ア）指定緊急避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

（イ）緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ　避難経路

（ア）避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

（イ）災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

ウ　避難順位

（ア）災害時の避難誘導は、原則として高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。

（イ）浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

（ア）携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

（イ）避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所までの距離、地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置

（ア）指定緊急避難場所の開放に当たって、市長は、指定緊急避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

（イ）避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等を設置したり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

（ウ）避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従う。

（２）自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

（３）その他の避難誘導にあたっての留意事項

ア　災害時要援護者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する災害時要援護者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県またはその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

２　病院・社会福祉施設等における避難措置

（１）病院

ア　防災施設等の整備

病院長若しくは病院の管理者は、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　避難誘導

病院長等は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立し、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入院患者を他の医療機関に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員または地域住民等の協力を得て行う。

ウ　緊急連絡体制

病院長等は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や病院相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努める。

エ　避難指示の伝達

病院長等は、患者等を避難させるときは、病院のサイレン、マイク放送等により周知する。

オ　避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食料、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておく。

カ　防災教育や防災訓練の実施

病院長等は、病院の職員や患者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

（２）社会福祉施設

ア　防災施設等の整備

社会福祉施設の長は、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ　避難誘導

社会福祉施設の長は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立し、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入所している者を他の施設に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員または地域住民等の協力を得て行う。

ウ　緊急連絡体制

社会福祉施設の長は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努める。

エ　避難指示の伝達

社会福祉施設の長は、入所者等を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知する。

オ　避難場所等の確保

社会福祉施設の長は、災害時における入所者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食料、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておく。

カ　防災教育や防災訓練の実施

社会福祉施設の長は、施設の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的に実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

３　小・中・義務教育学校児童生徒の避難措置

（１）実施の基本

ア　教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画について、各校長に対し、各学校の実情に適した具体的避難計画を作成させる。

イ　教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施する。

ウ　危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

（２）実施方法

ア　教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。

イ　校長は、教育長の指示のもとに、または、緊急を要する場合は、臨時に児童生徒を安全な場所に避難させる。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

（３）実施要領

ア　教育長の避難指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

イ　教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

オ　災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

（４）留意事項

ア　教育長の各学校への通報連絡は、迅速確実に行われるように、かねてから連絡網を整備しておく。

イ　校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

（ア）災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

（イ）避難場所の指定

（ウ）避難順位及び避難場所までの誘導責任者

（エ）児童生徒の携行品

（オ）余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　校舎等については、かねてから非常口等の確認を行うとともに、緊急時に使用できるよう整備しておく。

エ　災害が学校内または学校付近に発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

（ア）各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

（イ）集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ　児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

キ　校長は、かねてから災害種別に応じた避難訓練を実施する。

（５）避難場所

ア　教育長は、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定める。

イ　学校が指定緊急避難場所に指定されている場合、児童生徒の保護者が学校に避難してきたときは、児童生徒をその保護者に引き渡す。

第５　広域避難

１　広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

機　関　名	内　　容
市 町 村	(1) 市町村は，災害の予測規模，避難者数等にかんがみ，当該市町村の区域外への広域的な避難，指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか，事態に照らし緊急を要すると認めるときは，県知事に報告した上で，自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 (2) 広域避難を要請した市町村長は，所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め，受入先の市町村に派遣する。 (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い，避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 (4) その他，必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに，指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	(1) 市町村から協議要求があった場合，関係機関と調整の上，他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村から求めがあった場合には，受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域避難について助言を行う。
国	(1) 国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域避難について助言を行う。

第７節　救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想されるため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

救助・緊急
- 救助・緊急活動
- 救助、緊急用装備・資機材の調達

第１　救助、救急活動

１　活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

２　出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

（１）延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

（２）延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

（３）同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

（４）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

３　救急搬送

（１）傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防本部、救護・衛生班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

（２）救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

４　傷病者多数発生時の活動

（１）災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護・衛生班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

（２）救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

５　その他関係機関との連携

（１）海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助

救出活動は、海上保安本部をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

（２）自衛隊との連携

自衛隊が行う救出活動については、市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

第２　救助・救急用装備・資機材の調達

１　初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

２　救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するものまたは民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

３　倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

４　搬送する重傷者が多数で、消防本部、救護・衛生班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第８節　交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通規制の実施

１　交通規制の実施方法

（１）道路管理者

道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

（２）警察機関

ア　交通情報の収集

警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。

また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ　交通安全のための交通規制

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。

ウ　緊急通行車両の通行確保のための交通規制

県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

（ア）交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域または道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、または緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。

（イ）被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域または道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

エ　警察官の措置命令等

（ア）警察官は、通行禁止または制限に係る区域または区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

（イ）（ア）の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

（３）自衛官または消防職員

自衛官または消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用または消防用緊急車消防職員両の通行を確保するため、上記エ（ア）、（イ）の措置をとることができる。

（４）港湾管理者及び海上保安官

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

３　発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況及び交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長または警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその経路を管理し、管理者または鹿屋警察署長に通報する。

４　迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

５　交通情報の通報

本部連絡班長は、交通規制等の情報の収集に努め、これらの情報を政策推進班長へ通報する。

第２　緊急通行車両の確認等

１　緊急通行車両の確認

（１）緊急通行車両確認証明書の申請

市及び関係機関の車両を使用しようとする者は、県（危機管理課）、警察本部または所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

（２）確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

（３）緊急通行車両確認証明書の交付、提示

市長は、標章及び証明書の交付を受け、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

２　緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。事前届出の対象とする車両は、災害時において災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

（１）警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
（２）消防、水防、その他の応急措置に関する事項
（３）被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
（４）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
（５）施設及び設備の応急の復旧に関する事項
（６）清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
（７）犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
（８）緊急輸送の確保に関する事項
（９）その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項

第９節　緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１　緊急輸送の実施

１　基本方針

市長は、り災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、市有の輸送力をもって輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支局その他関係機関の応援を求める。主として救助物資、応急対策用器材等、救出されたり災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

２　緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

（１）第１段階（警戒避難期）

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階（事態安定期）

ア　上記第１段階の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地以外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）第３段階（復旧期）

ア　上記第２段階の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

第２　緊急輸送方法

１　基本方針

（１）輸送種別

輸送は次の種別のうち、もっとも適切な方法により行う。

ア　貨物自動車、乗合自動車等による輸送

イ　船舶による輸送

ウ　航空機による輸送

エ　人夫等による輸送

（２）人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先する。

具体的には、おおむね次のとおりである。

ア　人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

イ　物資、資器材等

食料、飲料水、医薬品、衛生材料等

（３）輸送力確保の順位

ア　市有車両等の市有輸送力

イ　市以外の公共機関の輸送力

ウ　公共的機関の輸送力

エ　民間輸送力

２　市有輸送力による輸送

（１）所管

物資人員輸送に供しうる市有車両については、財政班長の所管とする。

（２）輸送要員

ア　管理要員

配車等輸送に伴う事務を行うもので、財政班とする。

イ　運転要員

各自が平常勤務する車両の所属するところにより、財政班長に所属する。

ウ　作業要員

物資の積み降ろし、避難者輸送における補助業務等を行うもので、物資供給班員及び指定避難所対策班員が行う。

（３）輸送の要請

輸送の要請は、各対策班が財政班長に対し、次の事項を明示してできるだけ速やかに行う。

ア　輸送日時

イ　輸送区間

ウ　輸送の目的

エ　輸送対象の員数、品名、数量

オ　その他必要な事項

（４）配車及び派遣

輸送の要請を受けた財政班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、使用車両及び輸送要員を決定・派遣する。

なお、派遣に際し、財政班長は、要請者にその旨を通知する。

３　市有以外の輸送力の確保

（１）輸送力確保要請先

ア　市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合、本部長は、運輸関連機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

イ　市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、災害対策本部に属する。

（２）配車等

車両の配車、その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて財政班長が行う。

（３）費用の基準

ア　輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借り上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金または、市単価契約表の料金による。

なお、自家用車の借り上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。

イ　官公署その他公共的性質をもった団体が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

第３　緊急輸送に伴う表示

財政班長は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されていたときは、公安委員会に申請して緊急通行車両証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

第４　緊急輸送道路

（１）緊急輸送道路

大規模災害時に通行制限される緊急輸送道路は以下の指定路線である。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路（緊急輸送道路ネットワーク計画）	第一次　緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路
	第二次　緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）
	第三次　緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路

（２）集積拠点施設

大規模災害時集積拠点は以下の施設である。

輸送施設	輸送施設の内容
スポーツ施設	鹿屋市体育館

第５　災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第 10 節　医療・助産・メンタルケア

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、応急の医療活動が必要となる。このため、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。

第１　緊急医療の実施

１　救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期(発災後３日間)から事態安定期(発災後４日～１４日間)に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

２　救護班の出動要請

市長は、必要に応じて国公立・公的医療機関、医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

３　救護班の編成と所在地

（１）救護班の編成

関係機関は、救護班を次のとおり編成する。

ア　国立病院機構の職員による救護班
イ　公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ　日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班
エ　鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

（２）救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">救護班名</th><th rowspan="2">班長
医師</th><th colspan="4">班　　員</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>薬剤師</th><th>看護師</th><th>事務</th><th>連絡員</th></tr>
<tr><td>国立病院
機構
救護班</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>8</td><td>４班</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公立・公的
病院
救護班</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>8</td><td>10班</td></tr>
<tr><td colspan="7">県立病院：４、済生会鹿児島病院：１、
出水総合医療センター：１、枕崎市立病院：１、
鹿児島市立病院：２、済生会川内病院：２</td></tr>
</table>

日赤 救護班	1		3	2		8	8班
県医師会 救護班	1		2			8	45班
県歯科 医師会 救護班	1		2			8	55班

（３）救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支局	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 （肝属郡医師会立病院内）	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡肝付町新富107-4 （あげの歯科医院内）	0994-65-4444	3
	志布志保健所	曽於郡歯科医師会	曽於市財部町南俣字南11178-10 （宅間歯科医院内）	099-482-4893	2

第２　医薬品・医療用資機材等の調達

１　備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

２　協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は、市から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

３　特定医療対策

（１）重症度の判定（トリアージタッグ）

現地救護班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

（２）特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア　人工透析患者の対応

（社）全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

イ　精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

（３）健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

ア　保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ　栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ　こころのケアに対する相談・普及啓発

４　助産

（１）対象者

災害発生の日以前、または以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

（２）範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前、分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（３）助産の方法

助産は、救護班が行うものとするが、やむを得ない場合は、最寄りの病院、その他の助産所、助産師によって行うことも差し支えない。

５　医療機関等への応援要請

（１）医療施設の確保

救護班または市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、本部連絡班を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

（２）医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県または近隣市町に協力を求め調達する。

６　費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の適用がない場合、原則、市が負担する。

７　補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

８　医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等は、病医院及び助産院に必要最小限備蓄し、不足する場合は薬品店から緊急調達する。

第３　搬送体制の確保

１　傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防本部の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

２　拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、消防本部が行う。

３　広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

第４　情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

（１）災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等との情報交換を行う。

（２）拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。

（３）発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。

（４）報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第５　集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

１　救急医療の対象と範囲

（１）救急医療の対象

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実状により、引き下げ、若しくは引き上げる。

（２）救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場での行方不明者の捜索等の措置を含む。

２　救急医療体制の確立

災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

第６　被災者の健康状態の把握

被災地、特に指定避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

１　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、ＤＰＡＴや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立する必要がある。

（１）メンタルケア

ア　保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ　精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

ウ　被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

（２）精神疾患患者対策

ア　被災した精神病院の入院患者等については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。

イ　通院患者については、関係機関と連携を取り、治療の継続などの対応に努める。

また、服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、巡回精神相談班によって診療にあたる。

ウ　災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

エ　措置患者の緊急の受入れは県立姶良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神病院の協力を得て行う。

オ　精神保健ボランティアの受入れと活用を図る。

（３）近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ、近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

２　ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね１か月ないし半年を経過した頃からＰＴＳＤ症状の被災者が現れる。ＰＴＳＤは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

（１）被災者に対する配慮

ア　相手の感情を受け止め、過度の励ましを控える。

イ　災害の状況等をあらかじめ慎重に分析及び理解し、被災者がフラッシュバック（思い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ウ　精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立するとともに、情報提供を行う。

（ア）行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

（イ）学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

（ウ）防災訓練そのものがフラッシュバックを起こす恐れもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

（２）救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてＰＴＳＤ（ＣＩＳ～クリティカル・インシデント・ストレス）にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

ア　災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

イ　リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポーターとして活用する。

ウ　メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

（３）支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

第７　災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第 11 節　要配慮者への緊急支援

災害時に高齢者や妊産婦、乳幼児障がい者等の要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第１　要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

１　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て必要に応じ、以下の措置をとる。

（１）地域住民等と協力して指定緊急避難場所や指定避難所へ移送すること

（２）社会福祉施設等への緊急入所を行うこと

（３）居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと

２　要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間を目処に組織的かつ継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

１　市が実施する対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、指定避難所において特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第３　高齢者及び障がい者に係る対策

市は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

１　被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

２　掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

３　指定避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

４　指定避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

５　高齢者及び障がい者の精神的不調に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第４　児童に係る対策

１　要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

（１）指定避難所の責任者等を通じ、指定避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。

（２）住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

（３）避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

２　児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第５　観光客及び外国人に係る対策

１　観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県、市及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

２　外国人の安全確保

（１）外国人への情報提供

県、市は、ライフライン等の復旧状況、指定緊急避難場所、指定避難所、医療、ごみや浴場等生活や震災に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

（２）相談窓口の開設

県、市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第６　帰宅困難者に係る対策

１　県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

２　一時滞在施設等の確保等

県及び市は、互いに協力して一時滞在施設（(発災から72時間（原則３日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

（１）一時滞在施設

ア　施設の確保・開設

- 市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。
- 県は、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

イ　情報提供

- 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

（２）帰宅支援ステーション

ア　施設の確保

- 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう努める。

イ　施設の設置

・　市は、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

・　県は、市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

・　市は、必要に応じて自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ　情報提供

・　県及び市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

３　公共交通機関に関する情報提供

・　県は、公共交通機関の状況把握を行い、市町村へ伝達する。

・　市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

４　避難所の案内

・　県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、３日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第３章　事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要があることから、このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　指定避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により、多数の指定避難所が必要となることが予想される。このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。

第１　指定避難所の開設等

１　指定避難所の開設

（１）避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

（２）指定避難所の開設及び運営は、指定避難所対策班及び災害対策要員の中から災害対策本部長が指名した者が行う。

（３）指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（４）野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県保健福祉部に調達を依頼する。

（５）指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置及び維持することの適否を検討する。

（６）野外受け入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として指定避難所が増設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

２　県への報告

市長は、指定避難所を開設したときは、次の事項を速やかに知事に報告する。

（１）避難発令の理由

（２）避難対象地域

（３）指定避難所開設の日時、場所、施設名

（４）収容状況及び収容人員

（５）開設期間の見込み（救助法適用の場合、災害発生の日から７日以内）

３　福祉避難所の開設

要配慮者にとって必要な社会支援を受けられる福祉避難所を設置する。

第２　指定避難所の管理運営

１　指定避難所の開設及び管理

（１）指定避難所の開設及び管理は、本部長の命により班長の指示に基づき行う。この場合、本部連絡班長は、救助業務の具合的な計画をたて、各指定避難所業務が円滑に行われるよう指導する。

（２）市町村の指定避難所の受入れについては、可能な限り町内会または自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの指定避難所に収容されている避難者の情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。

　また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

（３）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（４）指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ及びラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。

（５）指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

（６）避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

　また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（７）多様な主体と連携し、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

　特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

（８）災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促す。

（９）福祉避難所は、指定避難所へ避難した要援護者を対象とし、必要と認められる場合に開設し、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案のうえ、必要に応じて福祉避難所に収容する。

(10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

２　指定避難所要員の業務

（１）指定避難所の開設及び閉鎖に関すること

ア　本部長の命による指定避難所の開設及び閉鎖

イ　指定避難所の開設及び閉鎖に関する本部連絡班長への通知

（２）指定避難所の管理に関すること

ア　避難状況の調査及び本部連絡班長への報告

イ　指定避難所避難者台帳の作成

ウ　指定避難所業務日誌の記録

エ　避難諸施設の保全管理

オ　指定避難所施設管理者との連絡調整

（３）指定避難所における救助活動に関すること

ア　避難者に対する災害情報等の広報伝達

イ　被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知

ウ　義援金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の救助班長への通知

エ　その他必要な救助活動

（４）指定避難所業務の引継ぎに関すること

ア　重要引継事項の文書による引継ぎ

イ　指定避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

（５）関係帳簿等の整備に関すること

ア　指定避難所避難台帳

イ　炊きだし受給者名簿

ウ　物資給与及び受領簿

エ　その他必要な書類

第３　広域的一時滞在・移送

１　被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の市町村との協議を求める。

２　広域一時滞在を要請したときは、所属職員の中から移送先における指定避難所管理者を定め移送先に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

３　移送された避難者の指定避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

４　その他、必要事項については、市地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第２節　食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第１　食料の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

１　米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者の手持米、政府所有米殻を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

（１）米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から現金で、米穀を買い取り、調達する。

ア　県内米穀取扱事業者の供給可能数量　　令和２年９月現在

在庫場所	品　名	数　量
鹿児島市ほか	精　米	64.9 精米トン

※供給可能数量は県内米殻取扱事業者の１日１回あたりの合計値（供給日数及び時点で供給可能数量変動）

イ　県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により前記アのほか、米穀集荷団体等との連携市必要量の米穀を確保する。

（２）政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記（１）の方法で調達不可能の場合は、知事に報告し、農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請を通じて受託事業体より現品の交付を受ける。

ア　通常の調達の場合

（ア）市長は、災害時における米穀の給食を実施しようとするときは、知事（県農産園芸課）に対し、米穀の所有数量を報告し、調達する。

（イ）知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

イ　緊急の調達の場合

市長は、通信、交通等の途絶により知事に連絡できない場合は、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックスまたはメールで連絡し、政府所有米穀の引渡を要請する。

ウ　取扱方法

市長は、災害時に必要とする食料等の確保を図るため、緊急時における食料供給に対する関係業界との協力体制の確立に努める。

なお、市長が政府所有米穀の引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急供給の限度数量の範囲内でかつ救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

２　食料の調達

（１）災害時の食料調達については、国及び県の備蓄食料を活用する。

（２）流通状況に応じて、市内の業者等からも必要品を調達する。

（３）市及び県は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、次のものについて、供給する品目及び数量を決定して調達を行う。

〇調製粉乳
〇哺乳ビン
〇漬物
〇味噌
〇醤油
〇食塩
〇即席めん

第２　食料の供給

１　食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

（１）炊出し、給与対象者

ア　指定避難所に収容された者であること

イ　住家全半壊（焼）、流出等により、炊事のできない者

ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、公共交通の旅客等でその必要がある者

（２）食料品給与対象者

被害を受け、一般的に縁故地へ避難する必要のある者。このほか、災害救助従事者等についても、状況に応じて炊出し及び食料品を給与する。

（３）炊出しの方法

ア　炊出しは、原則として救助班長等が行い、災害の規模が大きく従業者が不足する場合は、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

イ　炊出し材料（米、副食等）の確保は、救助班の要請により、財政班が行う。

ウ　炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校・保育園等の給食施設等を利用することとし、不足等により必要な場合は、速やかに仮設施設等を設置する。

（４）炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮して、その都度定める。

（５）関係帳簿等の整備

救助班長等は、指定避難所において炊出しまたは食料品を給与したときは、次の関係帳簿を整備する。

ア　炊出し受給者名簿

イ　食料品現品給与簿

ウ　炊出しその他による食品給与用物品受払簿

エ　炊出し用品借用簿

（６）県への報告

炊出し、食料の配分及びその他食料の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県社会福祉課に報告する。

２　給食基準

給食１人あたりの配給量については、おおむね次の基準のとおりとする。

（１）米穀

○被災者　　１食当たり精米 200 グラム以内

○応急供給受給者　１人１日当たり精米 400 グラム以内

○災害救助従事者　１食当たり精米 300 グラム以内

（２）乾パン

○１食当たり　　１包（100 グラム入り）

（３）食パン

○１食当たり　　185 グラム以内

（４）調製粉乳

○乳児１日当たり　200 グラム以内

第３　食料の輸送

１　市による輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

２　自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

３　食料等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

市は、調達した食料の市集積地及び市の指定する場所への輸送について、食料等物資の供給協力協定締結業者へ協力を求めることができる。

４　食料集積地の指定及び管理

（１）市は、状況に応じ食料集積地を適宜定め、調達した食料の集配拠点とする。

（２）食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

（３）県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

第３節　給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第１　給水の実施

１　給水の必要量の把握

以下の被災者の情報を収集し、給水の必要量を把握する。

（１）被災者や指定避難所の状況

（２）医療機関、社会福祉施設等の状況

（３）通水状況

（４）飲料水の汚染状況

２　給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

（１）給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。

（２）給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。

（３）給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に対し応援を要請する。

（４）人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び指定避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

３　対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

４　給水方法

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行う。

（１）搬送用容器によるもの

「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。

（２）給水車両等によるもの

給水車等により搬送給水する。

（３）応急仮設貯水槽の設置によるもの

大災害または緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

５　水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

６　給水の実施

（１）給水

飲料水の確保及び給水にあたっては、１人１日あたりの給水量３㍑程度を目安とし、必要な容量を確保する。

（２）その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

（３）取水

給水のための取水は、消火栓から行い、これが不能の場合は、用水の補給水源から補給水利を確保する。

表　給水の実施基準

給　水　の　条　件	給水量の基準
ア　飲料水の確保が困難なとき	１人１日あたり３㍑
イ　飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14㍑
ウ　感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20㍑
エ　ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35㍑

７　広報

給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

８　応急給水機械の準備

応急給水を迅速、明確に行うため、応急給水用機械を準備しておく。

なお、被災地に水を搬送する場合は、市の輸送車によるほか、必要なときは、船舶及び陸上輸送機関等の協力を求める。

９　応急給水用資機材の確保

（１）給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。

（２）市で、飲料水の確保及び給水等が困難なときは、周辺市町及び県に応援を要請する。

10　給水の費用及び時間等

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定める。

第２　給水施設等の応急復旧

上水道施設班は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、上水道施設班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第４節　生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

第１　生活必需品の給与

１　実施責任者

り災者に対する被服、寝具、その他必需品の調達、給与及び貸与は、市長が行う。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）物資の調達は物資供給班が、給与及び貸与は、救助班が担当する。

２　給与または貸与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）及び床上浸水、若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失、または棄損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

３　給与または貸与の方法

（１）物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、各指定避難所の指定避難所対策班または指定避難所要員に通知する。

（２）物資の調達

ア　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておく。

イ　災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による被服、寝具の調達は、知事（県社会福祉課）からの給与による。

（３）物資の集積場所

調達した物資または救助物資等の集積場所は、救助班長がその都度定める。

（４）物資の給与または貸与

物資の給与または貸与は、各指定避難所にあっては指定避難所対策班または指定避難所要員が、その他にあっては救助班が、配分計画により災害対策要員及び地域の町内会長等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

４　災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第１章第３部「災害救助法の適用及び運用」を参照

第５節　感染症予防対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第１　感染症予防対策

１　感染症予防対策の実施者

災害対策本部救護・衛生班は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

２　感染症予防実施の県、市の組織体制

市は、感染症予防作業のために救護・衛生班及び清掃班を編成する。救護・衛生班及び清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

表　県における感染症予防業務

感染症予防業務	内容
検病検査	（１）感染症患者の発生状況を正確に把握し、未収容の患者、保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。 （２）検病調査班は、患者が現に発生している地域、指定避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。 （３）滞水地域においては通常週１回以上、指定避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。 （４）市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。
健康診断	検病調査班は、検病調査の結果必要があるときは感染症法第 17 条第１項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をする）。
予防接種	災害時における住民の疲労状況を考慮し、臨時予防接種の実施については慎重を期すこととし、特別の事情のない限り災害の落ち着いた時期を見計らって実施することが望ましい。 ただし、指定避難所あるいは環境上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され流行のおそれのある場合は、原則として市町村に臨時予防接種を実施させる。

３　市における感染症予防業務

（１）消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

表　消毒による１戸当たり使用薬剤の基準

薬剤の種類等 ＼ 災害の程度	薬品名		
	クレゾール（屋内）	普通石灰（床下、便池及び周辺）	クロールカルキ（井戸）
床上浸水（全壊、半壊、流出を含む）	200ｇ	６ｋｇ	200ｇ
床下浸水	50ｇ	６ｋｇ	200ｇ

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

（３）患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。

（４）家用水の供給

知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

（５）指定避難所の感染症予防指導等

指定避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。

なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

ア　検病調査
イ　消毒の実施
ウ　集団給食の衛生管理
エ　飲料水の管理
オ　その他施設の衛生管理

（６）予防教育及び広報活動

大隅地域振興局（保健福祉環境部）の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力して実施する。

第６節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみやがれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第１　し尿処理対策

１　し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。し尿の処理方法については、以下のとおりとする。

（１）水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

（２）上記（１）と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

２　指定避難所等のし尿処理

（１）指定避難所

発災後、断水した場合には学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

（２）地域

ライフラインの供給停止により住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し地域の衛生環境の保全に努める。

３　仮設トイレ等によるし尿処理

（１）仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア　設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ　高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

ウ　設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

（２）し尿収集・処理計画

ア　仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ　収集作業

清掃班は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

４　し尿収集の応援処理体制の確立

（１）基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、または被災をまぬがれた隣接市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第２　災害廃棄物対策

１　基本方針

（１）計画的・迅速に対応し処理する。

（２）廃棄物の分別を徹底し、廃棄物の資源化を行う。

（３）衛生、環境に配慮した処理を行う。

（４）処理作業の安全性を確保する。

２　対象とする廃棄物

対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要と思われる次の廃棄物とする。

（１）がれき・・・・・・建築物の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等

（２）粗大ごみ・・・・・災害により多量に発生した廃畳・家具類

（３）生活ごみ・・・・・災害及び指定避難所から発生した生活ごみ等

（４）適正処理困難物・・平常時に市で収集しないもの、廃家電等

３　搬出場所の確保

市長は、あらかじめ、仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設利用について協議しておく。

（１）廃棄物の量が多い災害の場合

風水害や崖崩れ等により発生した災害ごみは、地域ごとに排出場所に集積保管する。

（２）廃棄物の量が少ない災害の場合

処分先へ直接搬入する。直接搬入ができない場合は、地域公民館や集会場の広場、または地域公園広場とする。

（３）海岸漂着ごみ

最寄りの海岸広場等

４　分別の方法

可能な限り、次により分別する。

（１）可燃物
（２）不燃物
（３）粗大家具類
（４）電器製品類
（５）木材類

５　収集運搬の方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により業者に委託する。

（１）第１段階・・・市の一般ごみ収集委託業者に委託
（２）第２段階・・・一般廃棄物収集運搬業者に委託
（３）第３段階・・・産業廃棄物収集運搬業者及び建設土木業者に委託
（４）第４段階・・・被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得て収集・運搬

６　処分方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により適正に処理する。

（１）分別を確実に行い、最終処分場で処理・処分する。
　ア　焼却
　イ　埋め立て
　ウ　資源化
（２）最終処分場での処理・処分ができない場合及び処理・処分が困難なものは、処分業者に委託する。
（３）やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、隣接の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

７　協力体制

（１）県及び周辺市町への協力要請

（２）民間関係団体への要請

（３）ボランティアへの協力要請

第３　死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として化製場または獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、保健所長の指示を受けて処理する。

（１）埋没

ア　死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

イ　死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは１メートル以上とし、かつ、地表面 30 センチメートル以上の盛土をすること。

ウ　死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

エ　埋却現場には、その旨を標示すること。

オ　埋却した死亡獣畜は、埋却後１年間は発掘しないこと。
　　ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第４　障害物の除去対策

１　障害物除去の実施者

障害物のうち住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は市長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行う。

２　障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類、数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

３　障害物の集積場所の選定

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

４　障害物除去の費用期間等

災害救助法に準じ、災害規模等を考慮して、その都度定める。

５　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第７節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第１　行方不明者の捜索

１　行方不明者の捜索隊の編成

市においては、県警察とともに行方不明者の捜索を行うため、市捜索隊を編成する。市捜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、第十管区海上保安本部の巡視船艇等により捜索を行う。

２　捜索の実施方法等

（１）捜索の方法

捜索範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	・捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 ・捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ・各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜査範囲が比較的狭い場合	・災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 ・災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ・り災時刻などから捜査対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜査場所が河川、湖沼の場合	・平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 ・災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ・合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

（２）広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

（３）装備資材

捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

（４）必要帳票等の整備

市は、行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア　救助実施記録日計表

イ　被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿

ウ　被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿

エ　被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

３　行方不明者発見後の処理

捜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

（１）第十管区海上保安本部

ア　負傷者等は、市長に引き渡す。

イ　遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人または市長に引渡す。

（２）県警察

ア　負傷者等は、医療機関に収容する。

イ　遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人または市長に引渡す。

（３）市長

ア　負傷者等は、医療機関に収容する。

イ　遺体は、警察署長または海上保安部署長に通報し、警察官または海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡しまたは遺体収容所に収容する。

第２　遺体の収容、処理、埋葬

１　遺体の収容、処理

（１）死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

ア　警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、または遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

イ　警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

ウ　市捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。

エ　検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

（２）遺体の収容

ア　市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ　検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

（ア）遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

（イ）遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。

（ウ）遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。

（エ）遺体の数に相応する施設である。

（オ）駐車場があり、長時間使用できる。

ウ　警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認ができない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引き継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

（３）遺体の処理

ア　小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ　遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上または災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ　遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第３部第２章第 10 節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、または救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ　遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、または遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一時保存する。

オ　市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、ＤＮＡ等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

２　遺体の埋葬等

（１）遺体の埋葬

ア　身元の判明しない遺体または遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ　埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬または土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

（２）身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

（３）必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、または埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア　救助実施記録日計票

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第８節　住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼または洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１　住宅の確保・修理

１　応急仮設住宅の建設

（１）実施者

ア　被災者に対する応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市長が行うこととする。

イ　市では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）建設計画

ア　建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し、設置する応急仮設住宅１戸あたりの規模は、29.7平方メートルと基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ　資材の調達等

（ア）木造応急仮設住宅

a　各請負建設業者に一括請負または鹿児島森林管理署から資材の売渡しを受ける。

ただし、災害救助法が適用されたときは、災害救助用資機材譲渡申請書を、県を通じて九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

b　建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

c　労務資材に関する関係者との協定は、市長が災害に応じて締結する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事または知事が権限を委任した市長が行う。

（イ）組立式住宅

各請負建設業者に一括請負させる。

ただし、災害救助法が適用されたときは、組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保を県に要請する。

ウ　建設場所

原則として公有地とするが、それが困難な場合は県等と協議し、適当な空地に建設する。

（３）対象者

次の各号の全てに該当する者とする。

ア　住家が全焼、全壊または流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自ら住家を確保できない者

（４）応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、施工の日から２年以内とする。

２　住宅の応急修理

（１）実施者

ア　被災者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市長が行う。

イ　市では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（２）応急修理計画

ア　資材の調達等

（ア）九州森林管理局長または鹿児島森林管理署長等は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等についての要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力する。

（イ）労務資材に関する関係者との協定は、市長が災害に応じて締結する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事または知事が権限を委任した市長が行う。

３　公営住宅等の供与

（１）公共住宅の確保

市は、発災時において、市営住宅の空き部屋の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に入居可能な公営住宅の提供を求め、被災者に提供する。

（２）入居資格

入居資格については、公営住宅法の災害時の資格に基づき市長が定める。

（３）入居者の選定

市は、確保した空き家の募集計画を策定し、市の定める選定基準を基に、その他の様々な生活条件等を十分調査し、必要に応じて民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。

４　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第２　被災宅地危険度判定の実施

県及び市は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第９節　文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１　文教対策

１　文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校	学校法人等の長

２　児童、生徒の安全確保

（１）休校措置

ア　大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒の保護者に周知する。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

（２）登下校の安全確保

異常気象時の児童生徒の登下校について、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒及び家庭への周知徹底を図る。

第２　応急教育の実施

１　教室等の確保

（１）施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

（２）普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

（３）校舎の全部または大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設または最寄りの学校の校舎を利用する。

（４）応急仮校舎の建設

（１）から（３）までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

２　教職員の確保

教育班は、教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合には、次によりその確保を図る。

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

（２）学校外操作

学校内で操作できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

（３）市の地域外操作

市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

３　応急教育の留意点

（１）災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。

例えば２部授業、分散授業の方法によるなど。

（２）応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ　教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

（３）通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

（４）授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

４　学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、教育班が学校長との緊密な連携のもとに、必要な対策を講ずる。

（１）施設の復旧

給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急処理を行う。応急処理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

（２）給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあっせんを要請する。

（３）給食器具等の確保

器具等は教育班が確保し、早急に確保できないものについては、必要に応じて代替設備などの応急措置を行う。

（４）給食の一時中止

学校長及び学校給食センター所長は、次の場合には給食を一時停止する。

ア　伝染病の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき

イ　給食物資の確保が困難なとき

ウ　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

５　学校が指定避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において指定避難所が開設される場合、学校長等は指定避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

（１）児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先した上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

（２）指定避難所の運営への協力

指定避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再会できるよう市教育委員会及び県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

（３）避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合、給食施設はり災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第３　学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

１　教材、学用品等の調達、給与

（１）教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

（２）文房具、通学用品等については、市教育委員会または県教育委員会において、それぞれ調達する。

２　授業料等の減免、育英資金

（１）高等学校

ア　市

市立高等学校生徒の保護者が被災し、授業料の減免または育英補助の措置を要すると認めるときは、学校長は直ちに市教育委員会へ報告する。

教育委員会はこれを審査し、適当と認めるときは授業料の減免及び育英補助を行う。

イ　県

高等学校生徒の保護者または当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認める場合は、各学校長は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じる。

また、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本育英会に特別の措置を講じるよう要請する。

ウ　私立高等学校

私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助する。

３　災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第１章第３節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第４　文化財の保護

１　所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

２　被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

３　関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第 10 節　義援物資等の取扱

大規模災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

全国から寄せられた義援金及び義援物資を公平、かつ適正な配分に行うために、その取扱について定める。義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第１　義援金品の受入れ計画

１　義援金品の受入れ

（１）義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

（２）被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

（３）義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集団体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

２　物資の購入及び配分計画

財政班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、物資供給班、救助班及び指定避難所対策班員・指定避難所要員に通知する。

第２　受付方法

１　受付要領

義援金品の受付要領は、次のとおりである。

（１）受付期間は、概ね災害発生の日から１か月以内とする。

（２）住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。

（３）義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。

（４）義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。

（５）受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

２　受付帳簿の様式

受付月日	金　　額	寄　　贈　　者	
	（品名、数量）	氏　　名	住　　所

第３　配分方法

１　対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等がそう失、またはき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

（１）死者、重傷者（義援金のみ）

（２）全壊（焼）世帯

（３）流失世帯

（４）半壊（焼）世帯

（５）床上浸水世帯

２　義援物資、金品の保管及び配分

（１）市に送付されたり災者に対する義援物資は救助班で受付け、義援金は出納班で受付け記録したのち、それぞれの班において保管する。

（２）物資、金品等の配分は、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。

３　物資の給与または貸与

物資の給与または貸与は、救助班が配分計画により災害対策要員及び町内会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。

４　日赤救援資材及び物資の保管

（１）日赤鹿児島県支部鹿屋市地区は救援資材及び物資を常備し、市長はこれを保管して、日赤救援物資配分基準により使用交付する。

（２）日赤鹿児島県支部鹿屋市地区は、市長の要請に基づき、必要に応じ前項の物資を速やかに補充または増加する。

５　配分基準

義援金及び義援物資を公正、適正に被災者に配分するため、関係機関から構成される配分委員会において対象者、配分基準、配分の方法、その他必要な事項について決定する。

第 11 節　農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、台風その他災害による農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　事前及び事後対策

１　事前対策

台風等により、農林水産物に被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

２　事後対策

台風発生により、農林水産物に被害を受けたときは、直ちに事後対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第２　応急対策

１　農業用施設応急対策

（１）農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を指導し、事後の本復旧を推進する。

（２）浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

（３）農林業施設の応急対策は、次のとおりである。

ア　浸水時の用水路等からポンプ等による排水

イ　破損箇所の応急復旧

ウ　流入した土砂・樹木等の除去

エ　林道の応急復旧

２　種苗の確保

市長は、災害により、播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合等に必要種苗の確保を要請する。

３　病害虫防除対策

関係機関で構成する鹿屋市農林業技術協会において、具体的防除策を措置する。

（１）緊急防除対策の実施

災害により病害虫が発生し、またはそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を実施する。

（２）緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

（３）空中散布防除の実施

広域にわたって病害虫の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

（４）農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会及び県農薬卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

また、必要に応じ県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

４　農作物応急対策

（１）農作物等に対する応急措置

農作物等に対する応急措置方法は、表のとおりである。

表　農作物等に対する応急措置方法

品目	災害種別	応急措置方法
作物	風水害 干害	（１）病害虫防除の徹底 （２）計画的水管理の実施
果実	干害	（１）敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆 （２）適正結果（摘果） （３）熟期に達した果実の収穫
	風水害	（１）熟期に達した果実の収穫 （２）倒伏した樹の整復、裂枝の除去または復元固定 （３）土砂崩れ等の場合の土砂の除去 （４）落葉した樹の樹勢回復 （５）病害虫防除の徹底
野菜	干害	（１）薬剤散布 （２）液肥の施用 （３）代作の実施 （４）散水または敷わら、敷草
	風水害	（１）排水、中耕、土寄せの実施 （２）草勢回復資材の投与・散布 （３）土砂の洗浄 （４）代作の実施 （５）病害虫防除の徹底 （６）防風措置の実施

品目	災害種別	応急措置方法
花き	干害	（１）散水または敷わら、敷草 （２）液肥の灌水への加用 （３）代作の実施
	風水害	（１）排水、土寄せの実施 （２）病害防除の実施 （３）防風措置の実施
茶、たばこ	干害	（１）散水の徹底
	風水害	（１）散水・排水の実施 （２）病害虫防除の徹底
飼料	干害	（１）灌水の実施 （２）発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	（１）早急に地表水の排水実施 （２）草勢回復資材の投与、散布 （３）早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 （４）ソルガムは秋冬作に切り替え（９月上旬以降）
その他	風水害 干害	（１）種苗の確保（農業協同組合等と協力）

５　畜産応急対策

（１）家畜の管理

浸水、がけ崩等の災害が予想されるとき、または発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

（２）家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県(家畜保健衛生所)及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋没または焼却を指示する。

ア　被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、または伝染病発生のおそれがあると認められる場合には畜産班員を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

イ　災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長の要請により救護班を被災地に派遣する。

ウ　災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

表　家畜管理のための応急措置方法

感染症の予防	（１）家畜保健衛生所による予防注射の実施 （２）診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	（１）県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 （２）県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

６　林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

（１）被災立木竹の除去、土砂の除去

（２）林道破損箇所の復旧、機能回復

（３）病害虫の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

（４）林業用種苗の確保

森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

７　水産物応急対策

（１）水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、斡旋を行う。

（２）病虫害の防疫指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第４章　社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものである。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　災害対策に対する基本体制

九州電力株式会社は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

図　災害対策組織

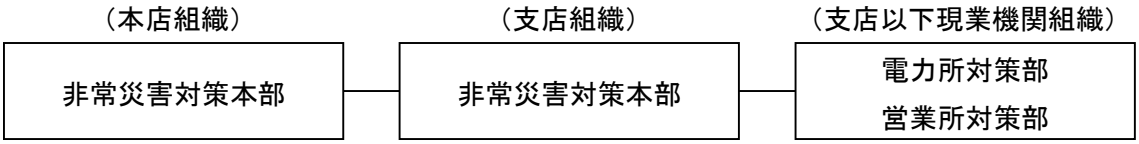

２　情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

３　電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等による直接当該地域へ周知する。

４　対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

５　復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

６　危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

７　自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

８　応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

９　施設の復旧順位

（１）電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

（２）需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第２節　ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第１　液化石油ガス施設災害応急対策計画

１　連絡体制

（１）液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に社会法人鹿児島県エルピーガス協会支部長（以下「支部長」という。）に連絡する。

（２）支部長は、連絡を受けたときは直ちに会長に連絡する。

（３）会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。

（４）休日または夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

２　出動体制

（１）販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたる。

（２）前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、または応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

（３）供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。

（４）支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。

（５）販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、または支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

３　出動条件

（１）出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として 30 分以内に到着できるようにする。

（２）出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。

（３）出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

（４）出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

４　事故の処理

（１）事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

（２）設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

５　関係機関との連携

（１）会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図る。

（２）支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておく。

６　報告

（１）供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を危機管理局消防保安課に提出する。

（２）支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、または自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

７　周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

８　安全管理

（１）供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。

（２）支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第３節　上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　応急対策要員の確保

上水道施設班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

２　応急対策用資機材の確保

上水道施設班は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

３　応急措置

（１）災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

（２）施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

（３）配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

（４）施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄及び消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。

（５）施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

（６）施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第４節　下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　応急対策要員の確保

下水道施設班は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

２　応急対策用資機材の確保

下水道施設班は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

３　応急措置

（１）ポンプ場及び処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

（２）各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所及び程度に応じて応急措置を実施する。

（３）工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

４　復旧対策

（１）ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

（２）管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のずれ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

（３）下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第５節　電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行う。

（１）重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。

（２）必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、九州総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信連絡会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

２　準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

（１）情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。

（２）災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。

（３）重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。

（４）災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。

（５）防災対策のために必要な工事用車両、資機材等を準備する。

（６）電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。

（７）その他、安全上必要な措置を講ずる。

３　災害対策本部等の設置

（１）防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは災害対策本部またはこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。

（２）災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

４　通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

（１）臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。

（２）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。

（３）非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話または電報に優先して扱う。

（４）警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

５　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

（１）被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。

（２）復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

（３）重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法について協議する。

６　応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、ＮＴＴ支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第６節　道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　道路・橋梁等の応急対策

（１）災害時の応急措置

ア　県・市

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、大隈地域振興局（建設部）及び市は、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

イ　九州地方整備局大隅河川国道事務所

被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い、交通路の確保に努める。

（２）応急復旧対策

ア　県・市

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

イ　九州地方整備局大隅河川国道事務所

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

また、重要物流道路及びその代替・補完路について、市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の事情を勘案して実施に高度な技術または技術力を要する工事であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

（１）海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（２）河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（３）港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

（４）砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第４部　特殊災害

第１章　海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者行方不明者、死傷者の発生、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生などの海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

第１　海上災害対策

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。災害発生時の情報連絡体制は、おおむね次のとおりである。

図　災害発生時の情報連絡体制

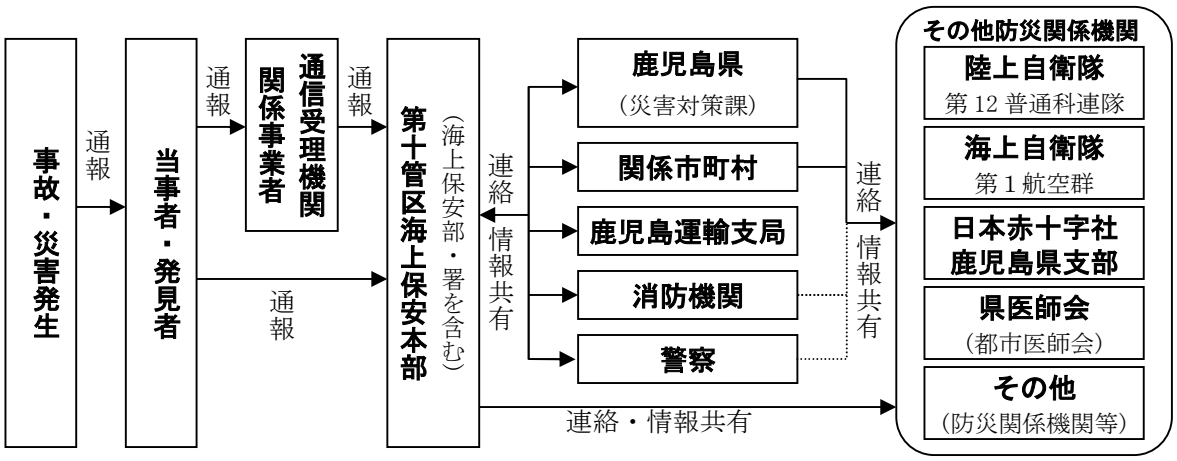

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第２部第２章第２節通信・広報体制の整備」参照

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

「第２部第２章第１節防災組織の整備」参照

３　防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

４　医療活動体制の整備

「第２部第２章第９節医療体制の整備」参照

５　緊急輸送活動の整備

「第２部第２章第７節交通確保体制の整備」参照

６　防災訓練の実施

（１）海上保安部等国の機関、消防及び警察等をはじめとする県及び市、その他の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第２　海上流出油災害対策

１　災害情報の収集・連絡体制の整備

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第２部第２章第２節通信・広報体制（機器等）の整備」参照

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

「第２部第２章第１節防災組織の整備」参照

３　防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

４　医療活動体制の整備

「第２部第２章第９節医療体制の整備」参照

５　緊急輸送活動の整備

「第２部第２章第７節交通確保体制の整備」参照

６　防災訓練の実施・連絡会議の設置

（１）防災訓練

関係機関は、協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年１回以上行うものとする。

（２）連絡会議の設置

関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年 10 月１日に連絡会議を開催する。

なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第２節　応急対策

第１　海上災害対策

１　被害情報等の連絡

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

２　活動体制の確立

（１）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制を整える。

（２）県の活動体制

県は、海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合など、状況に応じて災害警戒本部または災害対策本部を設置し、災害の応急対策のための必要な体制を確立する。

（３）市及びその他の防災関係機関の活動体制

市、消防機関など防災関係機関は、災害の状況及び規模に応じ、または県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

３　現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

（１）目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

（２）設置

災害の規模等を踏まえ、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

（３）設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所でかつ現場活動の一体性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

（４）参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、概ね以下のとおりとする。

ア　県

イ　関係市町村

ウ　第十管区海上保安本部

エ　関係事業者
オ　消防機関
カ　県警察
キ　日本赤十字社鹿児島県支部
ク　県・市郡医師会
ケ　九州運輸局鹿児島運輸支局
コ　自衛隊
サ　その他関係機関・団体

（５）関係機関への連絡員派遣要請

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、上記（４）の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持するものとする。

（６）連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

ア　災害及び負傷者の状況把握
イ　各機関の応急対策実施状況及び準備体制等
ウ　海上警戒区域設定等の海上安全対策
エ　現地の統制及び周辺の立入規制、交通規則
オ　海上における負傷者の救急・救護
カ　負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
キ　海上における負傷者の搬送
ク　応急救護所の設置・運営
ケ　負傷者の医療機関への搬送
コ　乗船者の一時避難場所
サ　家族等への対応
シ　遺体の搬送及び安置所等
ス　各機関が発表する広報内容の確認等
セ　その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

（７）運営方法

ア　現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。

イ　各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。

ウ　随時または定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

（８）資機材

県、関係市町村及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、以下の資機材を基本として準備する。

・テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録票、用紙、発電機、パソコン、プリンター、用紙、筆記具、その他必要物品

（９）廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

４　実施事項

各機関の災害発生時の応急対策等の実施事項は、次のとおりとする。

機関名	実施事項
県	1　被害情報収集及び関係機関への連絡通報 2　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 3　被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 4　自衛隊、他の市町村、消防機関への応援要請 5　応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 6　報道機関への対応 7　現地連絡調整所の設置及び運営 8　その他の災害応急対策
第十管区海上保安本部	1　災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 2　警戒区域設定、警戒警備 3　海上交通安全の確保 4　捜索活動及び救出救助活動 5　海上における負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 6　消火活動 7　被災船舶への人員、物資の緊急輸送 8　避難誘導 9　被災船舶乗船者の遺体の収容、見分等 10　報道機関への対応 11　現地連絡調整所の設置及び運営 12　その他の災害応急対策

機関名	実施事項
関係市町村	1　被害情報収集及び関係機関への連絡通報 2　他の市町村、消防機関への応援要請 3　応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 4　一時避難所の設置及び運営 5　遺体一時収容所の設置 6　無傷者、軽傷者の接遇 7　乗船者の家族、関係者への連絡、対応 8　報道機関への対応 9　現地連絡調整所の設置及び運営 10　その他の災害応急対策
消防機関	1　救出救助活動 2　負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 3　消火活動 4　現地連絡調整所への連絡員の派遣 5　その他の災害応急対策
医療機関	1　医療救護班の編成 2　救出救助活動 3　負傷者のトリアージ、応急処置、必要な医療処置、搬送順位の決定 4　現地連絡調整所への連絡員の派遣 5　その他の災害応急対策
県警察	1　警察用航空機等による被害情報収集 2　捜索活動及び救出救助活動 3　避難誘導 4　遺体の検視、見分等 5　交通規制、群衆整理 6　現地連絡調整所への連絡員の派遣 7　その他の災害応急対策
関係事業者	1　第十管区海上保安本部への事故発生の通報 2　乗船者（氏名、連絡先等）の把握 3　救出救助活動 4　消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 5　避難誘導 6　無傷者、軽傷者の接遇 7　乗船者の家族、関係者への連絡、対応 8　報道機関への対応 9　現地連絡調整所への連絡員の派遣 10　その他の災害応急対策

機関名	実施事項
九州運輸局 鹿児島運輸支局	１　海上災害応急対策の実施（船舶運行事業者に対する救援要請等） ２　現地連絡調整所への連絡員の派遣 ３　その他の災害応急対策
自衛隊	県または第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 １　海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） ２　現地連絡調整所への連絡員の派遣 ３　その他の災害応急対策
その他の関係機関・団体	１　海上災害応急対策の実施 ２　現地連絡調整所への連絡員の派遣 ３　その他の災害応急対策

５　消火活動

（１）第十管区海上保安本部等による消火活動

ア　第十管区海上保安本部または消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

イ　関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ　第十管区海上保安本部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

（２）消防機関による消火活動

ア　消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ　発生現場以外の市町村は、発生現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

６　広域的な応援体制

「第３部第１章第４節広域応援体制」参照

第２　海上流出油災害対策

１　活動体制の確立

市においては、本市及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

２　実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	１　油汚染状況の調査・確認 ２　油汚染発生の情報の通報 ３　油防除措置義務者に対する措置 ４　緊急的油防除措置 ５　関係行政機関等に対する油防除措置の要請 ６　海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	現場付近に関わる気象情報 （海上風、波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供）
九州運輸局 鹿児島運輸支局	１　海上輸送の調査及び指導 ２　船舶運航業者に対する航海の要請 ３　関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
自衛隊	１　流出油状況の調査 ２　遭難者の救護 ３　避難者の救出、救護 ４　沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ５　流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 ６　人員・物資の輸送等
鹿児島県	１　沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ２　回収油の処分の連絡調整 ３　漂着油の回収状況の把握 ４　漁業被害等の取りまとめ ５　応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 ６　応援要請、その他の応急措置 ７　その他海上保安部の行う応急対策への協力
県警察本部	「第３部第１章第８節災害警備体制」によるほか、次の事項 １　警備艇による油などの流出海面のパトロール、他船舶または陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り ２　危険防止または民心安定のための広報活動
関係市町村	１　漂着油の状況把握 ２　沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ３　沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置 ４　沿岸及び地先海面の警戒 ５　沿岸住民に対する避難の指示

関係機関	実施事項
関係市町村	6　ふ頭または岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 7　沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 8　漂着油の除去措置 9　回収した油の処分 10　海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 11　その他海上保安部の行う応急対策への協力
日本赤十字社 鹿児島県支部	救護班を派遣して行う医療救護、及びその他の業務
県・関係市町村 社会福祉協議会	1　ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 2　ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
鹿児島湾・志布志湾、鹿児島県西部、薩摩半島南部地区、奄美群島排出油防除協議会	1　流出油情報の関係機関への伝達 2　防災資機材のあっせん及び流出油の防除等、事故発生企業への協力 3　流出油の防除、消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	1　第十管区海上保安本部（管内事務所（分室含む）及び巡視船艇を含む） 2　遭難船舶乗組員の人命救助 3　遭難船舶の破損個所の修理、積荷油等の他の油槽または船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等 4　オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 5　防災資機材の調達及び輸送
関係漁協、その他の関係機関、団体	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部署、その他関係機関の応急対策に協力する。

３　被害情報等の連絡

当該区域内に被害が発生したとき、市は、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

４　広域的な応援体制

「第３部第１章第４節広域応援体制」参照

５　沿岸住民への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、または波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

第２章　道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生などの大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

第１　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

１　所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

２　所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

３　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

第２　緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。このため、道路管理者においては、防災拠点間（または、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第３　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第４　情報の収集・連絡手段の整備等

1　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

2　災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第２部第２章第２節通信・広報体制の整備」参照

第５　防災組織の整備

1　応急活動実施体制の整備

2　防災組織相互の連携体制の整備

3　広域応援体制の整備

「第２部第２章第１節防災組織の整備」参照

第６　防災訓練の実施

1　事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

2　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

第１　活動体制

１　事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

２　通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

３　被害情報等の報告

（１）道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡する。

（２）県

ア　県は、道路管理者等から受けた情報を関係市町村、防災関係機関へ連絡する。

イ　県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

（３）市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

図　事故通報連絡図

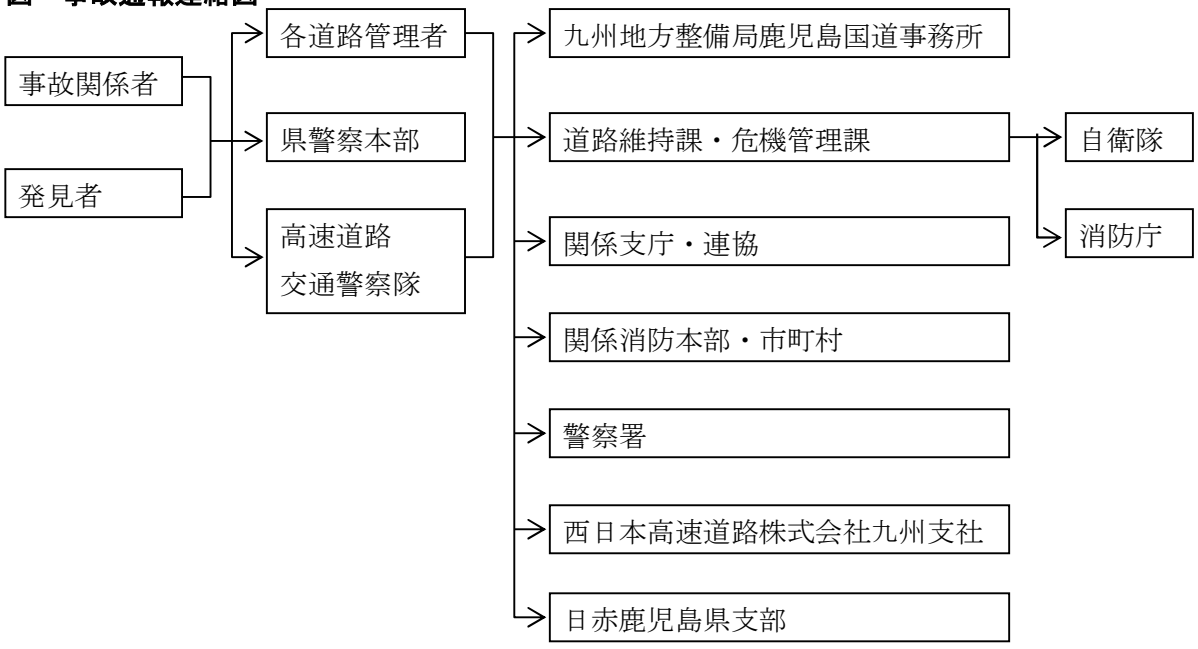

第２　発生時の初動体制

１　救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と人命の救助・救急活動を支援する。

２　交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

「第３部第２章第８節交通確保・規制」参照

第３　広域的な応援体制

「第３部第１章第４節広域応援体制」参照

第４　避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第５　被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第６　復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第３章　危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

第１　危険物等災害の防止

１　危険物の災害防止

（１）危険物災害の防止対策の実施状況

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

（２）危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、消防本部は、消防法に基づき次の予防措置を講ずる。

ア　立入検査等の実施

（ア）危険物施設の施工中または完成時に検査を実施する。

（イ）危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

（ウ）危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ　定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者または占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ　危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ　事業所における保安教育等の実施

上記ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ　消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第２　災害応急対策への備え

１　災害情報の収集・連絡手段の整備等

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第２部第２章第２節通信・広報体制（機器等）の整備」参照

２　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

「第２部第２章第１節防災組織の整備」参照

３　救助・救急、医療及び消火活動の整備

（１）救助・救急活動の整備

「第２部第２章第６節救助・救急体制の整備」参照

（２）医療活動の整備

「第２部第２章第９節医療体制の整備」参照

（３）消火活動の整備

「第２部第２章第４節消防体制の整備」参照

４　緊急輸送活動の整備

「第２部第２章第７節交通確保体制の整備」参照

５　避難活動の整備

「第２部第２章第５節避難体制の整備」参照

６　防災訓練の実施

（１）事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

第１　危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

１　石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

（１）災害が発生するおそれのある場合の措置

ア　情報及び警報等を確実に把握する。

イ　消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ　施設内の警戒を厳重にする。

エ　危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

（２）災害発生の場合の措置

ア　消防機関及びその他の関係機関への通報

イ　上記（１）イの消防設備を使用し災害の防除に努める。

ウ　危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ　災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

２　高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

（１）災害事故の急報及び現場措置

ア　通報

事故の当事者または発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

イ　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

（ア）初期消火、漏洩閉止等の作業

（イ）付近住民への通報

（ウ）二次災害防止措置(火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等)

（エ）その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ　防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

（２）通報の内容

ア　事故発生の場所・日時

イ　現場（通報時の実情と、とっている措置）

ウ　被害の状況

エ　原因となったガス名

オ　応援の要請、その他必要事項

３　火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

（１）保管または貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

（２）道路が危険であるか、または搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

（３）搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

４　電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

（１）災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

（２）危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

（３）出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止または電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

５　毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

（１）施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第２　活動体制の確立

「第３部第１章第１節応急活動体制の確立」参照

第３　広域的な応援体制の整備

「第３部第１章第４節広域応援体制」参照

第４　被害情報の報告

市は、市内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第５　救助・救急、医療及び消火活動の整備

１　救助・救急活動の整備

「第３部第２章第７節救助・救急」参照

２　医療活動の整備

「第３部第２章第 10 節医療・助産・メンタルケア」参照

３　消火活動の整備

「第３部第２章第５節消防活動」参照

第６　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第３部第２章第９節緊急輸送」参照

第７　避難収容活動

１　避難誘導の実施

「第３部第２章第６節避難の指示・誘導」参照

２　避難場所

「第３部第３章第１節避難所の運営」参照

３　要配慮者への配慮

「第３部第２章第 11 節要配慮者への緊急支援」参照

第８　被災者等への的確な情報伝達活動

「第３部第２章第３節広報」参照

第４章　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第１節　予防対策

第１　広報活動の充実

消防本部及び市は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第２　予防体制の強化

消防本部及び市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。

第３　防災組織の育成

消防本部及び市は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第４　予防施設、防災資機材の整備

消防本部及び市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

第５　情報の収集・連絡手段の整備等

（１）迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

（２）災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第２部第２章第２節通信・広報体制の整備」参照

第６　防災組織の整備

（１）応急活動実施体制の整備

（２）防災組織相互の連携体制の整備

（３）広域応援体制の整備

「第２部第２章第１節防災組織の整備」参照

第７　緊急輸送活動の整備

「第２部第２章第７節交通確保体制の整備」参照

第８　避難活動の整備

「第２部第２章第５節避難体制の整備」参照

第９　防災訓練の実施

（１）事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。

（２）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第１　活動体制

１　現場指揮本部等の設置

消防本部及び市は、火災通報を受けた場合、現場指揮本部を設置し関係機関と連携して防御に当たるとともに状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

２　空中消火体制

県は、消防機関等の地上隊による消火活動が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

３　通信連絡体制

消防本部及び市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町村、関係機関等に通報する。森林管理署、県及び市町村等は相互に情報交換等を行う。

図　林野火災通報連絡図

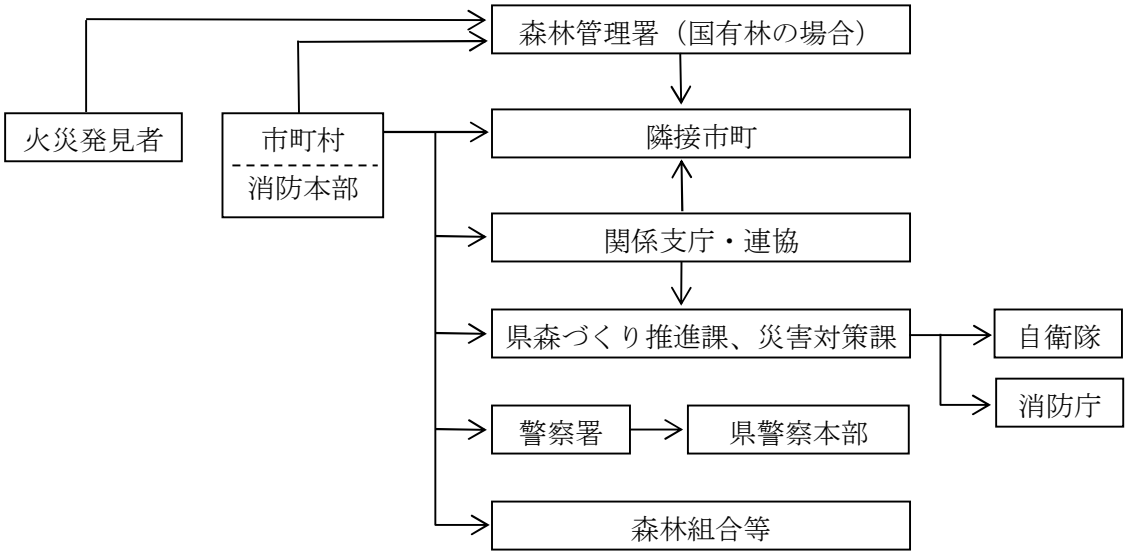

４　災害情報の収集・連絡体制の整備

「第３部第２章第２節災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

第２　関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

機関名	実施事項
各森林管理署	①　国有林に係る火災対策の総括的な業務 ②　国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 ③　国有林に係る火災の関係機関への協力要請 ④　国有林内への立入り制限、火の使用制限等 ⑤　国有林に係る火災関係情報の広報
消防本部	①　火災対策の総括的な業務 ②　救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ③　関係機関への情報伝達 ④　関係機関への協力要請 ⑤　立入り制限、火の使用制限等 ⑥　火災関係情報の広報 ⑦　避難所の設置及び運営 ⑧　広域応援
第十管区海上保安本部	①　被害規模に関する総括的な情報等の連絡 ②　救護班の緊急輸送
自衛隊	①　災害状況等情報の収集、通報 ②　救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ③　防災資機材の輸送 ④　防災資機材の海上輸送 ⑤　付近住民の避難に必要な支援
鹿児島県	①　関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ②　消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 ③　応援要請 ④　被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	①　警備活動 ②　災害状況等情報の収集 ③　救出救助活動 ④　立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容並びに手当

第３　広域的な応援体制の整備

「第３部第１章第４節広域応援体制」参照

第４　救助・救急、医療及び消火活動の整備

１　救助・救急活動の整備

「第３部第２章第７節救助・救急」参照

２　医療活動の整備

「第３部第２章第 10 節医療・助産・メンタルケア」参照

３　消火活動の整備

「第３部第２章第５節消防活動」参照

第５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第３部第２章第９節緊急輸送」参照

第６　避難収容活動の整備

１　避難誘導の実施

「第３部第２章第６節避難の指示、誘導」参照

２　避難場所

「第３部第３章第１節避難所の運営」参照

３　要配慮者への配慮

「第３部第２章第 11 節災害時要援護者への緊急支援」参照

第７　被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第３部第２章第３節広報」参照

第８　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

（１）市は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

（２）市は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第５章　不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合の対応について、必要な事項を定める。

第１節　不発弾等の処理主体等

第１　不発弾等処理の実施

本対策は、自衛隊法、関係４省庁通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」（昭和 33 年７月４日付防衛庁防－第 32 号、警察庁乙保第 12 号、自乙行第５号、昭 33 年軽第 1443 号）、総理府総務副長官通知「不発弾等処理交付金交付要綱等について」（総管第 524 号の２、昭和 48 年 10 月 30 日）、内閣総理大臣官房管理室「不発弾等処理交付金に関する手引き」（昭和 57 年 12 月）等に基づき実施するものとする。

第２　処理主体

市街地等で発見された不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処することとなる。

○　地方自治体＝地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。

○　県　警　察＝警察法に基づき個人の生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有する。

○　陸上自衛隊＝自衛隊法附則第 14 項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

※自衛隊施設内での不発弾等の処理

不発弾等が自衛隊施設内で発見され、周辺住民の避難が必要な場合における当該不発弾の処理については、処理主体は第一次的には当該施設の管理者となり、地方自治体、陸上自衛隊等の関係機関が第二次的な処理主体となる。このことから、第１節第４の関係機関の作業分担中、市は「住民の安全に関する事項」を担当する。

第３　不発弾等処理の流れ等

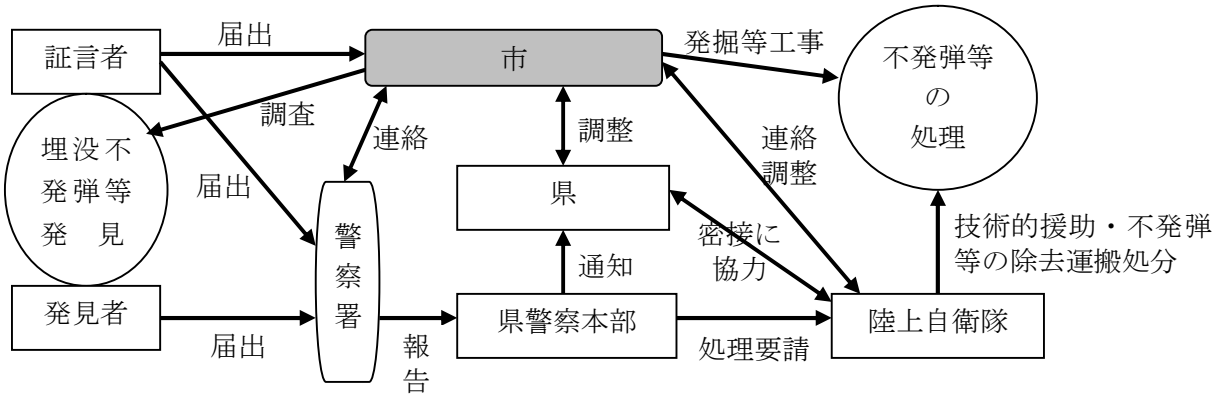

第４　不発弾の処理に伴う関係機関の作業分担

作　業　区　分		担　当	経費負担
工作物の移転復元の折衝及び設計等		市	市
発掘工事（業者委託または直営施行）		市	市
住民の安全に関する事項	住民避難	市	市
	避難区域内の警戒	市、警察署	市、警察署
	交通規制	警察署、道路管理者	警察署、道路管理者
技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分（信管除去、運搬及び処分）		陸上自衛隊	陸上自衛隊

第２節　処理のための事前準備

不発弾の処理日までの対応に関しては、概ね次のとおりとする。

第１　処理日程の作成

処理日程の作成については、概ね図１を基本とする。

図１　不発弾等処理の標準的な日程

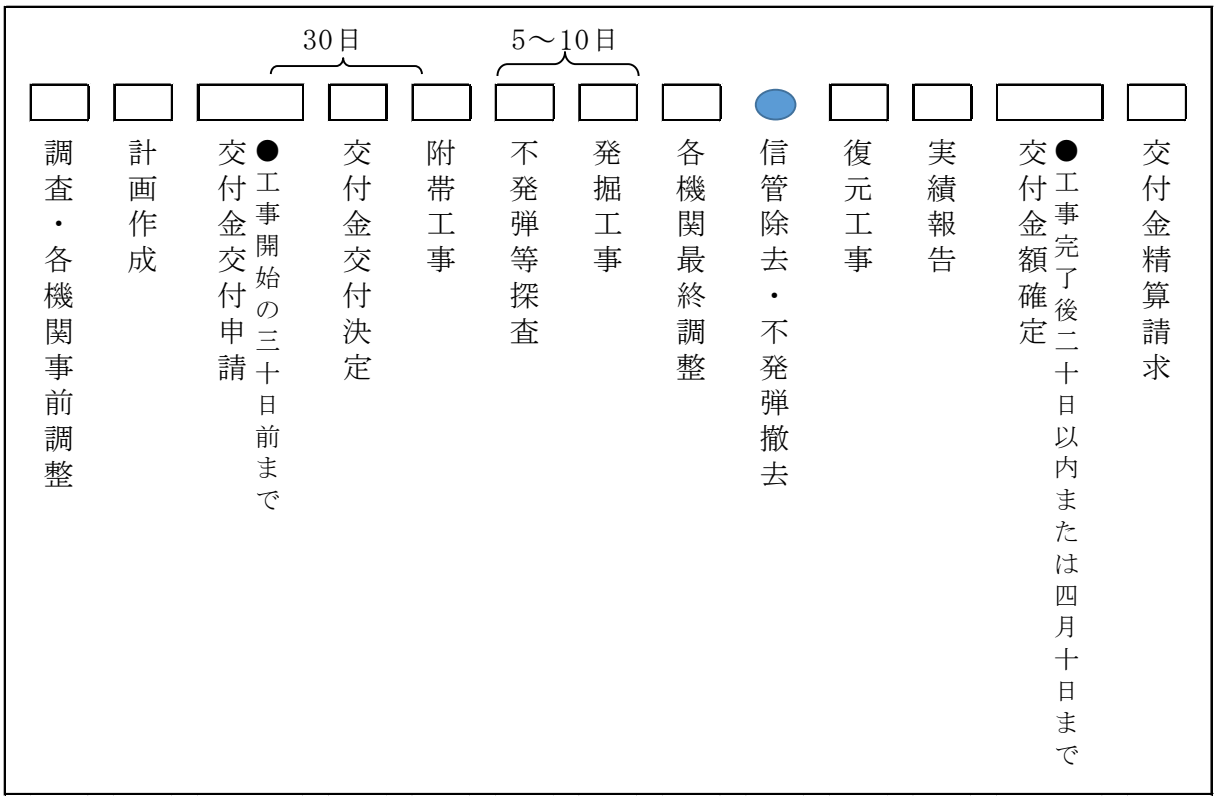

第２　関係機関との事前調整

不発弾等の処理の実施にあたっては、自衛隊、県、警察署、消防署等の関係機関による事前対策会議を開催し、処理内容について調整する。

事前調整事項	1　不発弾等処理日時 2　避難半径 3　避難場所 4　避難世帯及び避難人員 5　避難開始時刻及び完了時刻 6　交通規制時間 7　現地対策本部設置場所 8　救急活動 9　広報活動

第３　処理計画の作成等

関係各課及び関係機関は、事務分掌に応じて次による処理計画を作成する。

処理計画項目	1　工事計画 2　処理に伴う構造物の移転計画 3　交通規制計画 4　広報計画 5　警備計画 6　警戒区域設定と避難計画 7　救急・救護計画 8　処理日までの保安計画 9　その他必要な各機関別の行動計画

第４　自衛隊との協定締結

不発弾の処理に係る業務について事前に確認するため、概ね次の内容に基づく協定を市と自衛隊との間で締結する。

協定の内容	1　市が講ずる措置（住民の安全対策等） 2　自衛隊の処理部隊が講ずる措置（信管除去及び運搬等） 3　不発弾等の処理日の決定要領 4　その他処理に際して必要な事項

第５　交付金の申請

市は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて内閣府に交付申請を行う。
（処理費が 200 万円以上の工事が交付の対象となる）

※交付金交付対象経費

1　不発弾等探査費
2　工事費及び附帯工事費
3　測量及び試験費
4　用地損料及び補修費
5　工事雑費

第３節　処理体制

第１　市災害対策本部の設置及び廃止

（１）不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。

（２）災害対策本部は処理当日に設置する。

なお、現地において対策が必要な場合には、現地対策本部を設置する。災害対策本部及び現地対策本部は、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

（３）災害対策本部の組織及び主な事務分掌については、次頁図２のとおり。

図２　不発弾処理に伴う災害対策本部の組織及び主な事務分掌

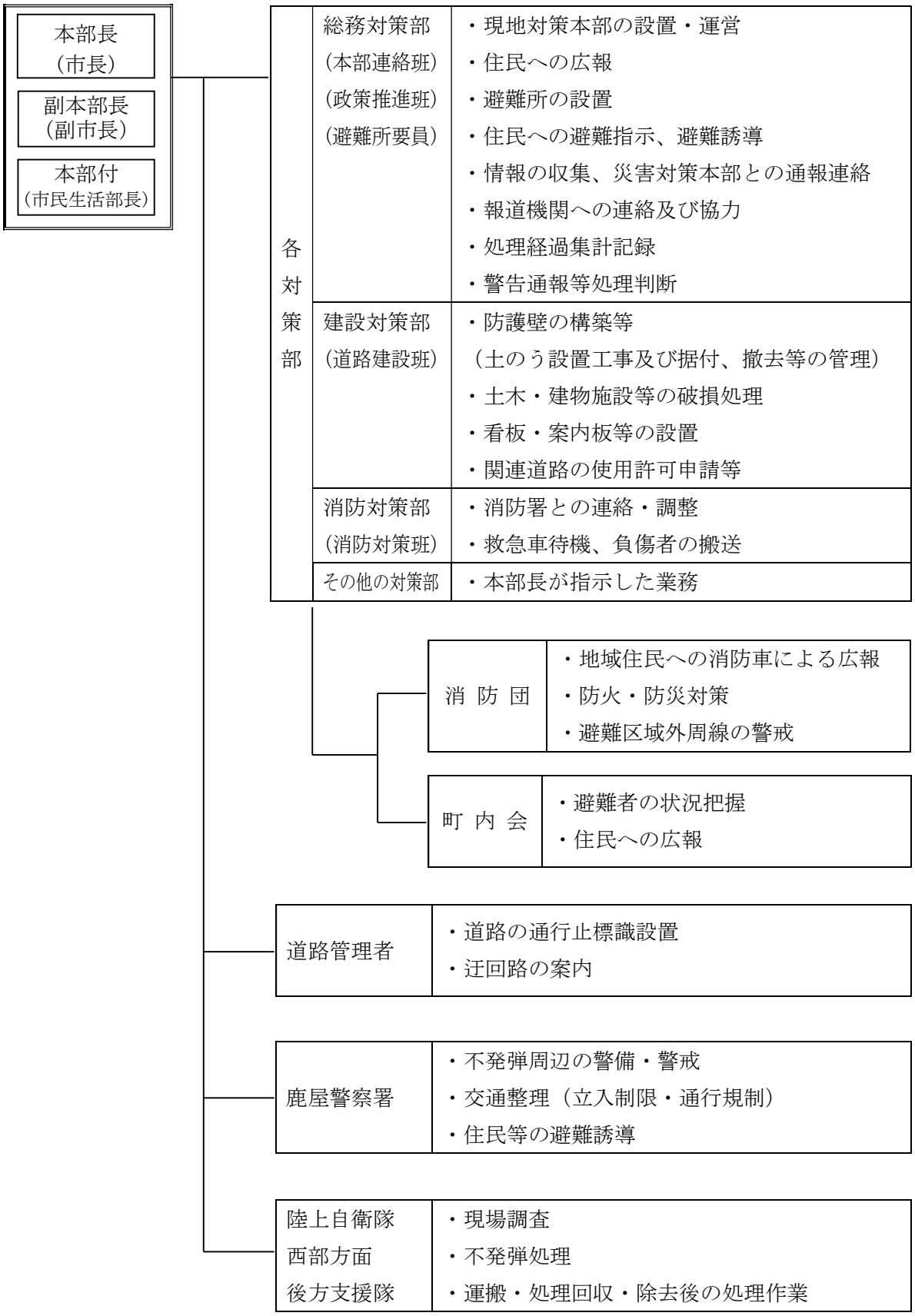

第２　警戒区域の設定

市長は不発弾処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

第３　避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施項目	１　避難誘導班の配置 ２　住民等に対する避難広報の実施 ３　避難所の開設と運営

第４　情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	１　不発弾の信管処理の進行状況 ２　避難所における避難者の状況 ３　交通機関停止及び道路交通規制等の状況 ４　その他の必要な情報

第５　報道対応等

本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第４節　海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第 99 条に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本地域防災計画を準用する。

第６章　航空機事故対策

鹿屋市及び鹿屋市周辺での航空機事故、海上自衛隊鹿屋航空基地での米軍機の訓練による航空機事故が発生した場合に、災害を最小限に留めるため、速やかな救助及び応援等の対策活動について、必要な事項を定める。

第１節　災害予防

第１　災害の想定

１　航空機事故災害の想定

災害時に被害を少しでも軽減し、二次災害を防止するために、消防機関を始めとする災害救助活動に従事する者は航空機事故災害の特性を知ることが重要であることから、災害の想定を行う。

（１）一般的な想定

ア　航空機には、通常多量の燃料が積載されているため、出火と同時にこれらの燃料が燃焼して、航空機全体が火炎に包まれる場合が多く、高熱のため消防隊等の接近が著しく困難になる。

イ　火災発生後短時間にして、マグネシウム合金等が燃焼し、金属部分が容易に溶解する。

ウ　機内には、多くの乗員が収容されている場合が多い。

（２）事故状態別の想定

ア　垂直に近い状態で激突した場合

瞬間的に爆発又は急激に延焼拡大し、主要構造物が破壊されて、その破片が広範囲に飛散する。

イ　緩い角度で墜落した場合

航空機の進行方向に破片が飛散し、数箇所に大きく分散して燃焼するほか、消火面が数箇所以上に及び場合が多い。

２　通信手段の確保

市は、航空機災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

第２節　応急対策

第１　航空機事故の発生

海上自衛隊鹿屋航空基地周辺で航空機事故が発生した場合には、「鹿屋航空基地周辺地域におけるアメリカ合衆国軍隊の航空機事故連絡協議会」が定める「鹿屋航空基地周辺地域におけるアメリカ合衆国軍隊の航空機事故にかかる初動対応要領」（以下「初動対応要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う。

１　事故時の応急措置

（１）緊急連絡通報

航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

○事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

○事故発生の日時、場所

○事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無

○事故現場の状況

○被害の状況

・死亡者及び負傷者の住所、氏名、年齢、職業並びに傷害の程度及び収容先

・住家等被害者の住所、氏名、年齢、職業及び被害の程度

○その他必要事項

（２）現場連絡所の設置

○航空機事故等が発生した場合に、関係機関が事故の規模、態様により「現場連絡所」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

○米軍機事故の場合は九州防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、それぞれ設置する現場連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

関係機関表

区分	機関名
県	鹿児島県
市	鹿屋市
消防	大隅肝属地区消防組合
警察	鹿児島県警察本部、鹿屋警察署
自衛隊	海上自衛隊鹿屋航空基地
地方防衛局	九州防衛局

第２　組織体制

１　災害対策本部の設置

市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは災害対策本部を解散する。市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、安全安心課及び政策推進課により情報収集活動を行う。

２　航空機事故対応の組織と活動

第３　情報連絡体制

１　事故の際の通報系統

米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合の通報系統は次のとおりである。

【緊急通報系統図】

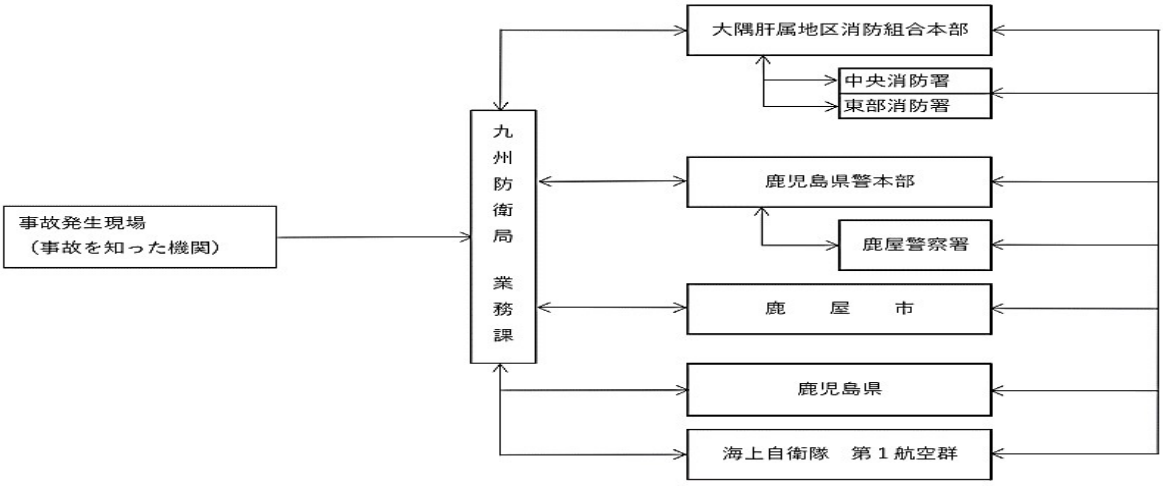

２　情報連絡体制の構築

防災行政無線を活用し、迅速な事故情報の収集・伝達による情報連絡体制の充実を図る。

３　庁内における連絡体制

（１）平日勤務時間内

○市内及び市周辺への航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の第一報入手部署は、安全安心課及び政策推進課とする。

○安全安心課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、安全安心課及び政策推進課が通常体制により情報収集活動とする。

（２）休日・夜間

○庁舎管理者（宿直、守衛）は、市内及び市周辺での航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の情報が関係機関からもたらされた場合には、ただちに安全安心課長及び政策推進課長に事故等に関する情報を連絡する。

○安全安心課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、安全安心課及び政策推進課のみへの連絡とする。

第４　航空機事故への対応活動

１　対応活動

（１）航空機の墜落等

市及び市周辺での航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等が発生した場合、次の対応活動を実施する。

○職員を初動対応要領による現場指揮所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも職員を派遣して情報収集にあたる。

○市長公室長は、マスコミ対応にあたる。

○安全安心課及び政策推進課広報グループは、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。

○安全安心課は、鹿児島県災害対策本部との連絡を緊密に行う。

○政策推進課広報グループは、テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録にあたる。

（２）市周辺への航空機からの落下物等

市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

○安全安心課及び政策推進課は、関係機関からの情報収集に努める。

２　住民対応活動

○市内に航空機が墜落した場合には、安全安心課は、災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

○被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、鹿児島県の市町村による「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

○住民に対する広報活動を実施する。

○災害対策本部から住民に対する避難指示等が発令された場合には、鹿屋市地域防災計画一般災害対策編に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

３　ライフライン関係機関等の連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を行い、市民生活の早期の復興に努める。

４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、危険防止及び応急対策のために県警察が実施する交通規制に協力する。

また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて鹿児島県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示がなされた場合は速やかに対応する。

５　消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署の後方支援にあたる。

第５　その他

１　災害対策本部の体制

○災害対策本部の体制は、鹿屋市地域防災計画『一般災害対策編 第３部 災害応急対策第１章 活動体制の確立』を準用するものとし、災害の規模により、市の動員配備計画の配備体制により参集命令を出す。

○事務分掌は、鹿屋市地域防災計画『一般災害対策編 第３部 災害応急対策 第１章 活動体制の確立 第３ 市災害対策本部』の事務分掌によるが、特殊な災害であるため、災害の状況によっては、災害対策本部で臨時に事務分掌を決定する。

第５部　災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第１　災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、鹿屋市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

（１）災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

（２）査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

（３）緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

（４）災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに択われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

（５）査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

（６）大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

（７）災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

（８）大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

「災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画

ウ　砂防設備災害復旧事業計画

エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画

ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画

ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画

（２）農林水産施設災害復旧事業計画

（３）都市災害復旧事業計画

（４）上下水道災害復旧事業計画

（５）住宅災害復旧事業計画

（６）住宅福祉施設災害復旧事業計画

（７）公共利用施設、病院等災害復旧事業計画

（８）学校教育施設災害復旧事業計画

（９）社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

４　復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・解除の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第２節　激甚災害の指定

第１　激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、災害の状況を速やかに県に報告する。

図　激甚災害指定フロー

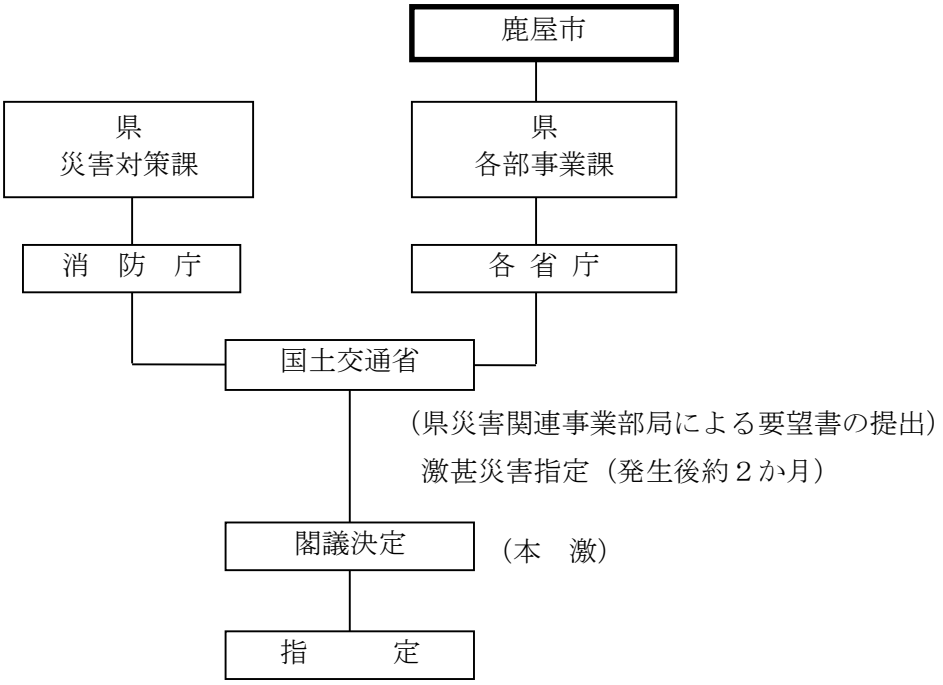

第２　特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第１節　被害者の生活確保

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第１　市民生活相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

１　処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、被災市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、市は、県及び厚生労働省の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保する。

２　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

３　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、定める。

第３　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用に関する事項

１　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

（１）市は、国土交通大臣に対し、**大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法**（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合、所要の申請を行うものとする。

（２）市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

ア　市の面積
イ　り災土地の面積
ウ　市の建物戸数
エ　滅失戸数
オ　災害の状況
カ　その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

２　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第４　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>支　給　の　内　容　等</th></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>1　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
2　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
3　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
4　上記１または２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に関わる自然災害
5　上記１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害</td></tr>
<tr><td>対象世帯</td><td>1　居住する住宅が全壊した世帯
2　居住する住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期化している世帯
4　住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支給額
支給対象経費</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
（※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額）
1　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td rowspan="2">住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>対象世帯の（1）</td><td>対象世帯の（2）</td><td>対象世帯の（3）</td><td>対象世帯の（4）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
2　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円
（1）生活関係経費
ア　通常または特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費
イ　自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費
ウ　住居移転費または交通費
エ　住宅を賃貸する場合の礼金</td></tr>
</table>

区　分	支　給　の　内　容　等
支給額 支給対象 経費	（２）居住関係経費 ア　民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） イ　住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ウ　住宅の建設、購入のための借入金の利息 エ　ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費 ※大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度。補修を含む) ※長期避難世帯は特例として更に① ③の経費について支給限度額の範囲内で、70万円を限度に支給 ※他の都道府県に移転する場合は⑤～⑧それぞれの支給限度額の１／２
申請先	県（市町村経由）

第５　被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対し、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	１　被災者生活再建支援法が適用された市町村 ２　上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯数	１　全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ２　商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者(①の支給対象者は除く) ３　上記１、２に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金（支給限度額は300万円）の支給対象となる世帯は除く。 ４　上記１、２うち、被災日の前年の１月１日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記１、２については１世帯（１事業者）当たり20万円 上記４については１世帯（１事業所）当たり50万円

第６　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金の支給

自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給する。

区　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	１　市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が５以上ある災害 ２　県内において、住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） ３　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） ４　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	１　死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……500万円 ２　その他の場合……250万円

２　災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に重度の障がいがある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	１　市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が５以上ある災害 ２　県内において、住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） ３　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） ４　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２つ以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	１　両目が失明したもの ２　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ３　神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ４　胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ５　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ６　両上肢の用を全廃したもの

区　分	支　給　の　内　容　等
支給対象	7　両下肢をひじ関節以上で失ったもの 8　両下肢の用を全廃したもの 9　精神または身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの。
障害見舞金	1　当該災害により負傷しまたは疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合の額‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥250万円 2　その他の場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥125万円

３　小災害り災者に対する見舞金の支給

市内で発生した災害救助法の適用に至らない小規模な火災・風水害の被害を受けた者に対し、災害見舞金及び災害見舞品を支給する。見舞金の金額は、災害により受けた被害の種類及び程度に応じて、それぞれ次のとおりとなる。

被害の種類及び程度	給付単位	見舞金の限度額		
死亡	１人につき			200,000円
１か月以上入院を要する重傷	１人につき			50,000円
住居の全焼、全壊、流出	１世帯につき	世帯員	２人以下	50,000円
			３人～５人	100,000円
			６人以上	150,000円
住居の半焼、半壊	１世帯につき	世帯員	２人以下	40,000円
			３人～５人	80,000円
			６人以上	120,000円
住居の床上浸水	１世帯につき	世帯員	２人以下	30,000円
			３人～５人	60,000円
			６人以上	100,000円

４　県の災害弔慰金・見舞金の支給

（１）県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区　分	支　給　の　内　容　等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が５以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害 （災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く）。
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者１人当たり100万円とする。

（２）県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区　分	支　給　の　内　容　等
対象災害	１　災害救助法による救助が行われた災害 ２　一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が５以上ある災害（上記１の災害に該当するものを除く） ３　上記１、２に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 ４　その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流出または埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
弔慰金の額	見舞金の額１世帯当たり10万円とする。

第７　税の減免措置

１　税の徴収猶予等

（１）市長は、地方税法第15条の規定に基づき、市税の納税者または特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者または特別徴収義務者の申請により１年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。

（２）地方税法第20条の５の２の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は、災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

２　税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第８　雇用の創出

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

第９　職業のあっせん等

１　職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職または一時的に就職を希望する者とする。

２　職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。

ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

３　求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がないまたは不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第10　災害時における日本郵政（株）の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

３　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

４　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

５　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

６　郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

（１）郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

（２）簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

を実施するものとする。

７　病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

８　簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

９　被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第 11　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市の活動の支援に努めるものとする。

第 12　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早急に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、市に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第 13　被災者台帳の作成

防災基本計画の修正に市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２節　被災者への融資措置

第１　民政関係の融資（福祉費（災害援護経費））

１　生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区　分	支　給　の　内　容　等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 １　資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること ２　独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること
融資の手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150 万円以内
償還期間	据置期間（６か年以内無利子）経過後７年以内に償還を完了するものとする。
利　率	年 1.5%（保証人がある場合は無利子）

２　災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき条例の定めるところにより、災害援護資金の貸付けを行う。

区　分	支　給　の　内　容　等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国２／３、県１／３
貸付申し込み受付期間	披災日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日まで
貸付対象世帯	１　同一の世帯に属するものが１人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯

区分	支　給　の　内　容　等
貸付対象世帯	２　同一の世帯に属するものが２人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 ３　同一の世帯に属するものが３人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 ４　同一の世帯に属するものが４人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 ５　同一の世帯に属するものが５人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 ６　住居が滅失または流失した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

貸付区分		貸付限度額（円）	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
１ 世帯主が負傷した場合(療養に約１ヶ月以上かかること)	(１)家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0% 据置期間中は無利子	10年以内 据置期間を含む	３年	半年賦または年賦　原則として元利均等償還	保証人
	(２)家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(３)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(４)住居が全壊した場合	3,500,000					
２ 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約１ヶ月かからない場合も含む)	(１)家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	(２)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(３)住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(４)住居全体が滅失し、または流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の１/３以上に達した場合をいう。
「特別な事情」…被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第２　住宅資金の融資

１　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、または損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、または他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、または当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。適用される災害、建設等の基準、貸付対象者、貸付条件などは、住宅金融公庫の定めるところによる。

２　一般個人住宅の災害特別貸付け

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して、住宅金融公庫が資金を融資するものである。適用される災害、建設等の基準、貸付対象者、貸付条件などは、住宅金融公庫の定めるところによる。

３　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく指示により、自ら居住し、または他人（親族等）に無償で貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、または建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。適用される災害、建設等の基準、貸付対象者、貸付条件などは、住宅金融公庫の定めるところによる。

第３　農林漁業関係の融資

１　天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

（１）被災農林漁業者に対する経営資金

区分	融　資　の　内　容　等
貸付使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造または取得資金その他農林漁業経営に必要な資金

区分	融　資　の　内　容　等
貸付の対象者	1　被害農業者 　農業を主な業務とする者であって、天災（政令で定めたものに限る。）による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨の市町村長の認定を受けた者または天災（政令で定めたものに限る。）による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積５アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者 2　被害林業者 　林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、その者の平年における林業による総収入額の100分の10以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけぼた木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 3　被害漁業者 　漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、その者の平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨または天災によるその所有漁船（政令で定めるものを除く。）若しくは漁具（政令で定めるものを除く。） 4　特別被害農業者 　被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあっては100分の30）以上である旨または天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあっては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者 5　特別被害林業者 　被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、その者の平年における林業による総収入額の100分の50以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者

<table>
<tr><th>区分</th><th>融　資　の　内　容　等</th></tr>
<tr><td>貸付の対象者</td><td>６　特別被害漁業者
被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、その者の平年における漁業による総収入額の100分の50以上である旨または天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>１　特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者または特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者･････････････････年３％以内
２　天災による農作物等、林産物または水産動植物の損失額が平年における農業、林業または漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者････年5.5％以内
３　その他･･･年6.5％以内</td></tr>
<tr><td>償還期限</td><td>６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）</td></tr>
<tr><td>貸付の条件</td><td>
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">貸付対象者</th><th colspan="2">天災融資法</th><th colspan="2">激甚災害法</th></tr>
<tr><td colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額またはＢ万円のど（らか低い額）</td><td colspan="2">貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額またはＢ万円のどちらか低い額）</td></tr>
<tr><td>A%</td><td>Ｂ万円個人
（()は法人）</td><td>A%</td><td>Ｂ万円個人
（()は法人）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">農業者</td><td colspan="2">果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般農業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開拓者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td colspan="3">林業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">漁業者</td><td colspan="2">漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>80</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td colspan="2">水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500(2,500)</td><td>60</td><td>600(2,500)</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般漁業者</td><td>50</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　日本政策金融公庫の災害資金

資金名		資金使途・内容	貸付利率（%）	償還期限(年以内) 償還期間	償還期限(年以内) うち据置期間	貸付限度額（万円）	融資率(%)
農業	農業漁業ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.18	10	3	個人 600 （特認：年間経営費等の 12 分の３）	100
農業	農業基盤整備基金	農地、牧野の保全またはその利用上必要な施設の復旧費	0.16 ～ 0.20	25	10	（下限 50）	100
農業	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）	0.20 ～ 0.35	15 （果樹の改植、補植） 25	3 （果樹の改植、補植） 10	１施設当たり 300 特認　600 漁船　1,000 （下限 50）	80
農業	共同利用施設	共同施設利用の復旧費	0.20	20	3	（下限 50）	80
漁業	漁港	漁港施設	0.16 ～ 0.20	20	3	（下限 10）	80
漁業	魚場整備	魚場整備施設	0.16 ～ 0.20	20	3	（下限 10）	
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.16 ～ 0.20	20 （特認 25）	3 （特認 7）	（下限 50）	80
林業基盤整備資金	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.16 ～ 0.20	15	5	（下限 50）	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること

第４　商工業関係の融資及び利子補助

１　鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

（１）目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

（２）融資対象者

融資対象者：県内で引き続き１年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

1　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第 12 条に規定する特例が適用された者（県内における災害による被害を受けた者に限る。）

2　災害救助法第２条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

3　被災者生活再建支援法第２条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

4　知事が特別に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金　2,000 万円
　　設備資金　3,000 万円

融資期間：運転設備資金　７年以内（据置２年以内）
　　設備資金　10 年以内（据置３年以内）

融資利率：１年以内　年 1.6%
　　１年超３年以内　年 1.8%
　　３年超５年以内　年 1.9%
　　５年超７年以内　年 2.1%
　　７年超 10 年以内　年 2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③　年０%、融資対象者④　年０%～年 1.40%
　　※割引料率
　　担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合
　　-0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所、商工会（組合は中小企業団体中央会）

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書

２　政府系金融機関の融資

（令和２年４月１日現在）

機関名／事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害または武力攻撃災害の影響を受けた直接被害事業者及び間接被害事業者
融資制度	別枠　１億５千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に１災害につき、３千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転　10年以内 設備　15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転　10年以内 設備　20年以内
据置措置	２年以内	２年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	３年以内
担　保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特別対象設備は当該利率となります。 （異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注)融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

３　鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所または営業所を有し、原則として引き続き６ヶ月（激甚災害保証の場合１ヶ年）以上同一事業を営んでいる中小企業者
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人　２億8,000万円　組合　４億8,000万円 （激甚災害保証の場合は、別枠)

保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合　運転資金５年、設備資金７年以内）
保証人及び担保	連帯保証人　２名以上（法人の場合は代表者の他に２名以上） 担保は必要に応じ徴求する。
返済方法	一括または分割返済
信用保証料率	有担保保証年1.25%、無担保保証年1.35%（激甚災害保証の場合　年0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

（１）担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）

（２）会計参与設置会社、公認会計士もしくは監査法人の監査を受けている事業者

４　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

（１）目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金または県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

（２）利子補助対象

県が災害発生の日から知事が災害の都度定める期間(概ね６ヶ月以内)に指定した災害において被災した中小企業者が借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息災害復旧資金：政府系資金または県(緊急災害対策資金)・市の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

（３）補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下　　年1.80%
　　融資額200万円超600万円以下　　年1.35%
　　融資額600万円超1,500万円以下　　年0.90%

補 助 期 間：５年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申 込 み 先：被災事業所の所在する市町村(商工団体経由の市町村もあり)

添 付 書 類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願
・災害により被害を受けたことの市(町・村)長、消防署長等の証明書または証明書の写し
・事業報告書
・市(町・村)長が必要と認める書類